埼玉農林業・農山村振興ビジョン

埼玉県のマスコット「コバトン」

彩の国 埼玉県

ごあいさつ

本県は温暖な気候をはじめ、利根川、荒川などの「水の利」、首都圏4300万人のマーケットの中にある産地という「地の利」を生かし、米、麦、野菜、花き、畜産など多彩な農産物が生産されています。

農林業・農山村は食料や木材を安定的に供給するだけでなく、県土の保全や水源の涵養、自然環境の保全などを通じて県民生活の安全・安心を築く「生命産業」として重要な役割を果たしています。また、食品産業や観光業などと結び付き地域の経済を支える重要な役割を担うとともに、美しい風景や伝統文化の維持・形成などを通じて県民の豊かな暮らしに寄与しています。

一方、農業従事者の減少や高齢化、TPP等によるグローバル経済の進展など農林業・農山村を取り巻く環境は大きく変化しています。

本県では、こうした環境の変化に的確に対応し、農林業・農山村の持続的な発展を図るため、平成28年度からの5年間に取り組むべき施策を取りまとめた「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」を策定しました。

ビジョンでは本県の強みを最大限に生かし、農林業の「稼ぐ力」、農林業に係わる「人材力」、農山村の「地域力」を高める取組を進めることとしています。

私は農林業の一番の課題は「稼ぐ力」を強化していくことであると考えています。この「稼ぐ力」を強化することができれば、若者や女性をはじめとした本県農業を担う人材の確保にも繋がり、農林業・農山村が元気になるといった好循環を生み出すことができるものと考えています。

今後、このビジョンに基づき、農林業者をはじめ関係団体、市町村、県民など農林業・農山村に関わる多くの方々と一丸となって、様々な施策を展開し、本県農林業の成長産業化と活力ある農山村を実現してまいります。

結びにビジョン策定に当たって貴重な御意見をいただいた各界各層の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成28年6月

埼玉県知事　上田清司

目　　次

序　章　はじめに …… 1
1　ビジョン策定のねらい …… 2
2　目標年度 …… 2
3　ビジョンの構成 …… 4

第Ⅰ章　埼玉農林業・農山村の姿 …… 5
1　農業の構造 …… 6
2　農産物の生産 …… 10
3　新鮮・安全・安心な農産物の供給 …… 13
4　森林 …… 16
5　林業の構造 …… 19
6　農山村 …… 21

第Ⅱ章　農林業・農山村を巡る潮流 …… 25
1　少子高齢化の進展とライフスタイルの変化 …… 26
2　ICTやロボットなどの技術革新の進展 …… 27
3　都市住民の農山村地域への関心の高まり …… 28
4　国産木材の需要の拡大 …… 29
5　TPPやEPA等による国際競争の激化 …… 30
6　世界の人口増に伴う食料不足の懸念 …… 31
7　外国人の和食や日本の食材への関心の高まり …… 32
8　地球温暖化の進行 …… 32

第Ⅲ章　本ビジョンが目指す将来像 …… 33
1　担い手による付加価値の高い食の安定供給と成長産業化が進む農業 34
2　様々な働きを通じて県民生活・経済を支える森林・林業 …… 36
3　地域資源を活用した多様な取組が展開されている農山村 37

第Ⅳ章 取組の展開方向 …… 39

食料・農業 …… 40

1 成長する埼玉農業を支える担い手を育成する …… 40

(1) 意欲ある農業経営体の経営力向上 …… 41

(2) 埼玉農業を担う新規就農者の確保 …… 43

(3) 地域農業を支える多様な担い手の育成 …… 44

2 優良農地の確保と農地の有効活用を進める …… 46

(1) 優良農地の確保 …… 47

(2) 農地の有効活用 …… 47

(3) 農業生産を支える基盤の整備 …… 49

3 多彩な農産物の生産力を強化する …… 52

(1) 持続可能な産地体制整備の促進 …… 53

(2) 産地を支える戦略的試験研究の推進 …… 62

(3) 環境に配慮した農業の振興 …… 63

4 埼玉農産物の需要拡大を推進する …… 64

(1) 多彩な地産地消の推進 …… 65

(2) 付加価値を高める農業の6次産業化及び農商工連携の促進 66

(3) 農産物・加工食品のブランド化と輸出拡大 …… 68

(4) 流通システムの合理化 …… 69

5 食の安全・安心を確保する …… 70

(1) 安全な県産農産物の生産・供給 …… 71

(2) 食品表示の適正化の推進 …… 71

森林・林業 …… 72

6 森林の循環利用を推進する …… 72

(1) 森の若返りの推進 …… 73

(2) 林業生産性の向上 …… 75

(3) 担い手の育成 …… 77

7　県産木材の利用を促進する …… 78
(1)　安定的な供給体制の整備 …… 79
(2)　住宅での利用拡大 …… 81
(3)　公共施設等での利用拡大 …… 82
(4)　未利用木質資源の利用促進 …… 83
8　森林を整備･保全する …… 84
(1)　公益的機能を持続的に発揮できる森林の整備 …… 85
(2)　森林保全対策の推進 …… 88
農山村 …… 90
9　活力ある農山村を創る …… 90
(1)　農林業を核とした活力ある農山村の創生 …… 91
(2)　農業･農山村の多面的機能の向上･発揮 …… 94
(3)　地域特性を生かした地域農林業の振興 …… 95
(4)　鳥獣被害防止対策の推進 …… 97
10　県民の農林業･農山村を大切にする意識を醸成する …… 98
(1)　体験･学習･交流機会の充実 …… 99
(2)　県民参加の森づくりの推進 …… 102

第Ⅴ章　ビジョンの推進に当たって …… 103
1　県民参加の取組の必要性と役割分担 …… 104
2　ビジョンの実効性の確保 …… 105

参考資料 …… 107
1　策定の経緯 …… 108
2　用語集 …… 110

序　章

はじめに

1 ビジョン策定のねらい

農林業・農山村は県民生活に欠かせない食料や木材などの供給のみならず、食品産業や観光業などと結びつき、地域の経済や県民生活に活力をもたらすなど重要な役割を担っています。また、県土の保全や水源涵養などを通じて県民生活の安心を築くとともに、美しい風景や伝統文化の維持・形成などのいわゆる多面的機能を通じて県民の豊かな暮らしに寄与しています。

しかし、基幹的農業従事者の減少や高齢化による農業構造の変化に加え、人口減少や高齢化による食料消費量の変化、多様化する消費者のニーズ、食に対する安全・安心への関心の高まり、情報通信技術（ICT）やロボットなどの技術革新、世界の木材需給の変化、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定や経済連携協定（EPA）等のグローバル経済の進展など、本県の農林業・農山村を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、様々な課題に直面しています。

こうした変化し続ける環境に的確に対応しつつ抱える課題を解決していくためには、農林業の稼ぐ力・農林業に関わる人財力・農山村の地域力を高める所要の取組を着実に展開し、本県農林業の成長産業化と多面的機能の発揮による豊かで安らぎある県民生活の実現を図っていく必要があります。

また、埼玉の農林業・農山村の役割は広く県民生活に関わるものであり、その最大限の発揮のためには、農林業関係者や関係機関・団体のみならず、多くの県民が農林業・農山村に対する思いを共有し、それぞれの役割を十分発揮しながら、生産から消費までに関する様々な取組を強化していく必要があります。

このような考えのもと、本ビジョンは本県農林業・農山村の将来像を描き、これを実現する施策を総合的に推進するために策定するものです。

2 目標年度

目標年度は平成28年度から5年後の平成32年度とします。

策定のねらい

農林業・農山村は県民の豊かな暮らしに寄与

- 食料や木材などの供給
- 県土の保全・水源涵養（かん）
- 美しい風景や伝統文化の維持・形成

etc

農林業・農山村を取り巻く環境が変化

- 農業従事者の減少や高齢化
- 食料消費量の変化と多様化する消費者ニーズ
- 食に対する安全・安心への関心の高まり
- 情報通信やロボットなどの技術革新
- 世界の木材需要の変化
- TPP等のグローバル経済の進展

etc

環境変化に対応するため3つの力を高める取組を展開

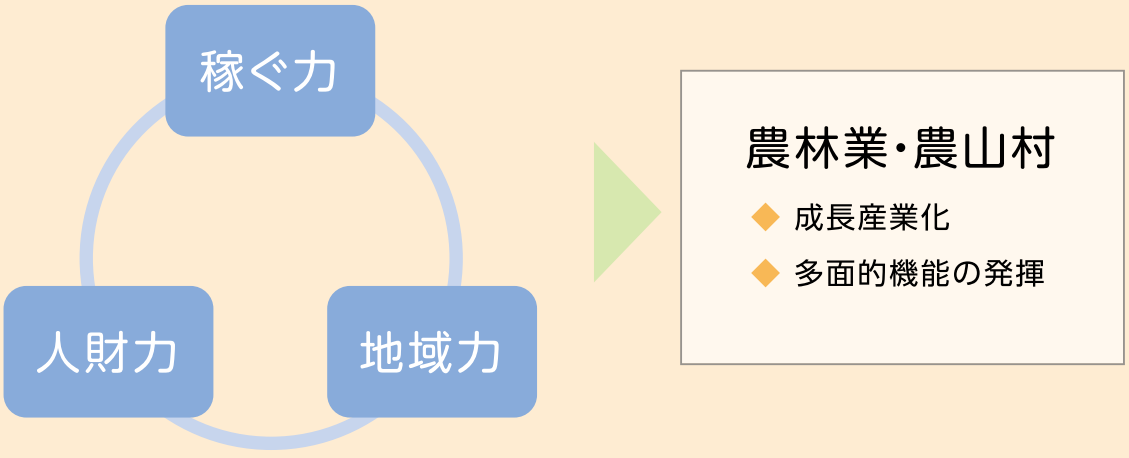

豊かで安らぎある県民生活の実現

3 ビジョンの構成

第Ⅰ章　埼玉農林業・農山村の姿

本県の農林業・農山村に関する6分野について、現状と課題を整理しています。

第Ⅱ章　農林業・農山村を巡る潮流

農林業・農山村を巡る潮流をとらえ、課題を整理しています。

第Ⅲ章　本ビジョンが目指す将来像

本ビジョンが目指す将来像について、食料・農業、森林・林業、農山村の3分野について示しています。

〔食料・農業〕　担い手による付加価値の高い食の安定供給と成長産業化が進む農業
〔森林・林業〕　様々な働きを通じて県民生活・経済を支える森林・林業
〔農　山　村〕　地域資源を活用した多様な取組が展開されている農山村

第Ⅳ章　取組の展開方向

ビジョンで示した将来像の実現に向けた施策を10の大柱で整理しています。大柱はさらに小柱と目指す方向により構成されています。指標については大柱ごとに設定しています。

〔食料・農業〕
1　成長する埼玉農業を支える担い手を育成する
2　優良農地の確保と農地の有効活用を進める
3　多彩な農産物の生産力を強化する
4　埼玉農産物の需要拡大を推進する
5　食の安全・安心を確保する

〔森林・林業〕
6　森林の循環利用を推進する
7　県産木材の利用を促進する
8　森林を整備・保全する

〔農山村〕
9　活力ある農山村を創る
10 県民の農林業・農山村を大切にする意識を醸成する

第Ⅴ章　ビジョンの推進に当たって

ビジョンの推進に当たって、県、市町村、農林業団体、農林業者、県民それぞれの役割を示しています。

第 Ⅰ 章

埼玉農林業・農山村の姿

1 農業の構造

(1)担い手

本県の総農家数は72,957戸(平成22年)、農業就業人口は71,791人(平成22年)で、このうち基幹的農業従事者は58,681人となっており、平成2年から22年の20年間で約38%減少しています。基幹的農業従事者の年齢構成は、65歳以上の割合が約64%と全国の61%を上回り、高齢化が進んでいます。一方、39歳以下の割合は約4%と若年層が少ない構成となっています。

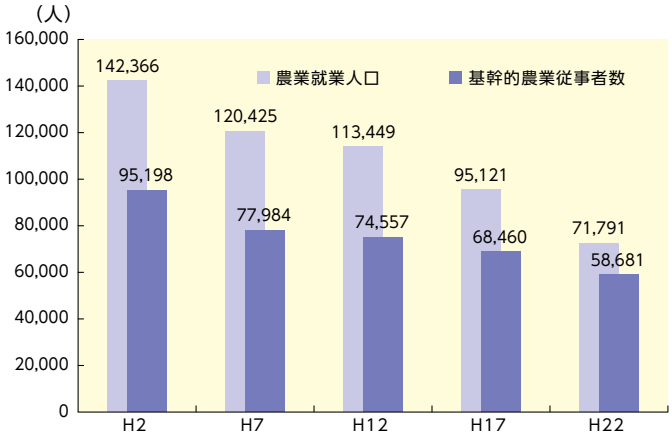

農林水産省「農林業センサス」

農業就業人口・基幹的農業従事者の推移

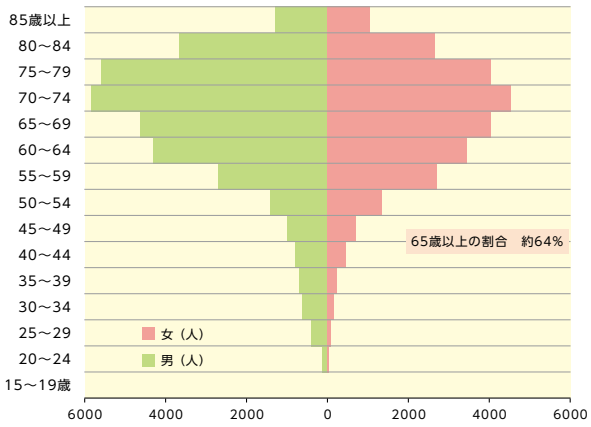

農林水産省「2010農林業センサス」

基幹的農業従事者の人口ピラミッド

農業経営法人化相談窓口の設置や税理士などの法人化推進スペシャリストによる経営改善のアドバイスなど、法人化の支援により、農業法人は平成26年度末には722法人となり、平成22年度末の452法人から大幅に増加しています。

また、地域農業の担い手である認定農業者は、経営改善指導を行った結果、平成26年度末には4,840経営体が育成されています。

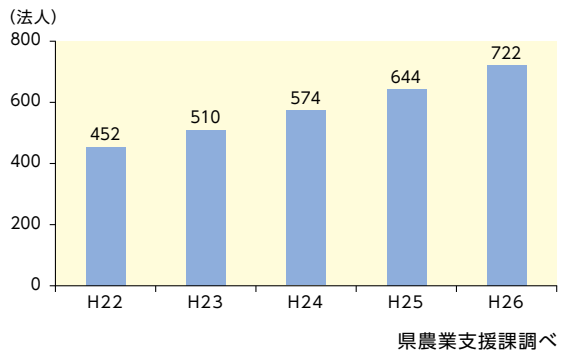

県農業支援課調べ

農業法人数の推移

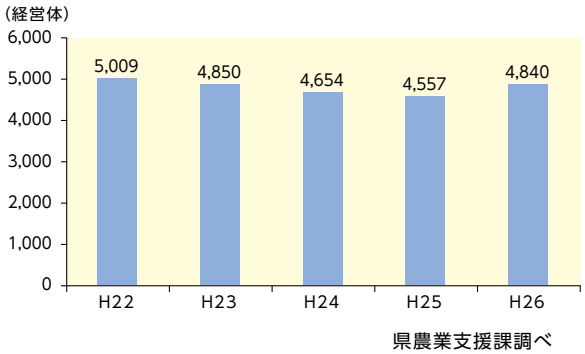

県農業支援課調べ

認定農業者数の推移

就農相談窓口の設置や休日就農相談会などの開催、就農希望地で実践的な就農研修を行う明日の農業担い手育成塾設置などの就農支援により、新規就農者は平成22年度以降、毎年度250人を上回り、平成27年度は286人となっています。経営類型別では野菜が全体の約7割を占めています。なお、毎年度、新規就農者のうち6割程度が39歳以下となっています。

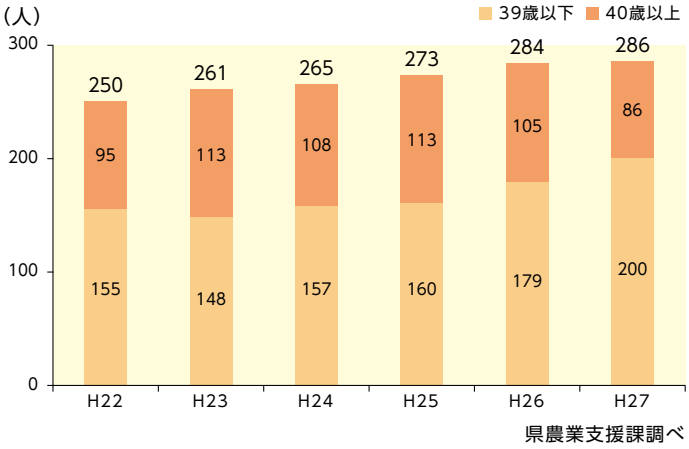

年齢階層別新規就農者数の推移

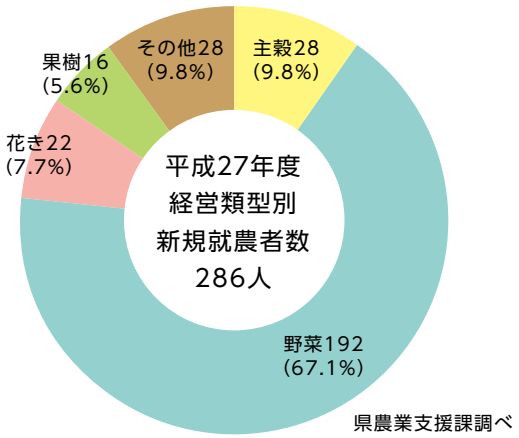

担い手が減少している地域の新たな担い手として期待される株式会社やNPO法人などの農業参入は、ワンストップ相談窓口の設置や研修会の開催などの農業参入支援により、平成22年度末の27企業等から平成26年度末には85企業等まで増加しています。

地域ぐるみで営農を行う集落営農は高齢化などにより82組織（平成26年度）と徐々に減少していますが、このうち法人化している組織の割合は24.4%と増えてきています。

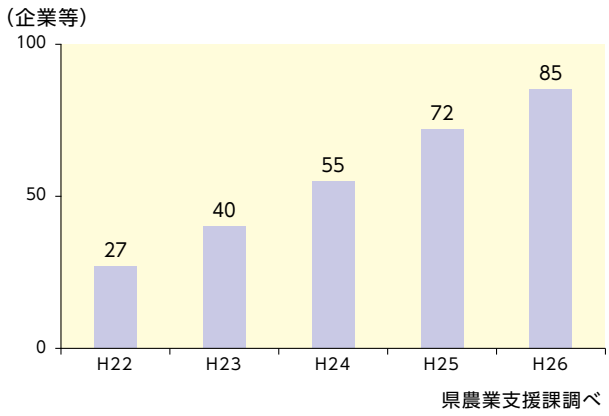

農業参入した企業等数の推移

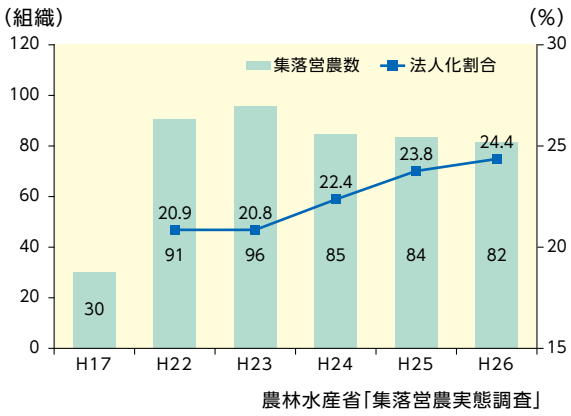

集落営農数の推移

(2)農地

本県の農地(耕地)面積は76,300ha(平成27年)であり、県土面積の約20%を占めています。また、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域として位置付けている農業振興地域における農用地区域内の農地面積は64,813ha(平成26年)となっています。

農業振興地域における農用地区域内の農地のうち、30a以上の区画に整備されている水田の整備率は、約54%(平成26年度)と全国平均の約63%を下回っています。

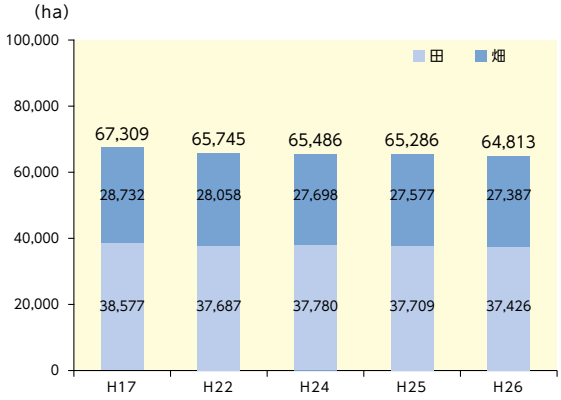

関東農政局「農業振興地域整備計画」

農用地区域内農地面積の推移

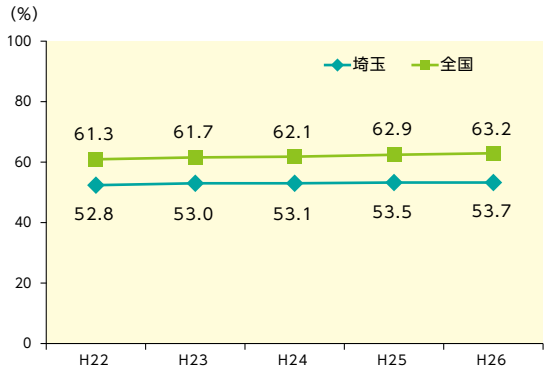

県農村整備課調べ

水田整備率(30a以上区画)の推移

遊休農地解消面積は担い手や農業参入した企業等への農地集積、市民農園としての利用など地域の特色を生かした取組により、平成21年度以降、毎年400ha程度となっています。一方、高齢化や土地持ち非農家の増加などにより新たな遊休農地も発生しており、遊休農地面積全体は3,719ha(平成26年)と少しずつ増加しています。

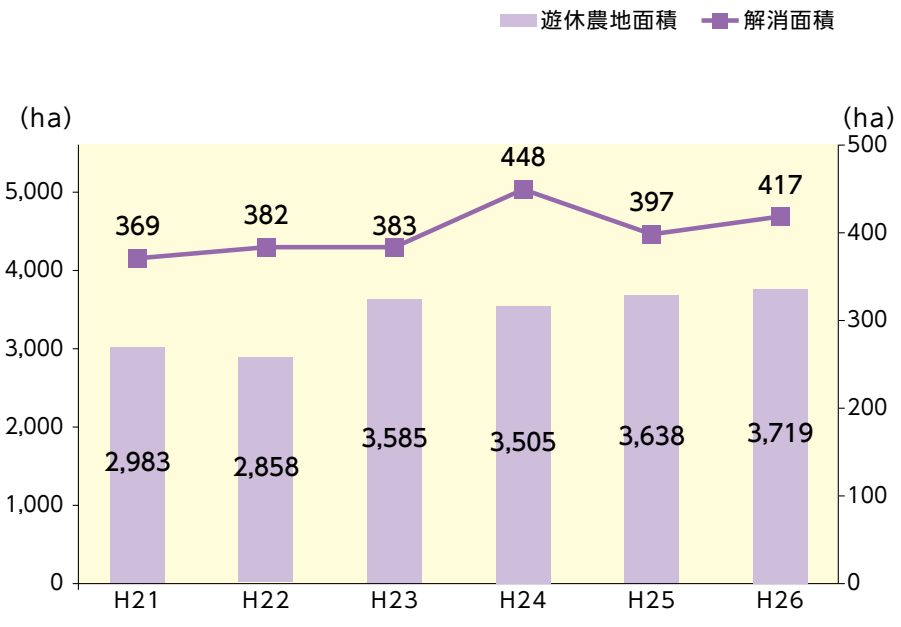

県農業ビジネス支援課調べ

遊休農地面積と解消面積の推移

農家1戸当たりの耕地面積は1.09ha（平成22年）で、全国（都府県）の平均1.39haを下回っています。一方、5ha以上の経営規模の販売農家数は平成17年の481戸から平成22年には692戸と増加し、経営の規模拡大が着実に進んでいます。

地域の中心となる担い手を明確にして農地集積の進め方を取りまとめた計画である人・農地プランは175地区（平成26年度末）で作成されています。このプランに基づき平成26年度から始まった農地中間管理事業やほ場整備などを活用し、担い手への農地の集積・集約化に取り組んでいます。

農地の担い手への利用集積率は平成22年度の20.6%から平成26年度には24.3%と高まっています。

米麦等の土地利用型農業では経営規模が50ha以上という大規模な農業経営体が育成されています。

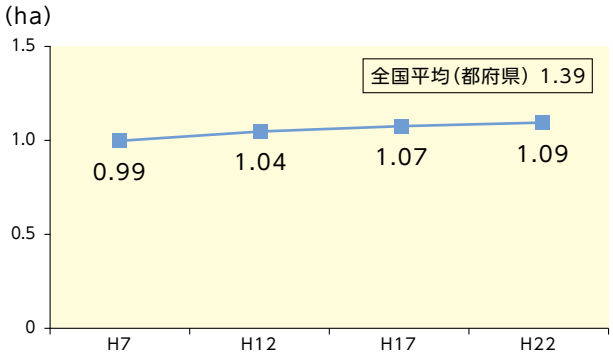

農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農林業センサス」

農家一戸当たりの耕地面積の推移

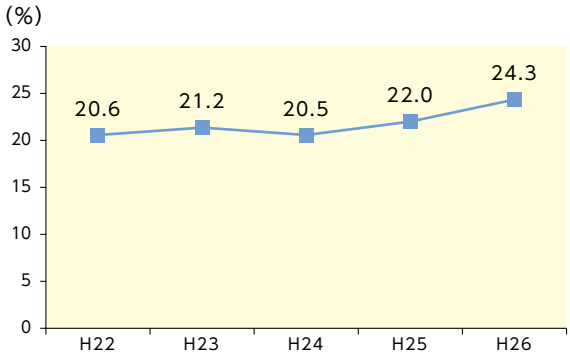

県農業ビジネス支援課調べ

農地利用集積率の推移

これまで育成してきた農業法人が発展していけるよう、経営力向上の取組を支援していくとともに、地域の担い手を確保するため引き続き新規就農者の確保や法人化の支援を行う必要があります。

また、農業就業人口が減少する中で、女性農業者や企業など多様な担い手を育成することも重要です。

さらに、農業生産の基盤となる優良な農地を確保するとともに、農業基盤の整備や担い手への農地集積・集約化を進めていく必要があります。

2 農産物の生産

(1)農産物の作付状況

本県では冬期の日照時間が長く、温暖な気候条件を生かすとともに、秩父などの山間地から中央部の丘陵地、東部や南部の低地まで変化に富んだ地勢にあった特色ある地域農業が展開され、野菜、米、畜産、花き、果樹、茶など多彩な農産物が生産されています。

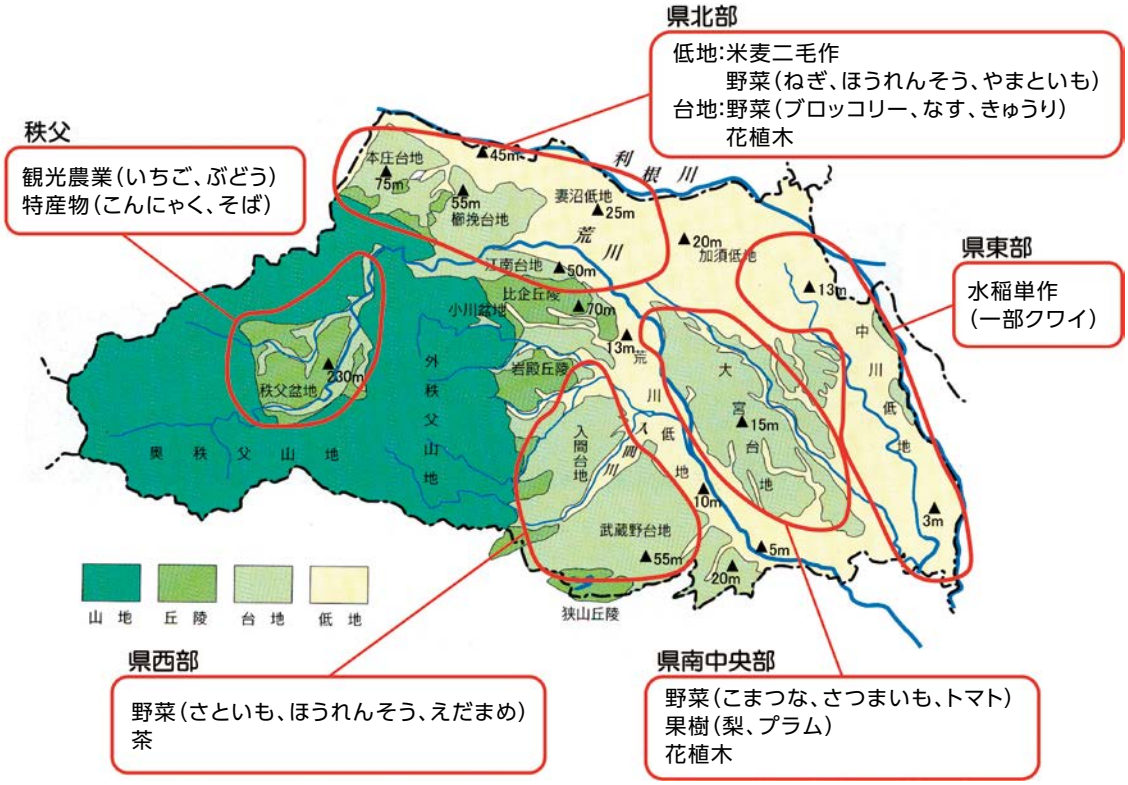

平成26年の作付延べ面積は68,400haで、近年の耕地利用率(耕地面積に対する作付延べ面積の割合)は90%をやや下回る程度で推移しています。

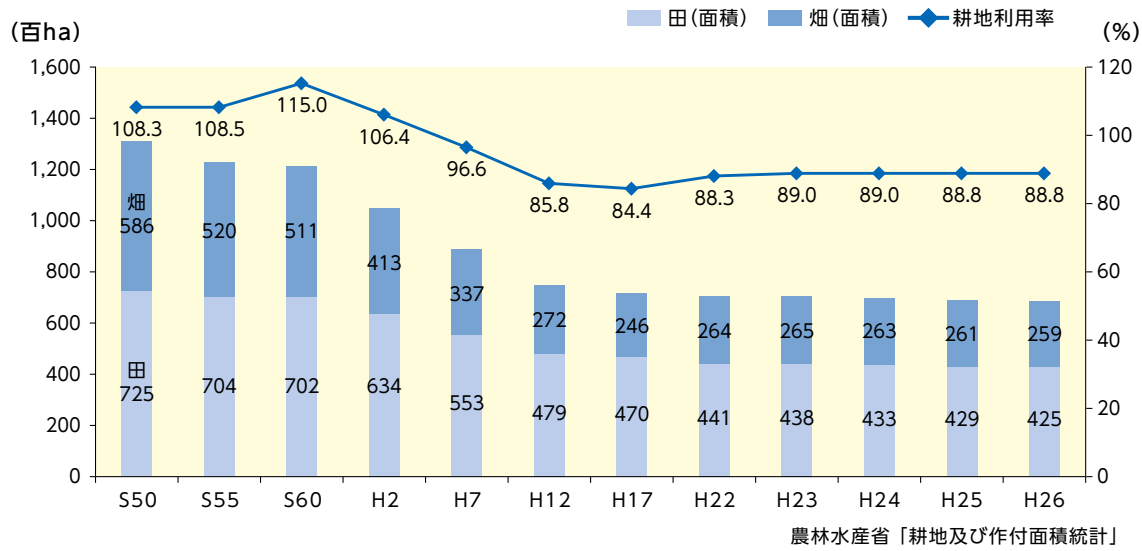

農林水産省「耕地及び作付面積統計」

本県の作付延べ面積と耕地利用率の推移

(2)農業産出額

本県の農業産出額は平成26年が1,902億円で全国第17位となっています。農業産出額のうち野菜が約51%、米が約18%、畜産が約15%、花きが約9%を占め、全国平均と比較すると野菜が占める割合の高さが顕著です(全国の野菜の割合は約27%)。

本県の農業産出額の推移

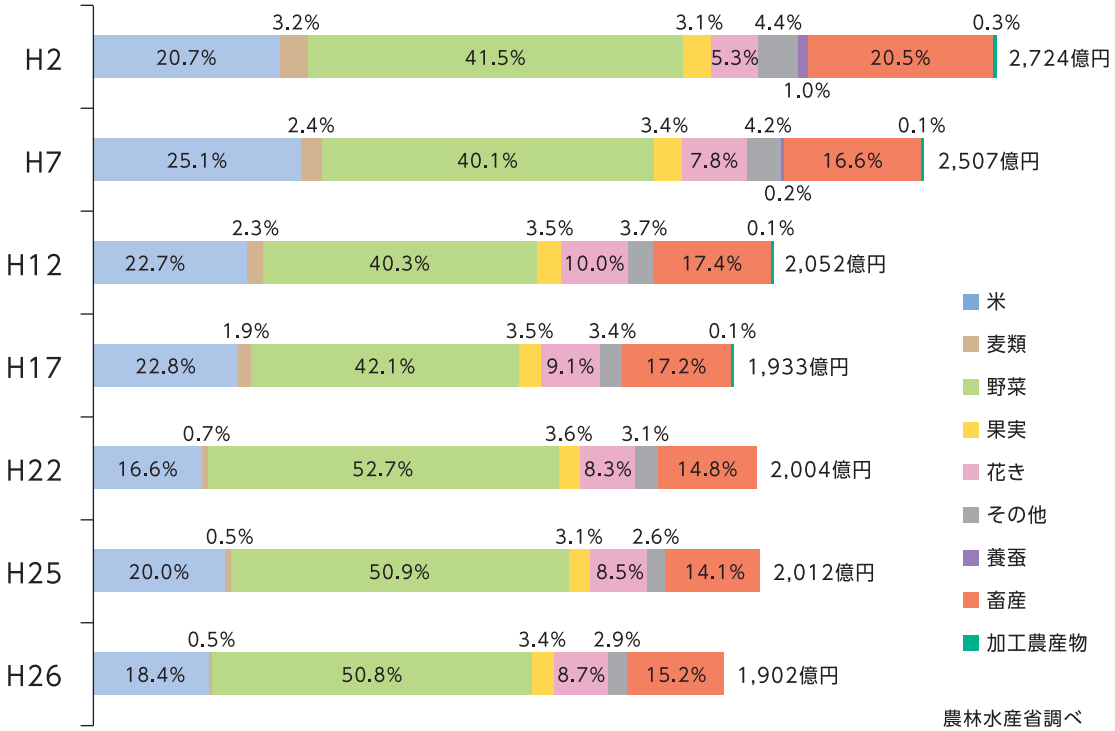

農林水産省調べ

全国の農業産出額

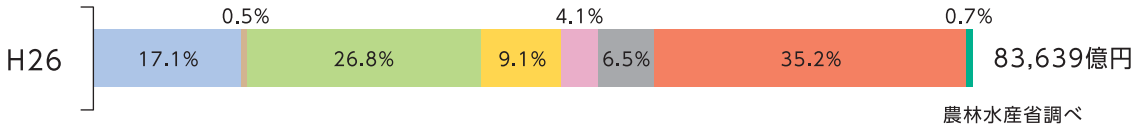

農林水産省調べ

本県の主力である野菜は、省力化や高品質化に必要な機械・施設整備の支援など産地強化の取組により、ねぎ、こまつな、さといも、ほうれんそうなど多くの品目において全国トップクラスの産出額を誇っており、野菜全体の産出額は967億円で全国第6位となっています。また、パンジーやゆりなどの花き生産も盛んで、その産出額は165億円で全国第5位となっているほか、小麦、茶等も全国有数の地位にあります。

本県の主な分野別産出額(平成26年)

(億円)

部門	総額	米	野菜	果実	花き	畜産
産出額	1,902	350	967	65	165	289

農林水産省調べ

本県の品目別産出額の全国順位（平成26年）

	ねぎ	ほうれんそう	さといも	こまつな	ブロッコリー	えだまめ	かぶ	きゅうり	パンジー	ゆり	チューリップ	洋ラン(鉢)
1位	埼玉	埼玉	埼玉	埼玉	北海道	千葉	千葉	宮崎	埼玉	新潟	新潟	愛知
2位	千葉	千葉	宮崎	茨城	埼玉	新潟	埼玉	群馬	神奈川	埼玉	埼玉	埼玉
3位	茨城	茨城	千葉	東京	愛知	埼玉	京都	福島	静岡	高知	富山	福岡
4位	大分	群馬	愛媛	福岡	香川	群馬	青森	埼玉	山形	宮崎	福岡	千葉
5位	北海道	岐阜	鹿児島	群馬	長野	山形	滋賀	千葉	千葉	北海道	北海道	静岡

＊このほかにも、みずな、チンゲンサイなど多くの品目が生産されている。

農林水産省調べ

首都圏に位置する本県の強みを生かし、生産拡大や高付加価値化など収益性の高い農業の確立に向け、生産者の取組を支援していく必要があります。

また、消費者の需要に応じた農産物を安定的に供給できる産地体制を整備する必要があります。

3 新鮮・安全・安心な農産物の供給

(1)農産物等の供給

本県は725万人の県民を含む首都圏4,300万人の人口を擁する大消費地に位置しています。新鮮で安全・安心な県産農産物は市場流通をはじめ、量販店との相対取引、直売等の様々な流通形態により消費者に供給されています。

また、食品加工等の製造業が集積している特徴を生かし、農商工連携や農業の6次産業化が進み、県産農産物を使用した加工品も県民に提供されています。

(2)地産地消

県内には有人の農産物直売所が279か所(平成26年度)設置され、その販売金額は約259億円で本県の農業産出額の13.6%に相当します。農産物直売所の設置数及び販売金額は、近年ほぼ横ばいで推移しています。

また、本県では大消費地の中の農業県という強みを生かして「近いがうまい埼玉産」をキャッチフレーズに量販店への県産農産物コーナーの設置推進や、県産農産物を積極的に取り扱う県産農産物サポート店の登録を推進するなど地産地消に取り組んでいます。県産農産物コーナーは501店舗(平成26年度)に設置され、県産農産物サポート店は2,286店舗(平成26年度)が登録されています。

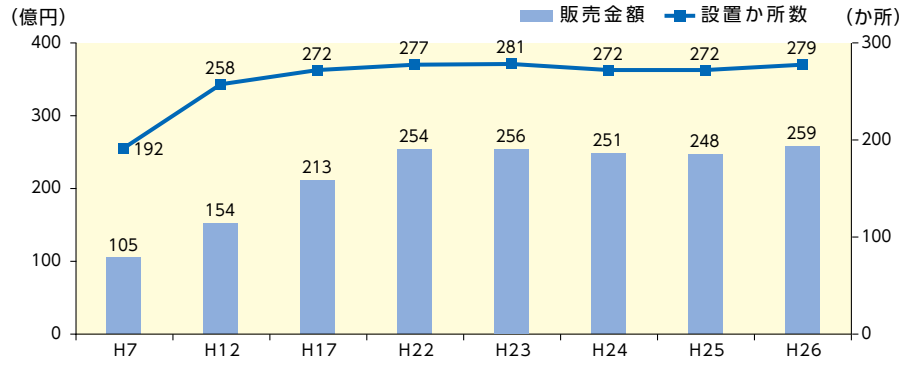

県農業ビジネス支援課調べ

農産物直売所の設置か所数及び販売額の推移

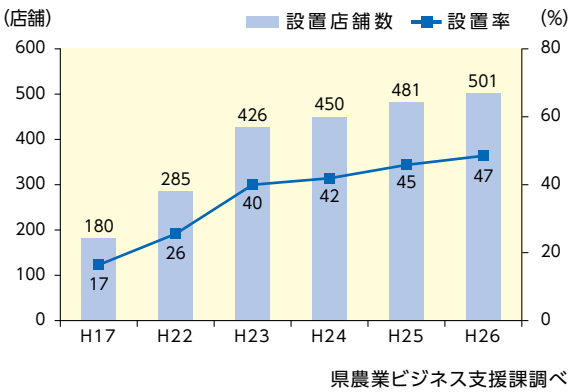

県農業ビジネス支援課調べ

県産農産物コーナー設置数の推移

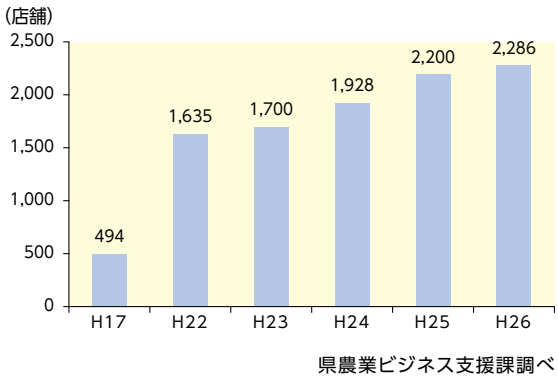

県農業ビジネス支援課調べ

県産農産物サポート店の推移

(3) 農商工連携・6次産業化

本県は製造品における食料品の出荷額が1兆4,138億円(平成25年)で全国第3位と全国有数の「食品産業立地県」です。この強みを生かし、農産物の需要拡大や収益性の高い農業経営体を育成するため、農産物の高付加価値化につながる農商工連携や6次産業化の取組を支援しています。県産農産物を原料とした農商工連携による地域商品の開発数は平成22年度までの312商品から平成26年度までには548商品に増加しています。6次産業化により開発された農産加工品は平成26年度までに263品目となっています。

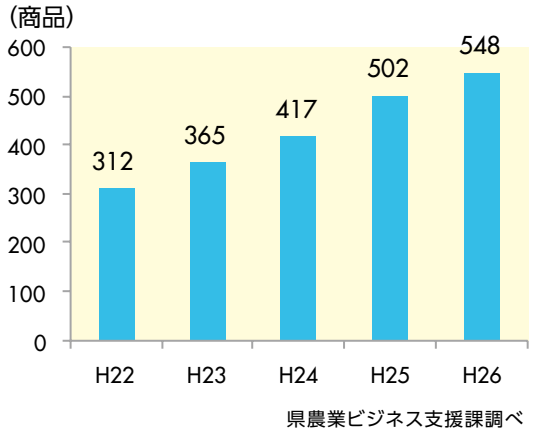

県農業ビジネス支援課調べ

農商工連携による地域商品の開発数

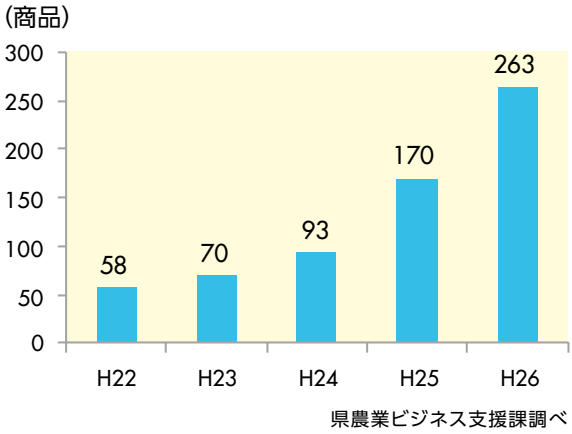

県農業ビジネス支援課調べ

6次産業化により開発された農産加工品数

(4) 食の安全・安心

食品の不適正表示、農産物の農薬残留や放射性物質などの問題により、農産物への消費者の信頼が揺らいでおり、その安全・安心の確保が一層重要になっています。

また、環境に配慮した持続可能な農業の取組についても社会的な関心が高まっています。

本県では、農産物の安全性をより高めるため、生産や流通段階での安全性のチェックや生産工程管理(GAP)の取組を推進しています。GAPの実践集団数は着実に増加しており、平成26年度までに27集団が取り組んでいます。

また、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図るため、食品表示調査員による店頭調査を毎年2,000件程度行っています。

適正表示率の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
調査件数(件)	2,094	2,084	2,141	2,145	2,000	2,077
適正表示率(%)	96.1	98.2	97.7	97.5	99.1	99.5

(注)食品表示調査員から提供された情報のうち適正な表示をしていた店舗の割合

農産物安全課調べ

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響を確認するため、県産農産物等に対する放射性物質の分析調査を行うとともに、その結果を公表することにより風評被害の防止を図っています。平成26年度には130品目、821検体の農産物等を調査したところ全てが基準値を下回っています。

今後も消費地にある本県の強みを生かし、農商工連携や6次産業化を進めるとともに、医療、福祉などの異業種とも連携を図るなど、県産農産物を活用した新たな商品の開発を促進する必要があります。また、消費者に支持される県産農産物を提供するため更なる安全・安心な農産物の生産・供給に向けた取組を展開する必要があります。

4 森林

(1) 面積・蓄積

本県の森林面積は121,260ha(平成23年度末)で県土面積の32%を占めています。所有形態別に見ると、国有林が10%、民有林(県営林、市町村有林、私有林等)が90%となっています。また、これらの森林に蓄えられた立木の材積は3,327万㎥(平成23年度末)となっています。

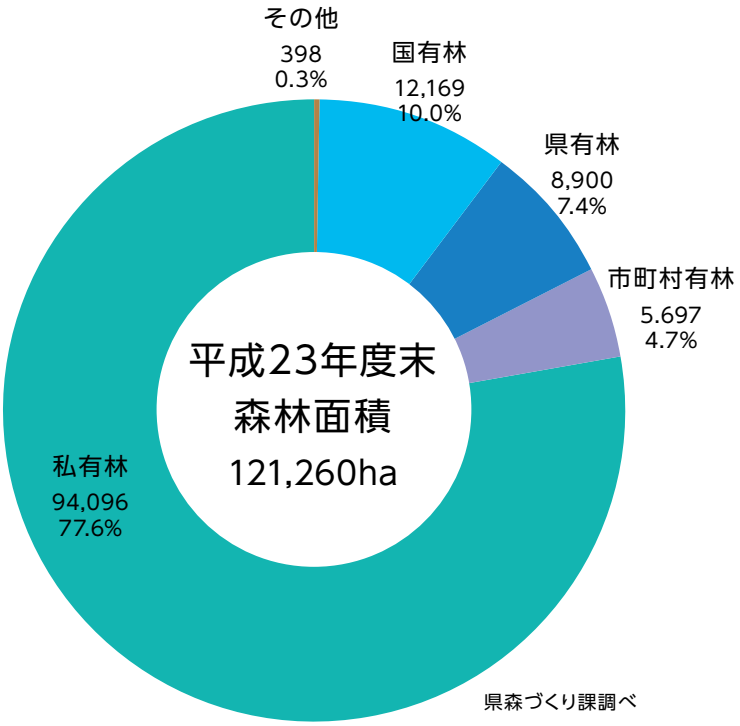

所有形態別森林面積

山地や丘陵はスギやヒノキの成長に適しており、植林が盛んに進められた結果、民有林における人工林の割合は53%で全国平均41%を上回っています。これらの人工林の約8割が木材として利用可能な林齢に達している一方、木材価格の低迷などにより伐採される人工林が少なく、再造林される面積が極端に少ない「森林の高齢少子化」が進んでいます。

森林は高齢になると二酸化炭素の吸収能力が低下します。

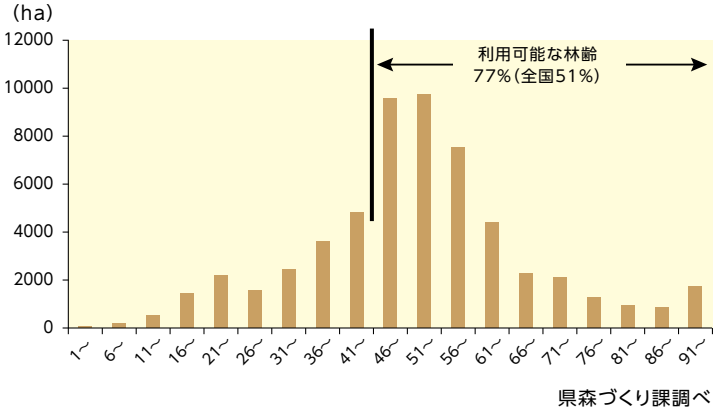

民有林人工針葉樹の齢級構成

1年間当りのおおよその炭素吸収量

(単位:t / ha・年)

	20年生前後	40年生前後	60年生前後	80年生前後
スギ	3.3	2.3	1.1	0.8
ヒノキ	3.1	2.0	1.1	0.3
天然林広葉樹	1.4	1.0	0.3	0.1

(独)森林総合研究所調べ

また、森林の40%に当たる47,968ha(平成26年度末)が、水源涵養、土砂流出防備などの機能をより高度に発揮すべき森林として保安林に指定されています。

保安林の種類別面積（平成26年度末現在）

保安林の種類	面積（ha）	割合（%）
水源涵養	38,062	79
土砂流出防備	9,343	19
土砂崩壊防備	346	1
防風	51	0
干害防備	967	2
防火	1	0
魚つき	35	0
保健	6,603	14
風致	2	0
合計	47,968	

県森づくり課調べ

注1　割合は全保安林面積に対するものであり、2種類以上の保安林指定があるため合計は100%を超える。
注2　合計欄は保安林区域の実面積

森林を育て健全に維持していくため、間伐を中心とした森林整備を平成23年度から平成26年度の4年間で9,445ha実施しています。間伐については、従来の切り捨て間伐から搬出間伐の割合が高まり、木材生産の一翼を担っています。

また、飛散するスギ花粉を減らすため、発生源対策を行ったスギ林は平成22年度末に2,800haであったものが、平成26年度末には4,838haに増加しました。

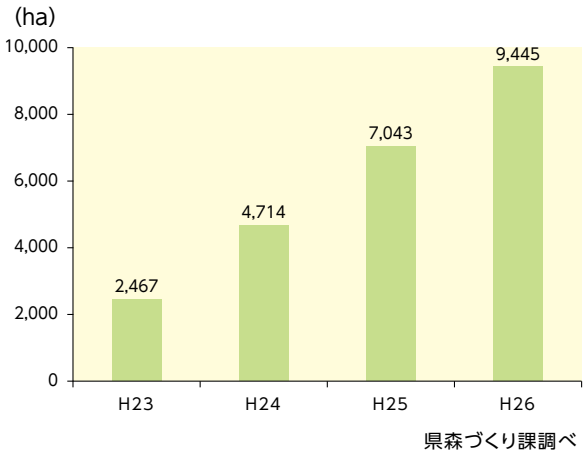

県森づくり課調べ

森林整備面積の推移

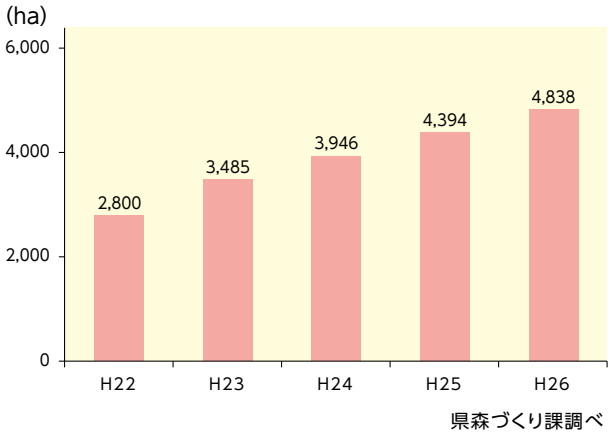

県森づくり課調べ

花粉発生源対策を行ったスギ林面積の推移

（2）地域ごとの状況

東京都や山梨県、長野県との県境に位置する県西部の奥地林には、シラビソ林やオオシラビソ林、コメツガ林など学術的に貴重な原生林が広がっています。

一方、奥地の人工林では、手入れの遅れ等により荒廃が危惧される人工林が見受けられるため、水源涵養機能などの森林の公益的機能を持続的に発揮できるよう、県や市町村などにより針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林化が進められています。また、シカによる植栽木や下層植生の食害、クマによる剥皮被害が増加し、林地の荒廃や枯損木の発生が見られます。

県西部から県北部にかけての山地や丘陵地では広く人工林が分布し、間伐などの林業の施業が行われています。しかし、材価の低迷などから森林所有者の林業への関心は低下し、皆伐はほとんど行われていない状況です。また、シカによる被害が山地や丘陵地まで拡大しています。

里山地域の森林やコナラ、クヌギなど武蔵野の雑木林として親しまれてきた平地林は、かつては燃料（薪炭）やたい肥の原料供給の場として利用され、手入れが行き届いていました。しかし、現在はこれらの利用が少なくなり、竹林の拡大やササの繁茂が見られるなど手入れの行き届かないものや他用途へ転用されるものも多くなっています。

水源涵養や土砂災害防止、二酸化炭素吸収・貯蔵、生物多様性保全、気候緩和等快適環境の形成など森林が持つ多面的機能に応じた適切な森林整備を図ることが重要です。特に人工林においては、将来に適正な森林資源を残すとともに、高齢な森林は若い森林に比べ二酸化炭素の吸収量が劣ることから地球温暖化防止の観点からも、利用可能な林齢に達している森林を伐採して利用し、跡地への再造林とその後の保育を確実に実施していくことが必要です。

5 林業の構造

(1) 所有形態と担い手

私有林の所有規模は1ha以上を所有する林家の79%が5ha未満(平成22年)であるなど、小規模となっています。こうした中、森林所有者の森林への関心の低下や世代交代により、所有界が不明となる森林の増加が懸念されています。

また、林業従事者については、昭和40年には2,125人でしたが、平成17年には268人まで減少しました。しかし、緑の雇用制度の活用などにより人材の育成に努めた結果、平成22年は533人まで回復しました。

(2) 生産基盤

森林の適切な管理や林業の生産性の向上を図る上で不可欠な森林管理道の整備を進めた結果、平成26年度末までに延べ881kmが開設されました。また、森林管理道に接続する作業道の開設を積極的に支援した結果、平成22年度末に198kmだった延長は平成26年度末までに431kmになりました。

複数の作業を実施でき、作業効率の高い高性能林業機械の導入を推進した結果、平成11年度末に7台であったものが平成26年度末には47台と大幅に増加しています。

また、境界を明確にして、一定範囲の森林をとりまとめ、作業道の開設や森林整備が効率的に行えるようにした施業の集約化・団地化を推進し、平成23年度からの4年間で9,148haの森林が集約化・団地化されました。

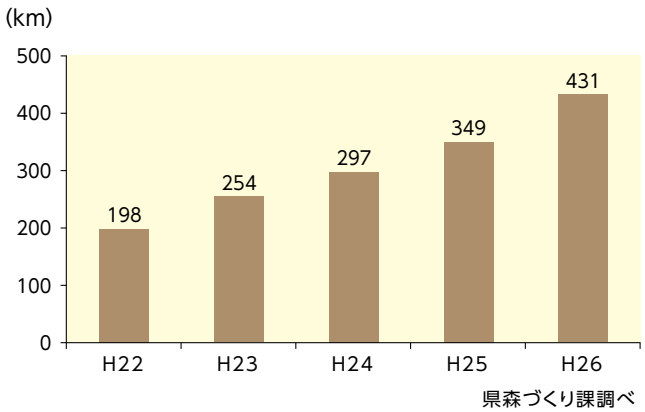

作業道延長の推移

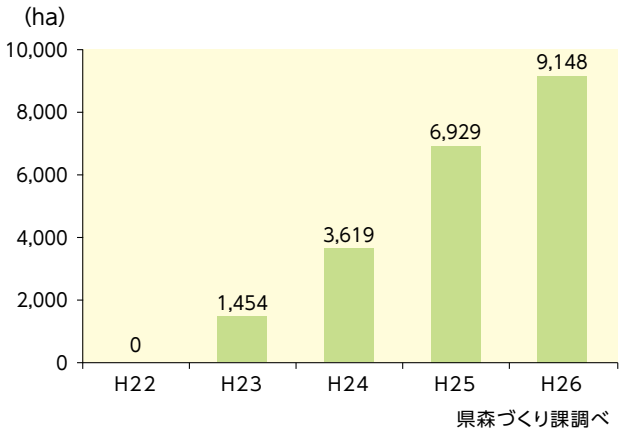

集約化・団地化された森林面積の推移

(3) 木材

国産木材の価格は昭和50年代半ば以降、低価格な輸入木材の増加等の影響を受けて長期にわたって低迷しており、林業の採算性は低位で推移しています。しかし、近年は輸入木材と国産木材の価格は拮抗し国産材の需要が高まっているため、木材自給率は3割台(平成26年)に回復しています。

県産木材の供給量(素材生産量)は、平成10年度には31,000㎥まで低下していましたが、林業の機械化や路網の整備を進めた結果、平成24年度には84,000㎥まで増加しました。しかし、ここ数年は横ばい傾向で推移しています。

県産木材を50%以上使用した住宅戸数は、平成26年度末までに2,723戸まで増加しました。

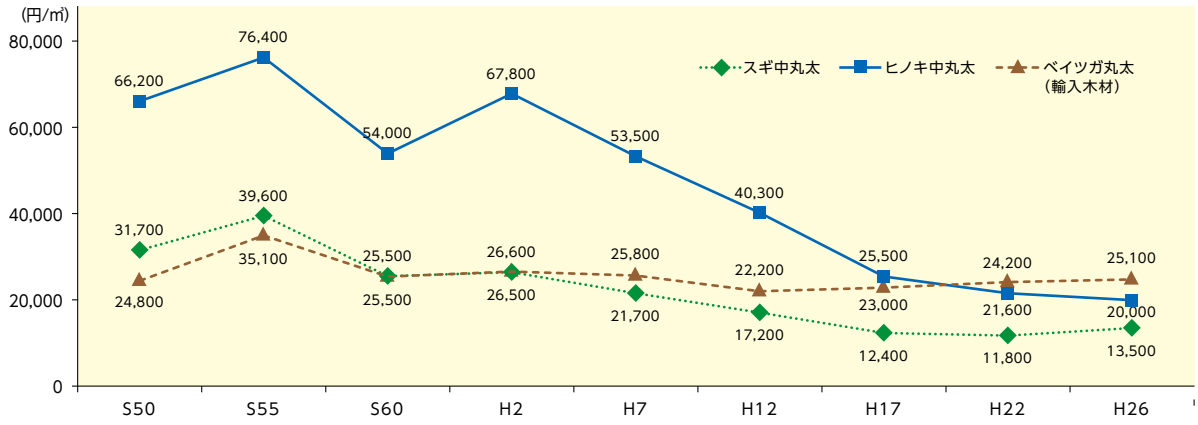

県森づくり課調べ

木材価格の推移

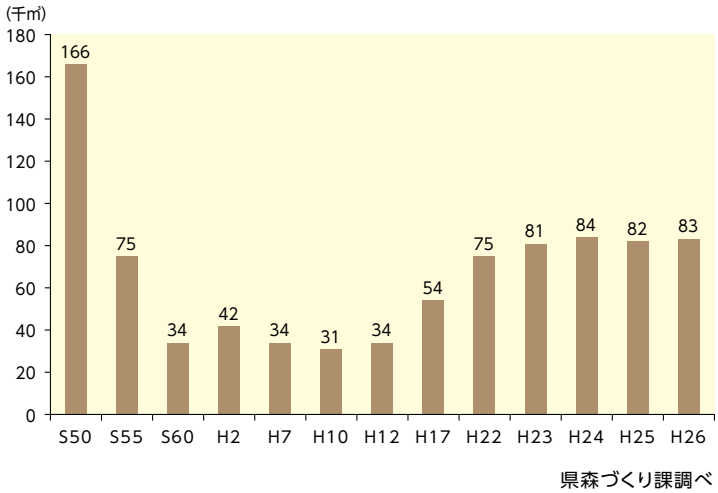

県森づくり課調べ

県産木材供給量の推移

住宅や公共施設等での県産木材の利用拡大や未利用木質資源の利用推進を図るとともに、良質な県産木材を安定的に供給する体制の整備が必要です。

また、木材価格が低迷する中、林業生産性を高め持続的な林業経営が展開できるよう、経営能力が高い人材・事業体の育成を図るほか、一層の生産基盤の整備や多様な森林資源を生かした森林産業の育成を支援する必要があります。

6 農山村

(1) 農山村の現状

本県の農山村は山地から平地まで地勢に富んでおり、その特長を生かした多彩な農林業が展開されています。

農山村地域の人口は、平成12年の151万人から平成22年には146万人に減少しています。また、農山村地域では、人口に占める65歳以上の割合が23.8%(平成22年)と県全域の20.4%を上回っており、人口が集中する都市地域に比べて人口減少、高齢化が進んでおり、農山村の維持、地域活動への影響が懸念されています。

○農山村地域の人口減少

県内人口

	H12		H22
県全域	694万人	→	719万人
人口集中地区	543万人	→	573万人
農山村地域	151万人	→	146万人

○農山村地域の高齢化

人口に占める65歳以上の割合

	H12		H22
県全域	12.8%	→	20.4%
人口集中地区	11.8%	→	19.5%
農山村地域	16.5%	→	23.8%

※1人口集中地区:人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が互いに隣接し、各基本単位区の人口が5,000人以上である地域

※2農山村地域:上記「人口集中地区」以外を農山村地域とした

総務省「国勢調査」

(2) 農林業・農山村の多面的機能

農林業・農山村は農林産物や木材の生産・供給のほか、県土・自然環境の保全、水源涵養(かん)、良好な景観の形成、教育や体験の場の提供、地域の伝統文化の継承など、県民の日常生活に深く関わる様々な分野で多面的な機能を有し、県民共通の財産となっています。

県内には市民農園が217か所(平成26年度末)設置され、県では農業の楽しさを体験してもらうために市民農園の利用を促進しており、13,024世帯が利用しています。

また、健全な森林を次世代に引き継ぐために森林ボランティア活動を支援しています。森林ボランティア活動を行っている企業・団体数は180団体(平成26年度末)となっており、県民による農山村振興への活動が積極的に行われています。

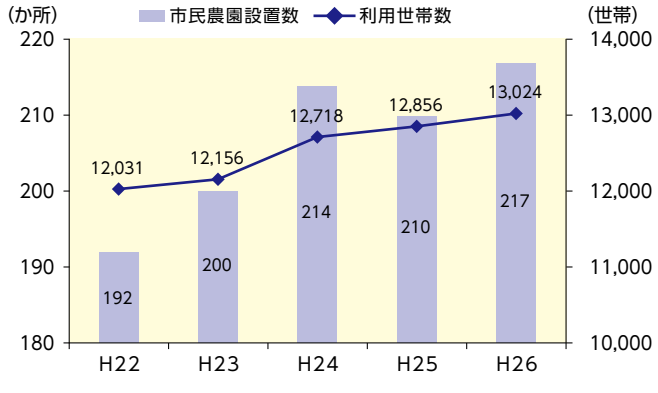

県農業ビジネス支援課調べ

市民農園設置数及び利用世帯数の推移

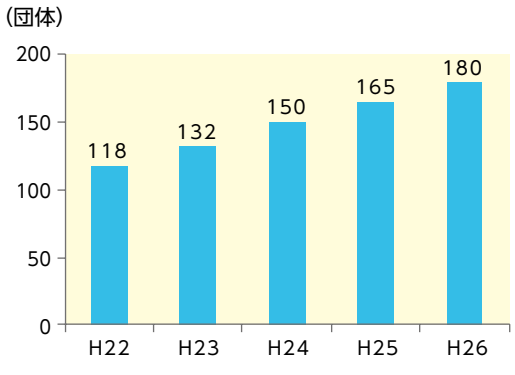

県森づくり課調べ

森林ボランティア活動に参加する企業・団体数の推移

さらに、子供達が農業を身近に感じるように学校ファームを県内全ての公立小中学校1,230校(平成26年11月現在)に設置し、学校教育における農業体験活動を推進しています。

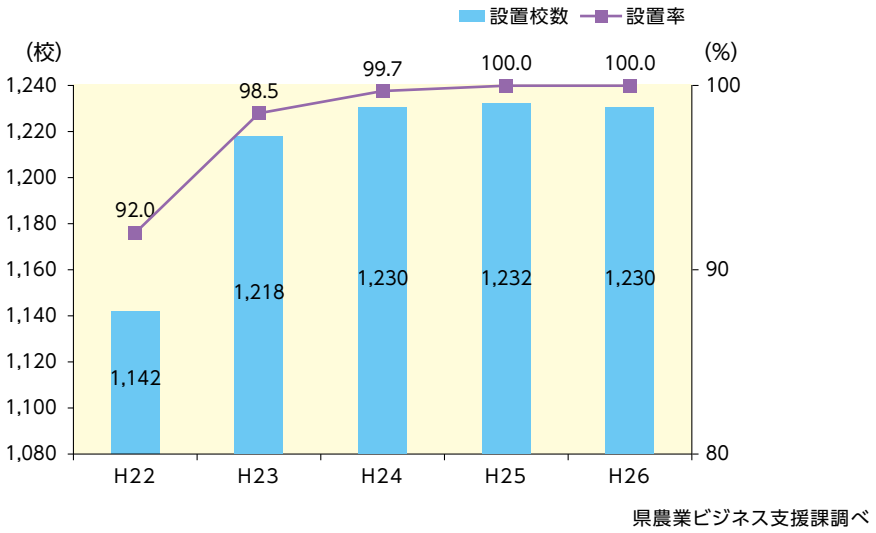

学校ファームの設置状況の推移

(3) 農山村の地域資源

本県の農山村は、特色ある農林産物、加工品、伝統文化、美しい景観など豊かな地域資源があります。

本県は都心からのアクセスが良いといった地域特性を生かして観光農園が盛んで、340の観光農園(平成25年度)があります。

また、農山村の食文化を伝承する「ふるさとの味伝承士」が平成26年度までに377人認定され、地元農産物を使用した食文化の普及に貢献しています。

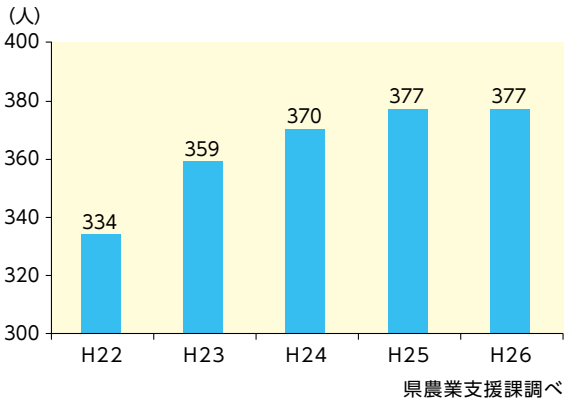

ふるさとの味伝承士認定者数の推移

地域の食文化を伝える「ふるさとの味伝承士」

(4) 野生鳥獣害

近年、シカやサルなどの野生鳥獣の生息域の拡大等を背景として、野生鳥獣による農作物や森林への被害が深刻化し、農作物の被害金額は年間1億4,248万円(平成26年)となっています。森林ではシカによる被害が全体の8割を占めており、枝葉や下層植生が消失するなど被害が発生するとともに、土砂流出などによる山地災害の発生が危惧されています。野生鳥獣による被害は農林業者の生産意欲を低下させ、遊休農地の発生や人工林の管理低下につながるなど、農林業や農山村の暮らしにも影響を及ぼしています。

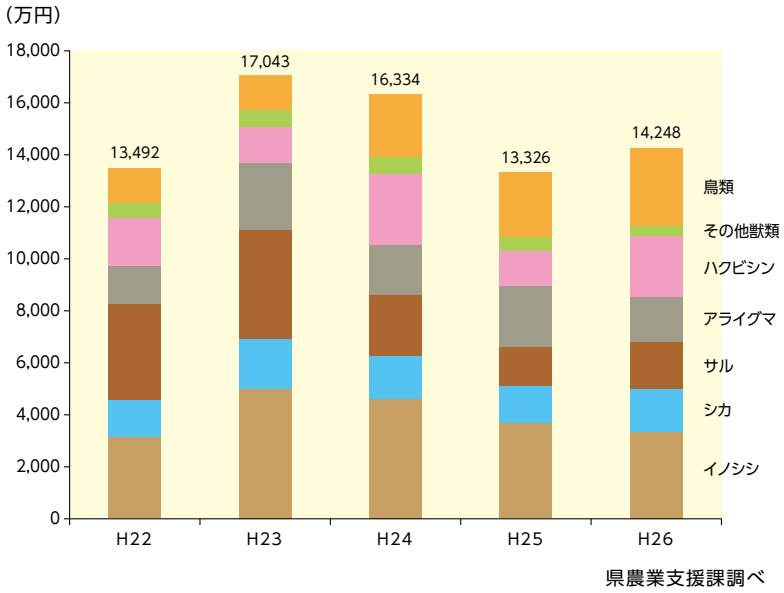

野生鳥獣による農作物被害の推移

県では、野生鳥獣の行動域や生態の分析により、効果的な侵入防止柵の開発などを行うとともに、研修会の開催により、被害防止対策の普及や定着を図っています。

また、県内26市町村(平成26年度)では鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画を策定しており、地域における野生鳥獣による農林業被害の実態を調査するとともに、被害防止対策や情報提供等を行っています。

都心から近く、豊かな自然に恵まれた本県の農山村は、都市と田園の魅力を併せ持っており、本県のみならず首都圏一帯の財産であるため農山村の多様な資源の有効活用を促進し、多面的機能を維持し発揮していく必要があります。

また、地域資源の活用による農林業を核とした活力ある農山村の創生を推進し、本県の農山村の魅力を高めていく必要があります。

埼玉農林業の基本指標

◆農業◆

項目		単位	埼玉県	全国	本県の地位 全国比率(%)	本県の地位 順位	時点
農家	総農家	戸	64,178	2,155,082	3.0	8	平成27年2月1日
	販売農家		36,743	1,329,591	2.8	14	
	主業農家		7,518	293,928	2.6	18	
	準主業農家		7,258	257,041	2.8	12	
	副業的農家		21,967	778,622	2.8	9	
	自給的農家		27,435	825,491	3.3	8	
	農業就業人口	人	58,575	2,096,662	2.8	12	
	基幹的農業従事者数	人	50,812	1,753,764	2.9	14	
	農業法人数 ＊4	法人	800	-	-	-	平成27年3月31日
耕地	耕地面積	ha	76,300	4,496,000	1.7	17	平成27年7月15日
	田		42,300	2,446,000	1.7	23	
	畑		34,000	2,050,000	1.7	13	
	1戸当たり耕地面積	ha	1.19	2.09	－	－	平成27年
	耕地利用率	%	88.8	91.8	－	22	平成26年
農業生産	農業産出額 ＊2	億円	1,902	83,639	2.3	17	平成26年
	米		350	14,343	2.4	16	
	野菜		967	22,421	4.3	6	
	畜産		289	29,448	1.0	31	
	生産農業所得		643	28,319	2.3	17	
	生産農業所得率 ＊3	%	33.8	33.9	－	21	
食料自給率	カロリーベース	%	11	39	－	44	平成25年度（概算値）
	生産額ベース		22	65	－	43	

＊1　注釈の無い項目は農林水産省調べ。
＊2　農業産出額及び生産農業所得の全国値は都道府県の合計値とは異なる。
　　なお、全国比率は都道府県の合計に対する割合である。
＊3　生産農業所得率:農業粗収益に対する農業所得（物的経費等を考慮したもの）の比率のこと。
　　生産農業所得率＝（農業粗収益－物的経費－間接税＋経常補助金）÷農業粗収益×100
＊4　県農業支援課調べ。

作物別産出額の全国順位（平成26年産）

	ねぎ	ほうれんそう	さといも	こまつな	ブロッコリー	えだまめ	かぶ	きゅうり	パンジー	ゆり	チューリップ	洋ラン(鉢)
1位	埼玉	埼玉	埼玉	埼玉	北海道	千葉	千葉	宮崎	埼玉	新潟	新潟	愛知
2位	千葉	千葉	宮崎	茨城	埼玉	新潟	埼玉	群馬	神奈川	埼玉	埼玉	埼玉
3位	茨城	茨城	千葉	東京	愛知	埼玉	京都	福島	静岡	高知	富山	福岡
4位	大分	群馬	愛媛	福岡	香川	群馬	青森	埼玉	山形	宮崎	福岡	千葉
5位	北海道	岐阜	鹿児島	群馬	長野	山形	滋賀	千葉	千葉	北海道	北海道	静岡

＊このほかにも、みずな、チンゲンサイなど多くの品目が生産されている。　（農林水産省調べ）

◆林業◆

項目		単位	埼玉県	全国	本県の地位 全国比率(%)	本県の地位 順位	時点
林家 ＊1		戸	7,737	906,805	0.9	41	平成22年2月1日
森林面積 ＊2		ha	121,260	25,081,390	0.5	41	平成24年3月31日
	天然林		59,836	13,429,342	－	－	
	人工林		59,860	10,289,403	－	－	
	その他		1,565	1,362,645	－	－	

（＊1:農林水産省「農林業センサス」　＊2:県森づくり課調べ、全国は農林水産省調べ）

◆関連産業◆

項目		単位	埼玉県	全国	本県の地位 全国比率(%)	本県の地位 順位	時点
直売	有人直売所設置か所数	か所	279	－	－	－	平成27年3月31日
	有人直売所販売金額	億円	259	－	－	－	
市場	卸売市場数 ＊1	か所	32	1,175	－	－	平成28年4月1日（全国は平成25年度末）
	卸売市場取扱金額 ＊1	億円	1,446	71,032	－	－	平成25年度（全国は平成25年度）
食品製造	食料品製造出荷額 ＊2	億円	15,083	241,337	6.2	3	平成26年
	惣菜		709	8,982	7.9	2	
	アイスクリーム		467	3,398	13.7	2	
	和風めん		300	2,941	10.2	1	
	野菜漬物		162	3,184	5.1	6	
	清酒		154	4,333	3.6	5	

（＊1:農業ビジネス支援課調べ、全国は農林水産省調べ　＊2:経済産業省「工業統計表（品目編）」）

第 Ⅱ 章

農林業・農山村を巡る潮流

1 少子高齢化の進展とライフスタイルの変化

本県の高齢化率は現在のところ若い世代の流入が多いため、全国平均より低くなっていますが、今後は75歳以上の後期高齢者が増加するなど、異次元の高齢化が進んでいくことが予想されています。

一般的に1人当たりの食料消費量が少ない高齢者の増加は、国内の食料消費量の減少につながることが懸念されています。

また、単身世帯の増加や女性の社会進出などにより、ライフスタイルが変化してきており、これに伴い生鮮食品から加工食品や惣菜、少量サイズの食品などへと需要が変化するなど食に対する消費者のニーズが多様化しています。このような消費者ニーズに対応して、中食、外食が増えており、市場流通から業務用需要に対応した契約取引などへと農産物の流通構造が変化しています。

今後、想定されている国内の食料消費量の減少や消費者ニーズの多様化に対応した生産・販売に取り組んでいくことが重要となっています。

本県では食品企業や医薬品関連企業などが多く立地している強みを生かし、これらの企業と連携して、需要に対応できる産地の育成などに取り組むことが必要です。また、付加価値の高い農産物の生産や加工品づくりなど、収益性の高い農業の確立に取り組むことが必要です。

食の外部化の進展 ～食料支出の構成割合～

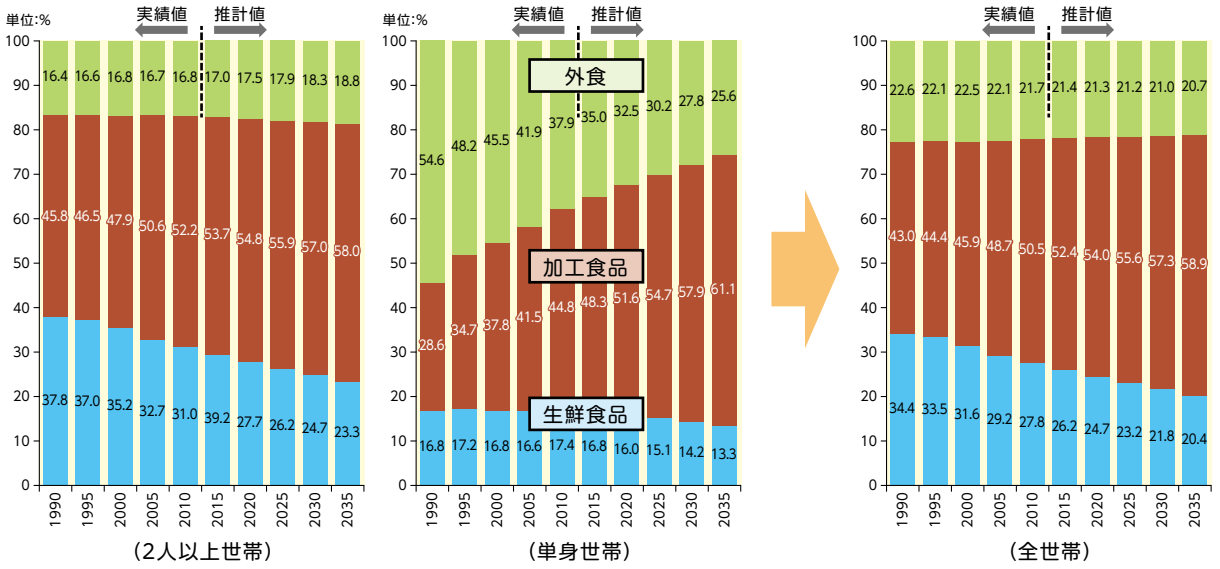

農林水産省「人口減少局面における食料消費の将来推計」

2 ICTやロボットなどの技術革新の進展

新たな産業を創造するイノベーションを進める時代となり、ICTやロボットなどの技術革新、モノのインターネット(IoT:Internet of Things)やビッグデータ解析、人工知能、センサーなど最先端の研究開発が進んでいます。

農業関連では、肥料を施用するタイミングや肥料の量を自動調整する全地球測位システム(GPS)搭載の農業用機械、荷卸しの負担を軽減するロボットスーツなど、生産コストや労力を軽減する技術開発が進んでいます。

また、農業とはこれまで無縁だった電機メーカーや自動車メーカーなどが工場生産で培った品質管理やコスト削減などの技術やノウハウを農業分野で活用することにより、生産効率を大幅に向上させる取組も出てきています。

本県では農業就業人口が減る中で、農業生産を維持・発展させていくためには、農業生産の効率化・省力化、農産物の高付加価値化につながるICTなどの革新的な技術の普及拡大による生産性の向上に取り組むことが必要です。

農作業の負担を軽減するアシストスーツ

3 都市住民の農山村地域への関心の高まり

平成26年に内閣府が行った「農山漁村に関する世論調査」によると、都市住民の農山漁村地域への定住願望がある人の割合は平成17年の20.6%から平成26年には31.6%に増加しています。一方で、同調査では、農山漁村地域に定住する際の問題点として「仕事がない」、「買い物、娯楽などの生活施設が少ない」、「移動のための交通手段が不便」などが上位に位置付けられています。

このような都市住民の意向を踏まえ、都市住民と農山村をつなぐ取組を進め、農山村の新たな担い手として、農業をはじめ地域資源を活用した新たな事業を創出するなど、地域の活性化につなげていく取組が重要となっています。

本県では快適な暮らしと美しい農山村の環境の両方を享受できる魅力を発信し、農林業に関心のある都市住民の移住を支援するなど、農林業を核とした農山村の活性化に取り組むことが必要です。

都市住民の農山漁村地域への定住願望の有無

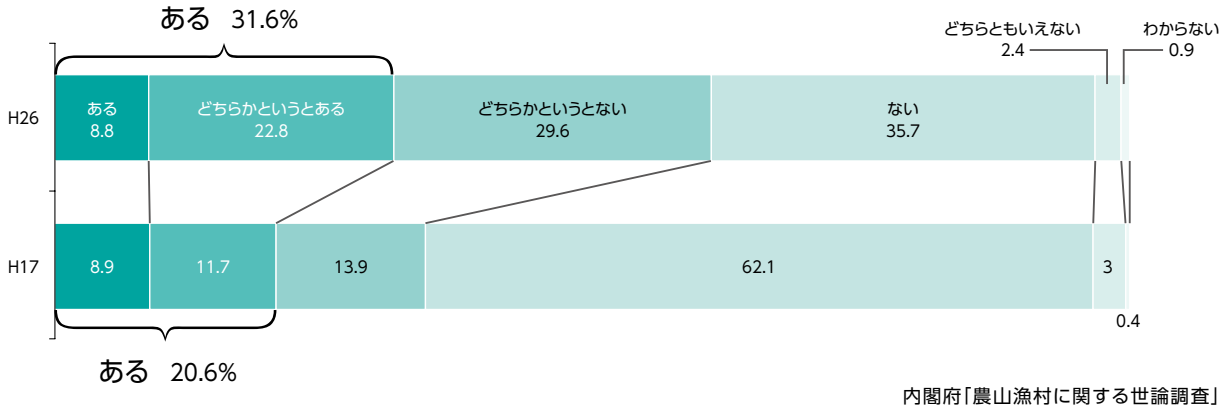

内閣府「農山漁村に関する世論調査」

4 国産木材の需要の拡大

世界の木材需給はロシアの丸太輸出税の大幅引き上げや、中国における木材需要の増大等、主要国の需給動向を受けて大きく変化しており、我が国への木材輸入量はここ10年減少しています。

我が国においては、人工林の約半分が木材として利用可能な林齢となっており本格的な利用期を迎えている一方、住宅を木造で建てたいというニーズは高い状況です。

また、円安を反映し、一部の地方では丸太や木材製品の輸出を拡大する動きもみられます。さらに、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入に伴い各地で木質バイオマス発電施設の整備が進められ、原料の安定供給が課題となっています。

本県では木材需要の変化を見極め、路網や生産・加工・流通施設の整備などにより、県産木材を安定的に供給できる体制づくりに取り組むことが必要です。

我が国の木材輸入量

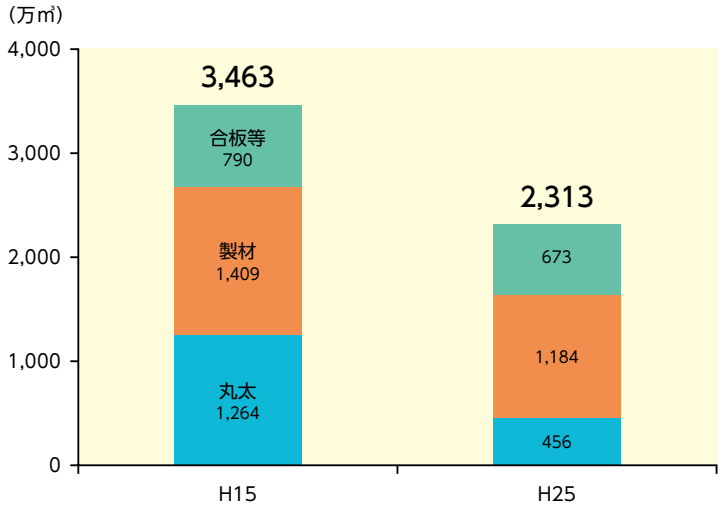

※数値は丸太換算値　　財務省「貿易統計」

どんな住宅を選びたいかの意向

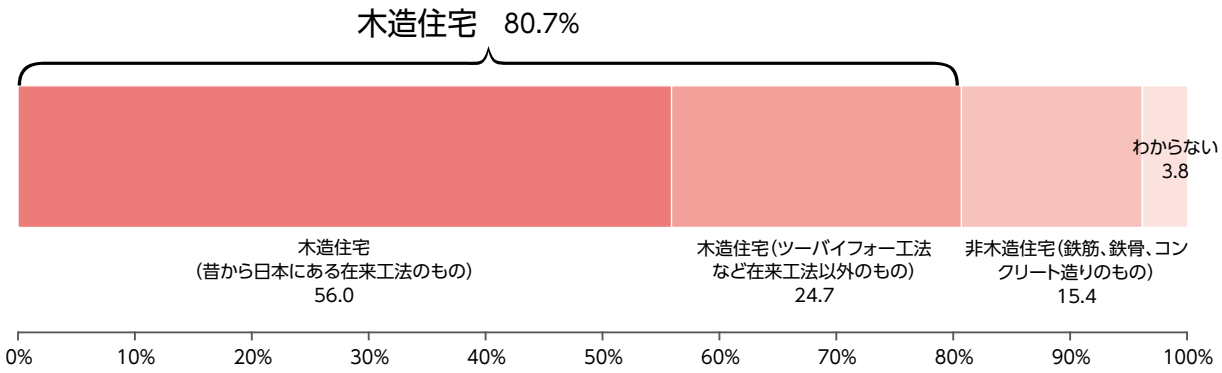

内閣府「森林と生活に関する世論調査」

5 TPPやEPA等による国際競争の激化

世界の国々は、幅広い経済連携の強化を目指して貿易や投資の自由化へと舵を切る傾向にあります。日本においても、13か国1地域とのEPAや自由貿易協定（FTA）が発効しています。さらに、TPPが所定の手続きを経て、発効に至った場合には、関税の引き下げや撤廃、輸入枠が拡大され、TPP参加国の農産物が現在よりも廉価に輸入されることになり、消費者にとってのメリットがある反面、価格競争にさらされた国内の農産物の生産は縮小又は中止に追い込まれる懸念もあります。

また、国内の米産地が外国産の農産物と競合しない野菜などの生産に転換することも想定され、国内外の産地間競争が激しくなることが懸念されています。

本県では外国産の農産物や国内産地間の競争に勝つことができるように、コスト削減や高付加価値化など生産性の向上を支援し、競争力のある本県農林業の構築に取り組むことが必要です。

また、今後、国が講じる各種対策を積極的に活用していくことが必要です。

大筋合意の概要

品目	現在の関税	合意内容
米	枠内税率：無税＋マークアップ 枠外税率：341円/kg	▸ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（341円/kg）を維持。 ▸ その上で、既存のWTO枠（77万玄米トン）の外に、米国・豪州に対して、SBS方式の国別枠を設定。 （米国：5万実トン（当初3年維持）→ 7万実トン（13年目以降） 豪州：0.6万実トン（当初3年維持）→ 0.84万実トン（13年目以降））
小麦	枠内税率：無税＋マークアップ 枠外税率：55円/kg	▸ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55円/kg）を維持。 ▸ 既存のWTO枠に加え、米国（15万㌧（7年目以降））、カナダ（5.3万㌧（同））、豪州（5万㌧（同））にSBS方式の国別枠を新設。 ▸ マークアップを9年目までに45%削減。
牛肉	38.50%	▸ 16年目に最終税率を9%とし、関税撤廃を回避。 ▸ 輸入急増に対するセーフガードを措置（関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了）。
豚肉	差額関税制度 ▸ 524円/kg＜輸入価格の場合：4.3% ▸ 524円/kg≧輸入価格の場合：546.53円/kgと輸入価格の差額 ▸ 64.53円/kg≧輸入価格の場合：482円/kg	▸ 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格(524円/kg)を維持。 ▸ 従価税を廃し、従量税は関税削減。 ▸ 11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。
きゅうり ねぎ ほうれんそう ブロッコリー	3.00%	▸ 即時撤廃

6 世界の人口増に伴う食料不足の懸念

世界の人口は2050年（平成62年）には96億人に達すると推測されています。これに加え新興国の経済成長による所得水準の向上が進み、食料需要は平成12年の44.7億トンから平成62年には69.3億トンと1.6倍に増加することが予想されています。

一方、地球温暖化や異常気象による大規模な不作の頻発など食料生産への影響が懸念されています。

このような中、日本は国民の食卓に上る食材の多くを輸入に頼っていますが、円安による輸入農産物価格の高騰に加え、新興国との食料調達の競合や輸出国による輸出規制などの動きから、安定して輸入ができなくなる可能性も否定できません。

さらに、農業者が使用する肥料や飼料は輸入に頼る割合が高いことから、生産資材価格の上昇による農業経営の圧迫などの問題が生じる可能性があります。

本県では県民への食料の安定供給がなされるよう必要な優良農地の確保や農産物の生産拡大に取り組むことが必要です。

世界人口の将来予測

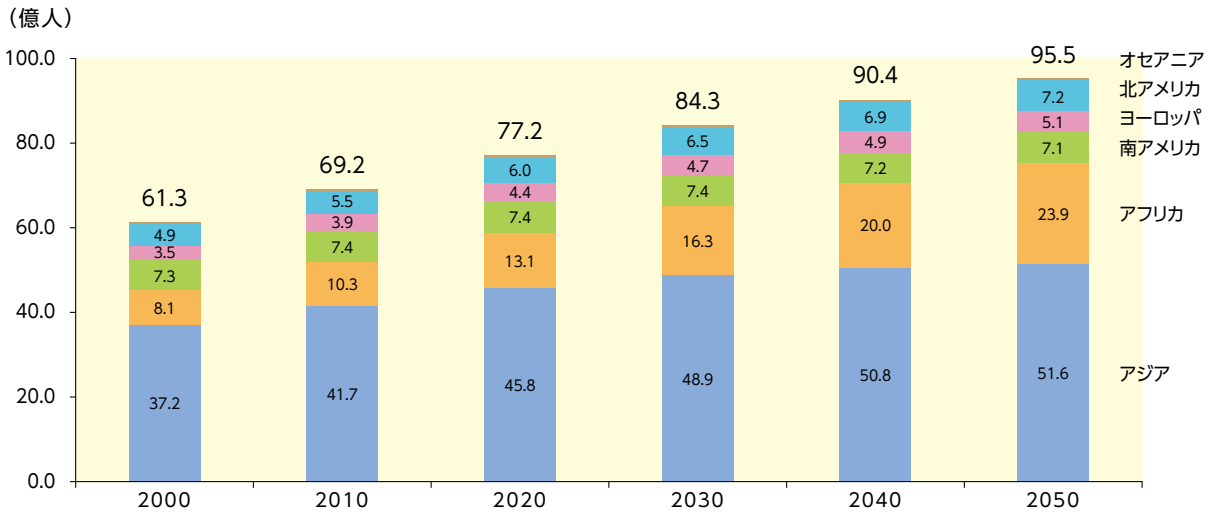

総務省「世界の統計2016」

7 外国人の和食や日本の食材への関心の高まり

訪日外国人旅行者数は1,973万人（平成27年）に達しており、前年より約632万人増加しています。本県では2019年（平成31年）にラグビーワールドカップが開催され、2020年（平成32年）には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の会場となり、日本の農産物や食文化を世界に広める好機となっています。

また、平成25年12月には、「和食;日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、海外における日本食ブームが高まっています。日本から輸出された農産物や食品の輸出額は7,452億円（平成27年）で前年比約122%と着実に増加しています。

人口増加や経済成長が著しいアジア諸国など、食市場の拡大が見込まれている国への輸出拡大が期待されています。

本県では日本食ブームの波に乗り、拡大傾向にある海外市場を見据えた県産農産物の生産・供給体制の整備を支援するなど、海外の成長を県内農業の成長に結びつけることが必要です。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機に外国人観光客に県産農産物や加工品、観光農園などをPRし、購入機会を増やすとともに、帰国後も継続して購入できる体制を整備するなど需要拡大に取り組むことが必要です。

8 地球温暖化の進行

地球温暖化が進行しているとされている中、近年では、夏場の高温による米の品質低下が問題になるなど、地球温暖化による農産物生産への影響が出始めています。

また、温室効果ガス排出削減に向けた地球温暖化防止に関する国際的な取組が進められています。我が国では原子力発電による削減効果を含めずに設定した温室効果ガス削減目標として、2020年度に2005年度比3.8%減とすることを表明しており、このうち森林吸収源として2.8%以上の吸収量を確保することとしています。

また、平成27年7月には「日本の約束草案」として、2020年以降の削減目標を2030年度に2013年度比26.0%（2005年度比25.4%）削減の水準とすることを決定しました。

本県では地球温暖化に対応した農産物の安定生産技術の確立・普及拡大に取り組むことが必要です。

また、地球温暖化防止に貢献するため、二酸化炭素吸収機能を持続的に発揮させる森林整備や炭素を長期間固定する木材の利用拡大、さらには化石燃料の代替エネルギー等となる木質バイオマスの利用拡大に取り組むことが必要です。

第 Ⅲ 章

本ビジョンが目指す将来像

1 担い手による付加価値の高い食の安定供給と成長産業化が進む農業

(1)　これまで地域農業を牽引してきた担い手のほか、若い農業者や女性農業者、農業法人など様々な担い手層が地域農業を支えています。

特に、県農業大学校の教育内容が充実し、経営感覚を身につけた新規就農者が育成され、自立就農や県内の農業法人への就職就農が進んでいます。

(2)　農地中間管理事業を活用して、意欲ある担い手に農地が集積・集約されるとともに、整備の進んだ農業生産基盤を背景に、機械導入による低コスト化・省力化、ICTなどの革新的な技術の導入が進み、生産性が高く、競争力のある農業が展開されています。

(3)　品目ごとに目指す将来像は以下のとおりです。

ア　主穀

大区画に整備・集約された水田で、消費地に位置する本県の強みを生かし、実需者ニーズに対応した品種や栽培法による主食用米の生産に加え、飼料用米や麦、大豆、野菜などが低コストで生産され、収益性の高い経営が展開されています。

イ　野菜

省力化のための機械や施設の導入による生産拡大や、野菜の持つ機能性成分に着目した付加価値の高い野菜が生産され、収益力の高い野菜産地が展開されています。また、食品製造業者など実需者ニーズに応じた生産を行うオーダーメイド型産地が形成されています。

ウ　花植木

実需者ニーズに合った魅力ある花植木商品が消費者に供給され、花植木に親しむ生活が定着し、公共の場の緑化などの業務需要での県産花植木の利用も拡大しています。

エ　畜産

消費者や流通業者、加工業者が求める高品質で安全・安心な畜産物が生産されています。また、生産コストの低減と労働時間の削減などにより、収益性が高く、ゆとりのある畜産経営が展開されています。

（4）　大消費地に位置し、食品製造業が集積している本県の強みを生かした6次産業化や食品、観光、福祉、医療など他業種との連携が活発に行われ、新たな商品やサービスが創出されるなど、付加価値を高めた収益性の高い農業経営が展開されています。

（5）　意欲ある担い手が生産した農産物は、市場流通を通じて首都圏の消費者に供給されています。また、県産農産物が県内の農産物直売所や量販店の県産農産物コーナー、飲食店などを通じて県民に供給されるなど、県民をはじめ、多くの消費者の生活を支えています。

（6）　グローバル化が進展していく中、意欲ある担い手が外国人観光客向けに県産農産物を使用した商品を開発・販売しています。また、海外のスーパー、レストランに和食食材として輸出するとともに、輸出拠点市場と連携して産地単位での輸出が展開されています。

（7）　以上のことを通じ、本県農業の稼ぐ力・人財力が高まり、強い経営基盤を基に、安定した食の生産・供給が行われ、農業の成長産業化が進んでいます。

2 様々な働きを通じて県民生活・経済を支える森林・林業

(1)　森林組合など意欲的な林業事業体等により間伐等の保育や伐採など効率的な林業生産活動が活発に行われており、伐採跡地には優良な苗木が適切に植栽され、「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用が進んでいます。

(2)　エンドユーザーが求める質、量、時期に見合った県産木材の供給体制が整い、県産木材が民間住宅、公共施設等において積極的に使用されています。

(3)　奥地など林業経営が難しく、管理が行き届かない森林については公的な整備や支援により、適切に管理・保全が図られています。

(4)　林業は森林を整備・保全しつつ木材を生産する重要な産業であり、また、生産される木材は再生産可能であることから、循環型社会構築に貢献するという考え方が県民に浸透しています。

(5)　以上のことを通じ、林業の稼ぐ力・人財力が高まるとともに、様々な樹種や林齢からなる多様で健全な森林が生育し、水源涵養、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、景観の保全など県民生活を支える森林の様々な機能が持続的に発揮されるなど地域力が高まり、森林と人間が共に生きていく関係が築かれています。

3 地域資源を活用した多様な取組が展開されている農山村

(1)　農山村にある地域資源を生かして6次産業化による加工品の製造・販売や農業と観光、教育、福祉などが連携した農業体験農園が開設されるなど、農業を核とした新たなビジネスが展開されています。また、観光農園などで外国人観光客の受け入れ体制が整備され、外国人観光客を含む多くの観光客が農山村に訪れ農山村地域がにぎわっています。

(2)　新たに農林業を始めたい若者や農山村の自然環境の下で生き生きとした生活を希望する高齢者などを農山村地域が積極的に受け入れる体制が整えられ、農山村地域への定住が進み、地域の活力が高まっています。

(3)　農地や農業水利施設が維持保全された農山村が多面的機能を有し、安らぎを与える憩いの場として県民生活に重要な空間であることが都市住民に認識され、都市住民や大学、NPOなどによる農山村の自然環境や農地の保全活動、伝統文化の継承活動などが農山村地域の住民と共に展開されています。

(4)　森林ボランティアや企業のCSR活動による森づくりなどが活発に行われ、県民全体で森林を守り育てる意識が根付いています。

(5)　以上のことを通じ、農山村の地域力が高まり地域資源を活用した様々な事業や活動が展開され、多くの人々が集い、地域住民との交流が行われるなど、農山村地域が活性化しています。

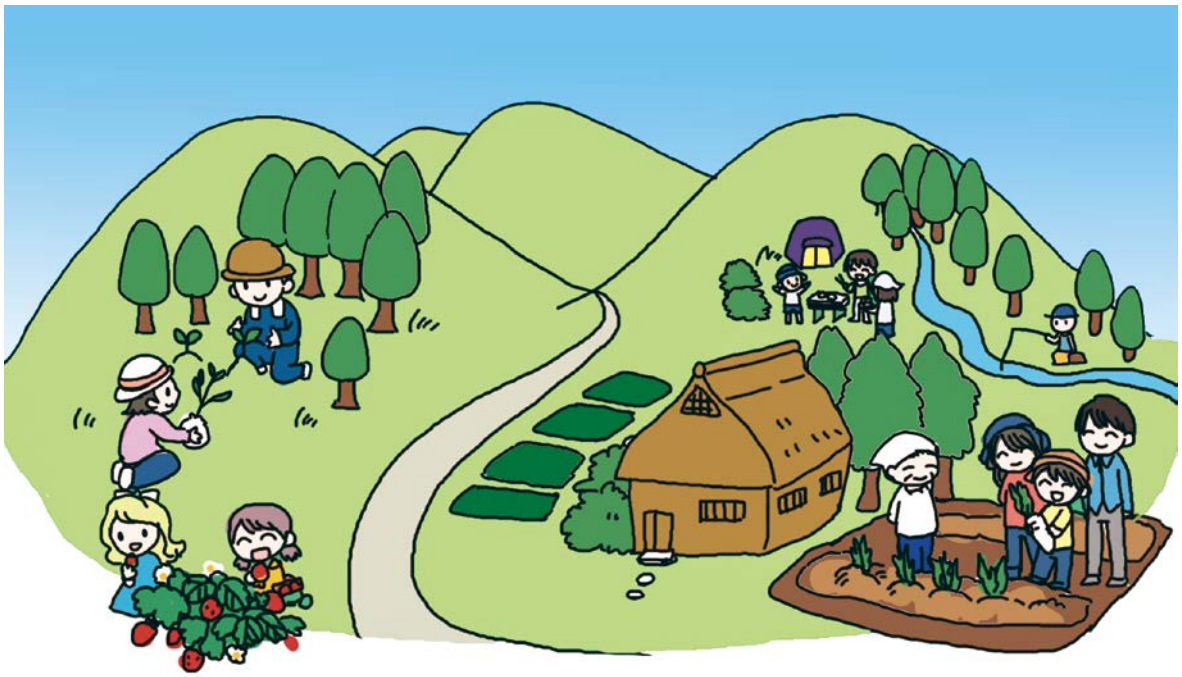

将来像を実現するための指標

食料・農業

(1)成長する埼玉農業を支える担い手を育成する

農業法人数
現状値　722法人　→　目標値　1,200法人
（平成26年度末）　（平成32年度末）
新規就農者数
現状値　286人/年間　→　目標値　330人/年間
（平成27年度）　（平成32年度）

(2)優良農地の確保と農地の有効活用を進める

担い手への農地集積率
現状値　24%　→　目標値　39%
（平成26年度末）　（平成32年度末）
遊休農地解消・活用面積
目標値　2,000ha
（平成28年度～平成32年度）
基盤整備面積
現状値　22,170ha　→　目標値　22,770ha
（平成26年度末）　（平成32年度末）

(3)多彩な農産物の生産力を強化する

野菜の新規作付拡大面積
目標値　1,000ha
（平成28年度～平成32年度）
オーダーメイド型産地育成数
目標値　30地区
（平成28年度～平成32年度）

(4)埼玉農産物の需要拡大を推進する

県産農産物コーナー設置店舗数
現状値　501店舗　→　目標値　650店舗
（平成26年度末）　（平成32年度末）
新たに農業の6次産業化により開発された商品数
目標値　250品目
（平成28年度～平成32年度）

(5)食の安全・安心を確保する

県が認証したS-GAP実践農場を持つ経営体数
現状値　0経営体　→　目標値　1,600経営体
（平成26年度末）　（平成32年度末）

森林・林業

(1)森林の循環利用を推進する

施業のため集約化・団地化する森林面積
現状値　9,148ha　→　目標値　19,000ha
（平成26年度末）　（平成32年度末）
作業道延長
現状値　431km　→　目標値　800km
（平成26年度末）　（平成32年度末）

(2)県産木材の利用を促進する

県産木材の供給量
現状値　83,000㎥／年間→目標値　111,000㎥／年間
（平成26年度）　（平成32年度）
県産木材を利用した公共施設数
現状値　748施設　→　目標値　1,100施設
（平成26年度末）　（平成32年度末）

(3)森林を整備・保全する

森林の整備面積
目標値　12,500ha
（平成28年度～平成32年度）

農山村

(1)活力ある農山村を創る

農業・農村の多面的機能を発揮する共同活動の実施面積
現状値　7,398ha　→　目標値 22,000ha
（平成26年度末）　（平成32年度末）
農山村へつないだ都市住民の延べ人数
目標値　5,000人
（平成28年度～平成32年度）

(2)県民の農林業・農山村を大切にする意識を醸成する

市民農園整備促進法等に基づき民間企業等が開設する市民農園数
現状値　8農園　→　目標値　58農園
（平成26年度末）　（平成32年度末）
森林ボランティア活動に参加する延べ人数
現状値　25,000人/年間　→　目標値　28,000人/年間
（平成26年度）　（平成32年度）

第 Ⅳ 章

取組の展開方向

食料・農業

経営感覚に優れた農業法人や女性農業者、農家子弟、農外からの新規就農者、豊富な知識や技術を持った高齢者、新規参入企業など多様な担い手を確保するとともに、自らの創意工夫により意欲的に経営改善などに取り組む担い手の経営力や生産力の向上を図り、農業に関わる人財力を高めます。また、6次産業化など県産農産物の高付加価値化やブランド化による県産農産物の需要拡大を図り、担い手の収益力向上を促進するなど、本県農業の稼ぐ力を高める取組を展開し、農家1戸当たりの生産農業所得15%向上を目指します。

1 成長する埼玉農業を支える担い手を育成する

担い手へ農地を集積・集約化するとともに、法人化等を支援することで経営力の向上を図ります。また、農業大学校等を活用し経営感覚を身につけた新規就農者の育成を図ります。さらに、地域農業を支える多様な担い手として女性農業者や高齢者の活動促進、企業等の農業参入を支援することにより埼玉農業の成長産業化を図ります。

指 標

Ⅰ 農業法人数

現状値		目標値
722法人	→	1,200法人
(平成26年度末)		(平成32年度末)

Ⅱ 新規就農者数

現状値		目標値
286人/年間	→	330人/年間
(平成27年度)		(平成32年度)

活躍する若手農業者たち

1 意欲ある農業経営体の経営力向上

担い手の規模拡大や法人化等を支援することにより、農業経営の発展を図ります。

目指す方向1　意欲ある農業経営体の支援

意欲ある担い手に対し、農地集積や法人化、高度な技術の導入などにより生産性を高めるなど経営発展を重点的に支援し、埼玉農業の成長産業化に必要な農業経営体を育成します。

取組の内容

❶　地域における人と農地の問題を解決していくため、地域内外の幅広い関係者が参画した徹底的な話合いを行い、人・農地プランの作成と定期的な見直しを支援します。

❷　県や農地中間管理機構、市町村、農協など関係機関の連携により農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の集積・集約化を促進します。

❸　法人化を志向する農業経営体に対し、法人化のメリットなどの情報提供や、税理士等のスペシャリストによる財務・労務管理指導など、法人化に向けた相談や経営分析等の支援を実施します。

❹　認定農業者をはじめ意欲ある担い手に対し、経営所得安定対策等の助成金や融資措置等により支援します。

❺　農業経営者を育成する高度な教育機関などとの連携を図り、農業法人等の経営力向上を支援します。

❻　経営の専門家による相談・指導活動により、次世代の担い手へ円滑な農業経営が継承されるよう支援します。

農業法人経営支援セミナー

目指す方向2　農業雇用の拡大

多様な人材を安定的に雇用できるよう農業法人における雇用の受け入れ体制の整備を支援するとともに高齢者等とマッチングさせる機会を提供するなど、雇用の拡大を推進します。

取組の内容

❶　休日就農相談会や就農支援セミナー、農業法人見学会等を開催し、農業法人等への就職を希望する者に対して、具体的かつ実践的な情報提供を実施します。

❷　農業大学校、埼玉県農林公社等において、雇用に積極的な農業法人と就職を希望する者とのマッチングを行う場を提供します。

❸　高齢者や女性、障害者等の多様な人材雇用を促進するマッチングの取組を推進します。

❹　多様な人材の雇用を促進するため、農業法人に対して、農作業アシストスーツなどのロボット技術やICTなど新たな技術の導入を図り、高齢者や女性、障害者等が働きやすい労働条件の整備を促進します。

目指す方向3　農業経営の基礎となる取組の強化

意欲ある担い手が自らの創意工夫により農業経営の発展ができるよう、農業制度資金の利用や農作業安全の普及・啓発等を推進します。

取組の内容

❶　農業者への低利融資を行う融資機関に対し、利子補給等の財政的支援を行います。

❷　農業制度資金の貸付調査や資金需要の把握を図りながら、農業制度資金の利用と、借入の際の農業信用保証制度の充実を促進します。

❸　資金相談や融資窓口となる農協や銀行の職員を対象とした研修等を行うことにより、相談・指導体制を強化します。

❹　市町村や融資機関等と相互に連携し、融資前後の経営相談を実施します。

❺　市町村や農協、農業機械メーカー、農機販売店等と連携して、農業機械安全研修会や展示会等における啓発資料の配布等、農作業安全に関する啓発活動を実施するとともに、労災保険の加入を促進します。

❻　農業機械利用者の技術向上及び安全意識を高めるため、農業機械利用技能者養成研修等を実施します。

2 埼玉農業を担う新規就農者の確保

目指す方向　新規就農者の確保

農家の子弟に加え、農外からの意欲ある若者や団塊の世代、定年退職者も含めた幅広い層の新規就農希望者に対して、知識・経験に応じたきめ細かな支援を行い、経営感覚を身につけた新規就農者の確保・育成を図ります。

取組の内容

❶　県農林振興センターに設置した就農相談窓口における就農に関する情報提供を実施するとともに、休日就農相談会や就農支援セミナーの開催など、新規就農希望者に対し、きめ細やかな支援を行います。

❷　新規参入希望者が希望する地域において就農できるよう、市町村、農業団体等と連携し、明日の農業担い手育成塾等が全市町村をカバーできる体制を整備します。

❸　農業大学校において農業高校との連携を強化し、農業高校生徒を対象に夏季休業等を利用した研修等を実施します。

❹　農業大学校においてキャリアコンサルタントによるキャリア教育や、学生の生涯プラン作成の支援など、就農の動機付けを行うとともに、より実践的な農業教育を行います。

❺　農業大学校では、学生の希望する経営形態に応じた就農支援を行います。

❻　農業技術習得が必要な人に対しては農業大学校や埼玉県農林公社、地域の指導農家等が栽培指導を実施するとともに、新規就農者や明日の農業担い手育成塾の塾生を対象とした農業経営力養成講座等を開催し、経営感覚を身につけた新規就農者を育成します。

❼　青年就農給付金を活用し、新規就農希望者に対する就農意欲の喚起と就農後の定着を図ります。

❽　使用されなくなった農業用施設や機械を改修・整備し、新たな担い手が活用できる取組を推進します。

新規就農者育成の拠点　農業大学校

3 地域農業を支える多様な担い手の育成

優れた経営感覚を持った女性農業者や豊富な知識や技術を持つ高齢者、新たな担い手として期待できる企業など、地域農業を支える多様な担い手を育成します。

目指す方向1 女性農業者の能力を最大限に発揮できる活動促進

女性農業者の資質向上や、農業の6次産業化など経営発展に向けた取組を支援するとともに、経営の意思決定の場への参画を促進することにより、優れた経営感覚を持ち、地域のリーダーとして活躍できる女性農業者を育成します。

取組の内容

❶ 女性農業者が持つ強みを生かした経営発展を目指し、次世代の経営者として育成するとともに、新たなビジネスにチャレンジする取組を促進します。

❷ 優れた経営感覚の醸成を図るとともに、地域農業のリーダーとなる女性農業者を育成するため、研修会等を開催するなど女性農業者の研鑽の機会を設けます。

❸ 女性農業者の取組についてSNS等を活用した情報発信を行うとともに、女性農業者のネットワーク化を推進します。

❹ 女性農業者が地域における政策決定の場へ参画できるよう、農業委員や農協理事などへの登用を促進することにより、農業・農村における男女共同参画を推進します。

❺ 家族農業経営において、家族が役割分担して経営に参画する仕組みとしての家族経営協定の締結を促進します。

研修を受けカフェ経営などに取り組む女性農業者

目指す方向2　地域に貢献する高齢者の活動促進

高齢農業者がその経験や知識、技術を生かし地域で活躍できるよう支援します。

取組の内容

❶　農作業を軽作業化する技術や機械等の開発・普及を推進するとともに、高齢農業者に焦点を当てた農作業事故防止運動を実施します。

❷　農村集落の労働力不足を高齢者等による地域ぐるみで補完する取組を促進します。

❸　農林業・農山村が持つ多面的機能が発揮できるよう、高齢農業者が行う生態系の保全や農業用水路の管理、市民農園の管理等の活動を促進します。

❹　高齢農業者が有する農業関連の豊富な知識や技術、経験の次世代への伝承を促進します。

❺　退職後に農業に取り組む中高年齢者に対して、遊休農地の解消、地域農業の振興に貢献する農業経営を支援します。

高齢者による水路の草刈り活動

目指す方向3　地域農業の新たな担い手としての企業参入促進

担い手不足などの課題を抱える地域において、新たな担い手となる企業やNPO法人などの農業参入を支援します。

取組の内容

❶　本県に農業参入を希望する企業等を確保するため、農業展示会等における相談窓口の設置や定期的な研修会の実施、企業参入マニュアルの作成などを実施します。

❷　農業への参入を希望する企業等が本県で円滑に参入し、地域に定着できるよう、県に設置した企業等農業参入相談窓口における参入候補地などの情報提供や農業技術の支援等をワンストップで実施します。

❸　地域と信頼ができるまでの間は、行政が積極的につなぎ役を務めるとともに、参入した企業等への農業技術等の支援が円滑に行える体制を関係機関と連携して整備します。

2 優良農地の確保と農地の有効活用を進める

農業生産の基礎となる優良農地を確保するとともに、農地中間管理事業をフル活用することにより、担い手へ農地を集積・集約化し、農地の有効活用を図ります。

また、低コストな農業生産基盤の整備や農業水利施設の長寿命化、農業用ため池の耐震化を進め、生産性向上と災害の未然防止を図ります。

指 標

Ⅰ 担い手への農地集積率

現状値 24%（平成26年度末） → 目標値 39%（平成32年度末）

Ⅱ 遊休農地解消・活用面積

目標値 2,000ha

（平成28年度～平成32年度）

Ⅲ 基盤整備面積

現状値 22,170ha（平成26年度末） → 目標値 22,770ha（平成32年度末）

農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化

●実施前●

担い手の利用する農地が分散

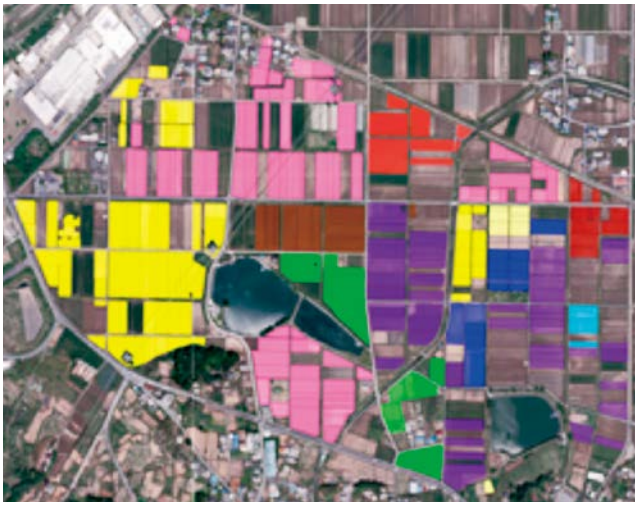

●実施後●

農地を集積・集約化することで作業の効率化を実現

1 優良農地の確保

目指す方向　**優良農地の確保**

集団的に存在する優良農地について、農地制度の適切な運用により、良好な状態で維持・保全を図ります。

取組の内容

❶ 市町村、農業委員会等の関係機関と連携し、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の適切な運用を図ります。
❷ 農地パトロールなど不法盛土対策を実施します。
❸ 農地転用許可権限の移譲を希望する市町村を支援します。

2 農地の有効活用

農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業等をフル活用して担い手への農地の集積・集約化を促進するとともに、地域の話合いによる遊休農地の発生防止・解消・活用を図ります。

目指す方向1　**担い手への農地集積・集約化**

地域内に分散・錯綜（そう）する農地を農地中間管理機構が借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けるなど農地中間管理事業等の活用により、担い手への集積・集約化を促進します。

取組の内容

❶ 地域の人と農地の問題（担い手への農地の集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消・活用）の解決に必要な人・農地プランの作成と定期的な見直しを支援します。
❷ 県や農地中間管理機構、市町村、農協など関係機関が推進会議などで情報共有を行うとともに、農地中間管理事業の周知、受け手・出し手の掘り起こしなど各々の役割に応じて担い手への農地の集積・集約化を促進します。
❸ 農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業、利用権設定等促進事業及び農業委員会によるあっせんなど地域に合った手法で担い手への農地の集積・集約化を促進します。
❹ 生産性向上を図るため、農地の集積・集約化と畦畔（けいはん）除去等を行う基盤整備事業を連携させた取組を推進します。

目指す方向2　遊休農地の発生防止・解消・活用

市町村、農業委員会等と連携し、遊休農地対策を地域で検討することにより、その解消、活用を図るとともに、発生防止を促進します。

取組の内容

❶　農業委員会が行う担い手への農地のあっせんなど農地利用の最適化業務を促進し、規模縮小を志向する農家等が所有する農地の遊休化の防止を図ります。

❷　遊休農地の所在等を明確にするために農業委員会が行う利用状況調査、市町村・農業委員会が行う荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を支援し、遊休農地の所有者等に対する指導を促進します。

❸　人・農地プランの作成・更新をする中で遊休農地の発生防止と解消・活用方策の検討を促進します。

❹　耕作放棄地再生利用緊急対策交付金や農地中間管理事業等を活用し、遊休農地の解消と担い手への集積・集約化を促進し、遊休農地の解消・活用を図ります。

❺　遊休化が懸念される農地については、地域の意向を踏まえ、新たな担い手となり得る企業等の農業参入の仲介や調整を実施します。

❻　住宅介在農地など、担い手への集積が困難な遊休農地については、市民農園や景観形成作物の栽培など地域の状況に合わせた活用を促進します。

交付金を活用した荒廃農地の再生

荒廃農地の再生作業

再生後の農地（エゴマの栽培）

3 農業生産を支える基盤の整備

低コストなほ場整備を推進するとともに、農業水利施設の計画的な補修・更新を推進し、農業生産基盤の整備を図ります。

また、防災・減災上、重要な農業用ため池の耐震化と計画的な保全管理を推進し、災害の未然防止を図ります。

目指す方向1　生産基盤整備の推進

地域の目指す営農形態により、最も低コストで効率的な整備手法を検討し、生産基盤の整備を推進します。また、多面的機能支援事業を活用し、地域の共同活動による農地や農道などの維持管理・保全活動を促進します。

取組の内容

❶　地域の話合いにより農地の貸し借りの意向などを明確にした地域営農ビジョンを策定し、それに基づく基盤整備を実施します。

❷　地域の目指す営農を実現するため、作付品目の特性や水田地帯や畑地帯など地域の実情に応じた効果的な基盤整備を進めます。

❸　10a区画水田の現況形状を活用し、畦畔（けいはん）除去等による大区画化等を行う埼玉型ほ場整備を推進し、基盤整備を加速させます。

❹　地域の共同活動による道路や水路法面などの草刈り、水路の泥上げ、農道・水路の軽微な補修や水路の表面補修など、施設の維持管理や保全のための活動を促進します。

埼玉型ほ場整備のイメージ

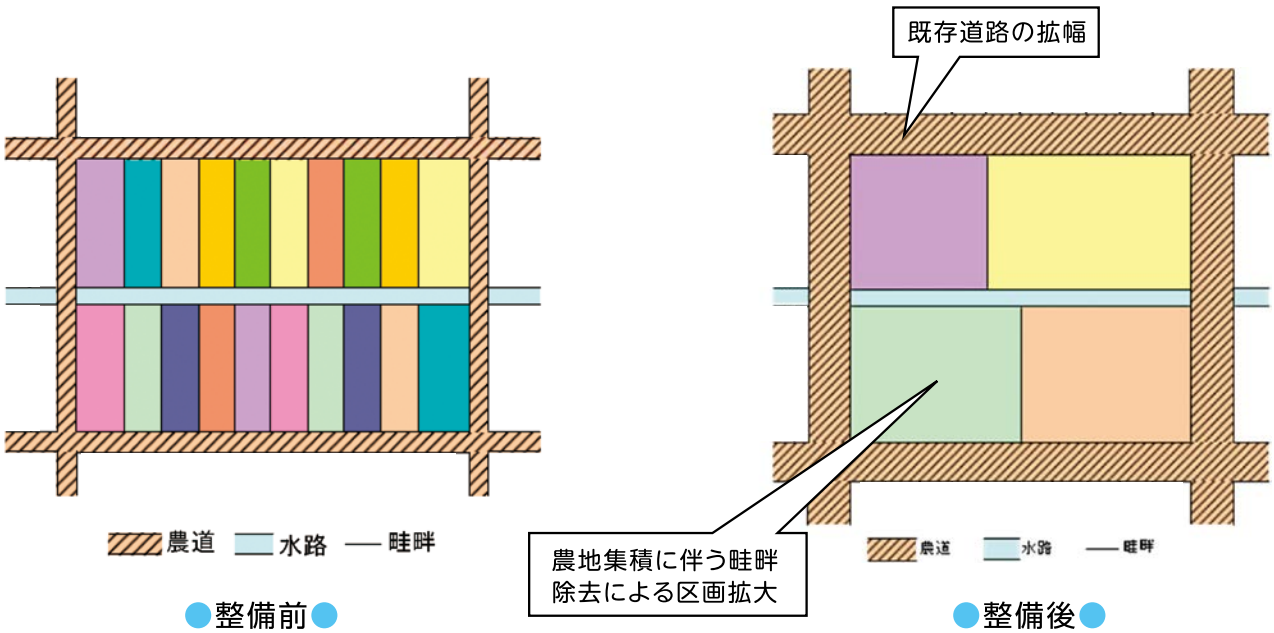

目指す方向2　農業水利施設の計画的な整備と保全管理

農業水利施設の計画的な補修・更新を行うことにより、老朽化が進んだ農業水利施設の適切な維持管理を図ります。

取組の内容

❶　農業生産基盤の基礎的要素である用排水路の整備を推進します。

❷　適切な補修等により農業水利施設の長寿命化を図るとともに、補修・更新費用の平準化を図るため、「埼玉県農業水利施設保全管理推進委員会」を設立し、基幹水利施設修繕・更新計画マスタープランの見直しを実施します。

❸　基幹水利施設修繕・更新計画マスタープランに基づき、ストックマネジメント事業による計画的な農業水利施設の補修・更新を推進します。

計画的な補修による農業水利施設の長寿命化

目指す方向3　農業用ため池の耐震化と計画的な保全管理

農業用ため池は、地域の農業を支えている農業水利施設です。また、雨水を一時的に貯留することから、洪水を調整する機能も有していると言えます。防災・減災上も重要である農業用ため池の防災対策をソフト、ハード両面から計画的に行い、災害の未然防止を図ります。

取組の内容

❶　農業用ため池を管理する市町村、土地改良区等による日常管理や地震後、豪雨後の点検等を促進します。

❷　防災重点ため池等、決壊流出の際、下流に大きな被害を及ぼすおそれのある農業用ため池については、市町村地域防災計画への位置付けを促進します。

❸　耐震調査の結果、所要の安全率を下回った農業用ため池のうち、緊急的に防災対策を行う必要がある農業用ため池の耐震化改修を推進します。

防災対策がなされた農業用ため池

●工事前●

●工事後●

3 多彩な農産物の生産力を強化する

県内各産地の特徴を生かしながら、品目ごとに実需者ニーズに対応した生産体制の整備を支援するとともに、安定生産などに必要な新たな生産技術等の研究開発を計画的に実施し、県産農産物の生産力を強化します。

また、農業生産における環境負荷を低減させ持続可能な農業を促進します。

指 標

Ⅰ　野菜の新規作付拡大面積
　　目標値　1,000ha
　　（平成28年度～平成32年度）

Ⅱ　オーダーメイド型産地育成数
　　目標値　30地区
　　（平成28年度～平成32年度）

県内各地で生産される多彩な農産物

産出額全国第1位を誇るねぎ、パンジー

1　持続可能な産地体制整備の促進

本県農業が持つ生産力を最大限発揮するため消費者や実需者ニーズに対応した農産物や、高付加価値化による収益性の高い農産物を生産できるように品目ごとに適切な支援を実施します。

また、TPP、EPA等のグローバル化による経営環境の変化が経営に及ぼす影響を緩和するため、低コスト化・省力化技術の導入などによる生産性の向上を進めるとともに、セーフティネット対策の加入を促進します。

目指す方向1　米（水稲）の振興

用途に応じた品種導入や収益性の高い米づくりを進めるとともに、担い手への農地集積と低コスト技術導入等を推進し、水田農業経営の構造改革を促進します。

取組の内容

❶　良食味で病害虫に強く高温耐性を有する「彩のきずな」やこれに続く新品種の導入を計画的に推進します。

❷　食味・品質向上対策を進めるとともに、県内消費を中心に外食や中食を含めて、位置付けを明確にした生産・販売戦略を構築し、販路に応じた認知度向上の取組などにより消費拡大を推進します。

❸　低米価水準が継続しても持続的な経営が可能となるよう、集積された農地で資材費の低減や革新的な省力化、多収化技術などを推進します。

❹　需要に応じた主食用米の生産に加え、飼料用米など非主食用米等の導入を推進するなどして水田農業経営の安定化を図ります。

❺　水田経営に対するセーフティネット対策などへの加入を促進するとともに、平成30年産からの米政策の改革に向けて、生産者が必要とする情報発信を適切に実施します。

埼玉県産米の新品種「彩のきずな」

彩のきずな
埼玉県産米

「もっちり、つやつや。
彩の国からの贈りもの」

目指す方向2　麦の振興

実需者ニーズに対応した品種構成へ誘導するとともに、安定生産が可能となる肥培管理の普及定着を推進します。

取組の内容

❶　需要量に応じた品種誘導を行うとともに、特色ある加工適性を持つ品種について幅広く検討を行い、実需者評価を確認しながら計画的に導入します。

❷　さらなる品質向上と安定生産ができるよう基本技術の励行等を促進します。

❸　大規模化や生産組織の強化を進めるとともに、資材費低減・革新的な省力化技術の開発・普及を推進します。

県産麦を使用した学校給食パン

目指す方向3　大豆の振興

実需者ニーズに対応した加工適性が高い新品種の導入や地域特性のある大豆の生産を促進するとともに、加工業者や販売業者との連携拡大を促進します。

取組の内容

❶　加工適性が高く、生産性も高い新品種「里のほほえみ」の早急な普及・定着を促進します。

❷　安定した収量・品質を確保するため基本技術の励行等を促進するとともに資材費低減・革新的な省力化技術の開発・普及を推進します。

❸　在来大豆では、生産者と加工業者や販売業者等が連携した新商品の開発を促進します。

目指す方向4　野菜の振興

生産の省力化のための機械や施設の導入による野菜の生産拡大を促進します。

また、県内の食品製造業者の求める品目や品種、機能性成分などに応じて生産するオーダーメイド型産地の育成、流通・販売体制の整備を促進します。

取組の内容

❶　野菜産地強化の取組をまとめた「野菜産地強化戦略」に基づき、生産拡大や高品質化につながる機械・施設の導入を支援します。

❷　調整、選別、箱詰めなどの作業の分業化や外部委託など、産地における労働力を補完するシステムを構築するため、産地拠点施設の整備を支援します。

❸　次世代施設園芸のモデル拠点を活用し、モデル拠点で得られた成果を県内の農業者に普及します。

❹　食品や医薬品などの製造に関わる企業などと連携し、品目、品種や機能性成分などに対する実需者ニーズに応じるオーダーメイド型産地づくりを促進します。

❺　産地と県内市場との連携による契約栽培取引を促進します。

❻　特徴のある品種の開発・導入を支援し、需要に即した野菜のブランド化をさらに推進します。

❼　農業者の収入の安定化を図る野菜価格安定対策を実施します。

さといも

こまつな

ほうれんそう

ブロッコリー

産出額が全国上位の本県主力野菜

目指す方向5　果樹の振興

老木園の世代交代や品種転換を推進するなど、生産性の向上を図るとともに、高付加価値化や6次産業化を促進し、消費者のニーズを的確に捉えた販売対策を実施します。

また、地域特性を生かした観光果樹の取組を促進します。

取組の内容

❶　新植・改植により需要を踏まえた品種転換を促進し、併せて樹体の更新による生産性の向上を図ります。

❷　新規品目については、需要を踏まえ戦略的に導入を促進するとともに、ブルーベリーやいちじく等生産が増加している品目については生産技術の向上を図り確実な産地化を推進します。

❸　冷蔵保管や品種のリレーにより出荷期間の延長を図り、安定的な供給により産地ブランドの更なる強化を進めます。

❹　果樹産地の維持・存続に向けた高齢者などの園地を引き継ぐ仕組みづくりを推進します。

❺　贈答用高品質果実から日常消費まで多様な消費者ニーズに対応した販売を促進します。

❻　高付加価値化と周年販売につながる6次産業化による加工品の開発を促進します。

❼　観光果樹用の品種導入を進めるとともに、品種、品目のリレーにより年間を通じて集客できる魅力のある観光果樹産地づくりを促進します。

県育成品種「彩玉」

ちちぶ山ルビー

目指す方向6　花植木の振興

業務需要や消費者から求められる花植木商品の開発や新技術の開発により、商品力ある花植木産地の確立を図ります。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた公共需要の獲得と潜在需要の掘り起こしを行い、新たな花植木需要を創造・開拓します。

取組の内容

❶　生産者による知的財産権取得やホームページ等を通じた情報発信、新商品開発と販売促進を支援します。

❷　需要拡大に向け花き関係団体と連携し、県産花植木の品質や商品性を直接買参人等に情報提供する花植木商談会の開催を支援します。

❸　コスト低減を図るため、生産及び物流の効率化や園芸資材の効率的利用を検討します。

❹　高温期に適した商品開発、植栽技術や栽培管理技術、鮮度保持技術を開発し、周年を通じた花植木需要を開拓します。

❺　花き産業が一体となった情報交換を進め、実需者等のニーズに合致する商品や都市計画等の情報収集、産地情報の発信などにより、業務需要獲得を促進します。

埼玉の花植木大商談会

目指す方向7　茶の振興

異常気象など環境リスクに対応できる高品質・多収な品種の育成・普及をはじめ、生産技術の高度化や二番茶の高付加価値化等を図るとともに、難防除害虫対策の実施により生産基盤を強化し、さらに狭山茶のブランド力を高めます。

取組の内容

❶　茶苗木の安定した供給体制を整備するとともに、「おくはるか」などの県育成品種の情報提供等を行います。

❷　狭山茶のさらなる品質向上につながる被覆栽培の拡大を促進します。

❸　茶園の集積と作業受託組織の育成により、生産農家の経営安定を図ります。

❹　二番茶の品質向上を図るとともに、紅茶など新たな利用方法を検討し、摘採面積の拡大を促進します。

❺　輸出先国別に対応した生産体制の整備を検討します。

❻　クワシロカイガラムシ等の新たな難防除害虫の効果的な防除体制を確立します。

直掛け被覆栽培

二番茶葉を利用した紅茶

目指す方向8　畜産の振興

家畜改良の推進やブランド化などによる高付加価値畜産物の生産、耕畜連携による飼料増産を進め、生産性の向上を図るとともに、家畜伝染病による家畜の損耗防止を図ります。

取組の内容

❶　乳牛の性判別精液の普及を図るとともに、受精卵移植技術の活用や牛群検定への加入を促進します。

❷　秩父高原牧場で生産する和牛子牛の供給により、県内和牛生産を強化するとともに、適度なさし（脂肪交雑）の入った埼玉県産和牛の効率的な生産を促進します。

❸　受胎率や産子数の向上につながる豚凍結精液による人工授精の実用化・普及拡大を推進するとともに、「彩の国黒豚」の生産拡大に向け、高品質な繁殖用黒豚を供給します。

❹　「彩の国地鶏タマシャモ」の血統更新に取り組み、生産性の向上を図ります。

❺　畜産農家が行う畜舎や飼料保管庫などの施設整備を支援し、経営の規模拡大や生産性の向上を図ります。

❻　経営安定対策の生産者積立金を助成するなど、畜産経営の安定を図ります。

❼　耕種農家との連携強化を進め、飼料用米や飼料用稲の生産・利用の拡大を支援するとともに、コントラクター組織等の活用など効率的な生産を促進します。

❽　良質なたい肥を生産するための施設や機械の整備を支援するとともに、耕種農家での利用拡大を促進します。

❾　はちみつの安定生産のため、蜂群配置の調整や飼養管理技術の向上を支援します。

❿　家畜伝染病の予防対策を徹底し、家畜の損耗を防止するとともに、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、防疫演習の開催や防疫資材の備蓄などにより、危機管理体制を強化します。

タマシャモ

彩の国黒豚

秩父高原牧場で生産される和牛子牛

目指す方向9　養殖業の振興

キンギョなどの観賞魚やホンモロコなどの食用魚について、消費者ニーズに対応した養殖品目の導入による生産の拡大と多様な流通販売ルートの確保を促進します。

また、後継者や新規就業希望者に対して、知識、経験に応じたきめ細やかな支援を実施し、就業者の確保を図ります。

取組の内容

❶　高品質なホンモロコや耐病系キンギョ、メダカなど新たな養殖品目の拡大に向け養殖技術の開発や改良を進めます。

❷　関係団体と生産者間で市場情報の共有化を進め、消費者のニーズに対応した生産を促進します。

❸　食用魚について、庭先販売のほか量販店における県産農産物コーナーや農産物直売所を活用した販売拡大を促進します。

❹　新規就業希望者を対象とした養殖技術の相談や養殖技術講習会を開催します。

全国一の生産量を誇る
ホンモロコ

養殖魚まつり

目指す方向10　地域特産物の振興

養蚕、こんにゃくなど地域文化に根差した特産物の生産を継続するための取組を展開し、産地体制を維持していきます。

取組の内容

❶　こんにゃくについては、品評会の開催などにより技術の高位平準化を図るとともに、新たな加工品の開発などを促進します。

❷　養蚕については、製糸業界など関係業界と連携して養蚕農家の手取り単価を維持して経営安定を図ります。

❸　蚕糸の機能性を生かした新たな利用方法や薬用利用などを開拓し、需要を喚起します。

繭の出荷作業

蚕糸の機能性を生かした洗顔石鹸

目指す方向11　農業災害防止対策の推進

農業者等に対して、気象情報、病害虫発生予察情報や技術対策資料をいち早く提供できるシステムを構築するとともに、農業災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、関係機関と連携し農業技術対策や経営相談等を実施します。

取組の内容

❶　農業者に対して、農業災害の発生や病害虫による被害が予想される場合に、気象情報や県病害虫防除所による病害虫発生予察情報及び技術対策資料をいち早く提供できるシステムを構築します。

❷　防災・減災の観点から、災害に強い施設等の情報を発信します。

❸　国や市町村等と連携しながら、事業や資金等を活用し、被災した農業者の経営再開を支援します。

❹　農業共済制度については、農業共済組合や関係機関と連携し、制度の普及を図り、加入を促進します。

2 産地を支える戦略的試験研究の推進

目指す方向 **重点的・計画的な試験研究の実施**

本県農林水産業における様々な課題に技術面で確実に対応するため、農林水産試験研究機関における研究課題の重点化や長期的な視点を踏まえた研究開発を計画的・効率的に推進し、新技術等の実用化と普及を図ります。

取組の内容

❶ DNAマーカーや生殖細胞操作等の先端技術を活用し、新品種の育成と普及拡大を推進します。

❷ 品種開発とその栽培飼養技術研究を一体的に進め、県種苗センター等と連携した優良種苗の安定供給と、生産性向上などに取り組みます。

❸ ICTを活用した環境制御による長期安定生産技術や環境ストレス回避技術を開発します。

❹ 遺伝子情報や機能性資材を活用し、機能性成分を高める栽培技術を開発します。

❺ 地球温暖化などの環境変化に対応し安定生産が可能となる栽培管理技術を開発します。

❻ 国の競争的資金等の活用や大学、国、他県の研究機関及び民間企業との共同研究を積極的に推進します。

❼ 技術革新に係る研究の重点化などにより特許等の知的財産の取得を推進します。

❽ 試験研究の成果は成果発表会や広報等を積極的に活用し、関係機関等との連携により迅速に情報発信を行い、現場への普及拡大を推進します。

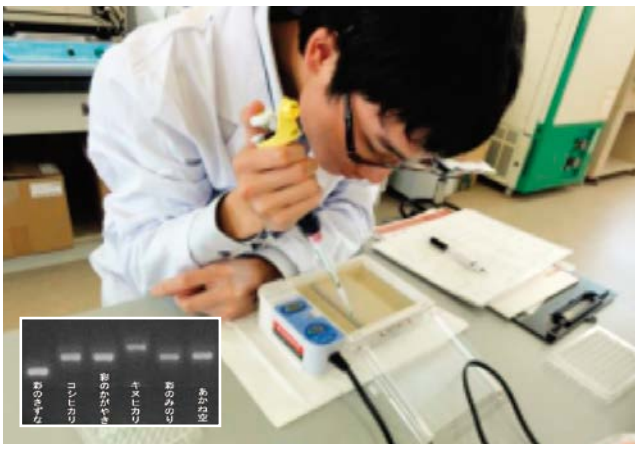

DNAマーカー技術を活用した新品種開発

顕微授精による受精卵の作製

3 環境に配慮した農業の振興

目指す方向　**埼玉県エコ農業の推進**

「埼玉県エコ農業推進戦略」(平成26年度～平成30年度)に基づき、有機農業や特別栽培農産物の取組など環境に配慮した農業を推進します。

また、エコ農業への消費者の理解促進を図ります。

取組の内容

❶　エコ農業取組者に対し、国の環境保全型農業直接支払制度に基づく補助事業の情報提供などの支援を行います。

❷　特別栽培農産物認証制度等を活用した農産物の生産に係る支援を行います。

❸　エコファーマー導入計画策定の助言や技術指導及び農業改良資金活用等の支援を行います。

❹　総合的病害虫・雑草管理(IPM)の普及、定着を推進することで、効果的な防除を促進します。

❺　農業用廃ビニールやポリエチレンフィルムなど農業用廃資材について、市町村や農協、資材メーカーと連携し収集率の向上を図るとともに、環境に負荷を与えにくい資材の普及を促進します。

❻　農業大学校有機農業専攻の学生に対し、先進的有機農業者との情報交換の場を設けるなど支援を行います。

❼　エコ農業により生産された農産物の情報を加工業者や消費者へ分かりやすく提供します。

❽　各種イベントや県政出前講座など、あらゆる機会を通じてエコ農業に対する消費者の理解促進を図ります。

害虫の天敵がバンカー植物に集まることを利用した茶の安定生産

※バンカー植物…害虫の天敵に好適な住みかを提供する植物

4 埼玉農産物の需要拡大を推進する

生産地と消費地が近い利点を生かし、県内量販店や飲食店などでの県産農産物の取扱いの拡大、6次産業化や農商工連携による農産物の高付加価値化、ブランド化の推進や首都圏マーケット、海外への販路の拡大を推進します。これにより、県産農産物の魅力を知って、買って、食べてもらい県産農産物の需要拡大を図ります。

また、卸売市場の機能強化等による県産農産物の流通拡大を支援し、県産農産物の需要拡大を図ります。

指 標

Ⅰ　県産農産物コーナー設置店舗数

現状値　501店舗　→　目標値　650店舗

（平成26年度末）　（平成32年度末）

Ⅱ　新たに農業の6次産業化により開発された商品数

目標値　250品目

（平成28年度～平成32年度）

新鮮な地場農産物が並ぶ直売所

1　多彩な地産地消の推進

目指す方向　**県産農産物を知って、買って、食べる機会の拡大**

農産物直売所の魅力向上と機能強化を促進するとともに、産地や実需者をコーディネートし、県内量販店や飲食店などでの県産農産物の取扱いを拡大するなど、県民が身近に県産農産物を「知って、買って、食べる」機会を拡大する多彩な地産地消を推進します。

取組の内容

❶　農産物直売所へ出荷する生産者組織の活動を強化するとともに、県内の直売所の連携を強化し、県産農産物の品揃えの充実等を図り、地域の特色ある直売所になるよう推進します。

❷　農産物直売所の機能強化の取組として、農産物の配送サービスや移動販売など、高齢者に優しく、きめ細やかなサービスの提供を促進します。

❸　県産農産物の県内流通も含めた出荷体制の整備を支援し、県南地域の量販店における県産農産物コーナーの設置を重点的に推進します。

❹　県産農産物を取り扱う小売店や飲食店等を「県産農産物サポート店」として登録を進めるとともに、主原料に100%県産農産物を使用し製造された「ふるさと認証食品」の認証を進めるなど、県民が県産農産物を意識できる機会を増やします。

❺　県内の生産者や産地との直接取引、卸売市場を介するルートなど、多様な流通ルートの確保や流通体制の強化を促進します。

❻　各種のメディアを活用するほか、駅やSA・PAなどでも県産農産物のPRを行い、地産地消の裾野を広げ、県産農産物の消費拡大を推進します。

❼　学校給食における県産農産物の一層の利用拡大を促進します。

❽　野菜ソムリエなどと連携し、県産農産物を使ったレシピ作成や直売所店舗内外における美味しい食べ方提案の実演会などの開催により、新たな県産農産物ファンの獲得につなげます。

❾　伝統的食生活技術を有する者をふるさとの味伝承士として認定し、食文化の伝承・普及活動を促進します。

❿　食料の重量と輸送距離とを掛け合わせた「フードマイレージ」の意義や考え方について、地産地消の取組を通じ、意識醸成を図ります。

多くの来客で賑わう県庁朝市

2 付加価値を高める農業の6次産業化及び農商工連携の促進

目指す方向 **強みを生かした農業の6次産業化等の促進**

多様な産業との連携促進や未利用農産物の活用により、県産農産物の魅力と潜在的な可能性を最大限に引き出す農業の6次産業化等を促進し、様々な農産物を活用した多彩な商品開発と販路拡大により農業収益の向上を図ります。

取組の内容

❶ 農業の6次産業化に取り組む農業者等の発展段階に応じて経営能力の向上を促し、経営ビジョンを明確にするための事業計画書の作成を支援します。

❷ 6次産業化を志向する農業者等や連携を望む食品製造業者等に対する相談窓口の機能強化や、農林漁業成長産業化ファンド等を活用した資金調達、品質管理、販路開拓など、6次産業化の取組ステージに応じて支援します。

❸ 地域の未利用農産物の利用を促進する一次処理加工施設の整備を支援するなど、新たな連携モデルの構築に取り組みます。

❹ 2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、外国人をターゲットとするなど、地域の特色を生かした和食文化をテーマに6次産業化の商品開発を促進します。

❺ 農産物の特性や地域性を生かした商品の開発に加え、消費者の健康志向に応える機能性の高い商品の開発・販売や、農産物の多様な機能を活用した化粧品などの商品開発を民間企業や研究機関等と連携し促進します。

❻ ウェブサイトやSNS、アンテナショップを活用し、6次産業化商品を幅広くPRし、商談会等の出会いの場づくりを支援します。

6次産業化に取り組む農業者向けの研修

農商工連携フェアの様子

農業の6次産業化により開発された商品

いちご大福

ハム、ソーセージ

ごぼうのピクルス

3 農産物・加工食品のブランド化と輸出拡大

目指す方向 **農産物のブランド化や輸出促進による販路拡大**

「県民主役のブランドづくり」というコンセプトを基本に県産農産物が県内外の消費者から評価され、選択されるよう他産地の農産物との差別化に一層取り組むとともに、首都圏へのPRを集中的に実施するなど首都圏マーケットへの販路の拡大を図ります。

また、民間企業と連携し、新たな輸出品目の拡大や海外における販売場所の確保を図ります。さらに、外国人の旅行者や県内在住者の県産農産物に対する消費動向を把握するなど、新たな消費喚起を図ります。

取組の内容

❶ 重点的に推進するブランド品目を選定し、首都圏エリアや海外での販売キャンペーンの開催、マスメディアやポータルサイト、県民投票などを通じたPRを強化し、認知度アップを図ります。

❷ 産地や組織単位でのブランド化の取組に加え、農業者等の特色ある農産物のブランド力の向上を支援し、オリジナル品種の開発や地理的表示（GI）の保護制度等の知的財産の活用などにより、商品の差別化を促進します。

❸ 県外輸出拠点市場と県内産地との連携支援を行うほか、輸出を志向する生産者団体や県内食品事業者等に対して輸出関連情報の提供を行うなど、県産農産物及び県産農産物を主原料とした加工食品の輸出を促進します。

❹ eコマースの活用や企業との連携などによるアンテナショップの開設のほか、海外の見本市や商談会への出展支援など、輸出を志向する生産者や事業者が参画しやすい環境づくりを進めます。

❺ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、外国人観光客等へのニーズ調査を行うとともに、外国人向けの食に関わる情報を発信します。

❻ 植木等をEU向けなどに輸出する際に必要な検疫制度の情報提供や栽培地検査の技術指導など、輸出を円滑に行うための取組を行います。

❼ 農産物のブランド化や輸出については、戦略的な取組を推進できるよう取組体制を整備します。

ブランド農産物PRロゴマーク

海外向けPR用パンフレット

4 流通システムの合理化

目指す方向　**卸売市場の機能強化**

県内の卸売市場で取り扱う農産物を高品質で鮮度を保持したまま流通できる体制を整備するとともに、農産物の県内流通を拡大する取組を支援します。

取組の内容

❶　多様な品揃えや安定した集荷量、出荷者数の確保など市場の持つ機能が発揮できるよう、県内卸売市場間の連携を促進します。

❷　市場内での商品の品質低下を防ぐため、保冷施設等の導入を支援し、コールドチェーン化を促進します。

❸　卸売市場における加工・調製や保管・配送機能などの付加機能を充実する取組を支援します。

❹　各卸売市場における農産物の安全性の確保や環境負荷低減の取組を支援します。

花の電子せり機能

卸売市場における加工調整
（カットフルーツ作成）

5 食の安全・安心を確保する

消費者の安全・安心な農産物の需要が高まる中、GAPの取組促進や農産物の残留農薬調査、適正な食品表示の徹底などにより生産から消費されるまでの各段階における食の安全・安心を確保します。

指 標

Ⅰ 県が認証したS−GAP実践農場を持つ経営体数

現状値 0経営体（平成26年度末） → 目標値 1,600経営体（平成32年度末）

S−GAPとは

国際標準のチェック項目（三本柱）

食品安全 ／ 労働安全 ／ 環境保全

▼

三つの視点で自己点検

▼

- ○ 改善が必要な点を発見
- ○ 改善の必要性を自覚
- ○ できる限り早めに改善を実施
- ○ 『重要項目』から優先的に改善

▼

正しい農業を当たり前のこととして実践し、その結果として安定的に安全な農産物の供給体制を構築

S−GAPの仕様書

1 安全な県産農産物の生産・供給

目指す方向　**法令等遵守に基づく信頼性の向上**

農産物が生産され加工・流通を経て、食品として消費されるまでの安全・安心を確保するために、各段階において法令やガイドライン等に則した点検、確認の取組を促進します。

取組の内容

❶　安全・安心な農産物生産を下支えする土台として、食品安全、環境保全、労働安全の視点に基づく取り組みやすさを重視したS－GAPの普及を図ります。

❷　グローバルGAP等を目指す農業者に対して、認証取得の体制づくりや技術面の支援を行います。

❸　県関係部局と連携し、放射性物質や残留農薬等の調査を実施し、結果の公表を行います。

❹　「農薬適正使用アドバイザー」等の育成や、農薬販売者や農薬使用者に対し適正な農薬の取扱い等の指導を実施します。

❺　6次産業化等による食品製造において、関係部局と連携し衛生管理の徹底を図るとともに、事業者の製造工程管理の高度化を支援します。

❻　畜産農家の動物用医薬品の使用などの記帳を徹底するとともに、適切な飼養衛生管理の指導により、埼玉県優良生産管理農場の認証の取得を促進します。

2 食品表示の適正化の推進

目指す方向　**適正な食品品質表示の確保**

消費者が食品を選択する際のよりどころとなる適正な食品表示を確保するため、食品関連事業者への調査、指導等に取り組みます。

取組の内容

❶　県民等からの食品表示に関する相談や通報等を受け付ける専用の窓口を設置します。

❷　県民と協働して、量販店などの食料品販売店における食品表示の状況をモニタリングします。

❸　県関係部局、国、市町村等と緊密に連携し、不適正表示事案に対する食品関連事業者への調査や指導を実施します。

❹　表示と商品の内容が一致しているか（真正性）について、DNA鑑定等の科学的手法による調査を実施します。

❺　食品関連事業者を対象に、適正な食品表示に関する研修会を実施します。

❻　県政出前講座等により、消費者の食品表示制度への理解を深めます。

❼　米トレーサビリティ法に基づく米穀等取引の適正化を推進します。

森林・林業

林業生産性の向上や県産木材の利用拡大に対する取組を支援し、「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用を推進し、林業・木材産業の稼ぐ力・人財力を高めます。また、間伐などの森林整備を適切に行い、水源涵養や二酸化炭素の吸収など森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させ、地域力を高めます。

6 森林の循環利用を推進する

「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用の実現に向け、森の若返りの推進、林業生産性の向上、林業生産を支える担い手の育成を図ります。

指 標

Ⅰ 施業のため集約化・団地化する森林面積

現状値 9,148ha（平成26年度末） → 目標値 19,000ha（平成32年度末）

Ⅱ 作業道延長

現状値 431km（平成26年度末） → 目標値 800km（平成32年度末）

「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用

1 森の若返りの推進

県内の人工林（平成23年度末57,272ha）のうち約8割が木材として利用可能な時期を迎えているため、皆伐による木材生産とその跡地への確実な再造林を促進します。

目指す方向1　皆伐・再造林システムの確立・普及

伐採し、その跡地への植栽から保育までを確実に実施するシステムを確立・普及することにより、皆伐・再造林による森林の循環利用を進め、森の若返りを図ります。

取組の内容

❶　伐採者と造林者との連携強化を支援し、効率的な伐採・搬出作業と伐採後の確実な植栽を促進します。

❷　伐採から地拵（じごしらえ）・植栽・獣害対策を一貫して作業し、その後の下刈などの保育を確実に実施するシステムを確立・普及します。

❸　伐採予定箇所の団地化によるロットの確保や効率的な木材搬出のための作業道整備を支援します。

伐採者と造林者との連携による森の若返り

素材生産・木材供給

○人工林皆伐促進（林地残材搬出）
○皆伐促進作業道整備

連携
一貫作業

造林・保育

○地拵（じごしらえ）・植栽
○獣害防止柵設置
○保育（下刈）

森の若返り、森林の循環利用の促進
CO_2吸収促進、花粉発生の抑制等
中山間地域の雇用の創出、地域振興

目指す方向2　優良・少花粉苗木生産体制の確立

再造林に必要な苗木を確保するため、成長や形質に優れ、花粉の発生量が通常の品種に比べ1%以下のスギやヒノキの優良・少花粉品種の導入を推進します。

取組の内容

❶　優良で少花粉なスギ・ヒノキ品種の採種園を整備します。

❷　苗木生産者に対して優良・少花粉品種の種子を提供するとともに、健全な苗木生産に向けた技術指導や後継者育成など、総合的な生産体制整備を支援します。

❸　少花粉スギ・ヒノキのコンテナ苗について技術開発や生産体制の整備を支援し、苗木の生産性向上や植栽コストの低減を図ります。

❹　将来的な伐採・造林計画により、種子や苗木が安定的に生産できるよう、適正な需給調整を行います。

優良・少花粉品種の研究開発

2 林業生産性の向上

林業生産性の向上を図るため、施業の集約化・団地化を進めるとともに、路網の整備と高性能林業機械の導入により木材生産コストの低減を図ります。

目指す方向1　施業の集約化・団地化の促進

効率的な森林整備や木材生産のため、森林所有者に対し、森林整備・木材販売の内容や収支見込などを提案することにより、森林所有者の経営意欲を喚起し、施業の集約化・団地化を促進します。

取組の内容

❶　林業事業体が行う施業の集約化・団地化を促進する人材の育成を支援します。

❷　森林組合などが行う森林境界の明確化を市町村による地籍調査等と連携しながら促進するとともに、林業事業体の森林経営計画策定を支援し、円滑かつ計画的な森林整備を促進します。

❸　森林所有者や所在地、樹種、林齢など森林簿等にある森林情報の精度向上を推進します。

施業の集約化・団地化のための所有者説明会

森林境界の確認作業

目指す方向2　森林管理道及び作業道の路網整備の促進

効率的な林業経営の確立のため、森林管理道の整備とあわせて作業道を延伸させ、有機的に結びついた林内路網の拡充を図ります。

また、災害に強い路網づくりを促進するとともに、山村の生活に重要な役割を果たしている森林管理道の安全性を確保するための維持管理を行います。

取組の内容

❶　森林管理道と作業道、作業ポイントなどが効果的に組み合わされた、木材搬出がしやすい林内路網の整備を促進します。

❷　現地の地形や地質に応じた整備を行い、災害に強い路網づくりを促進します。

❸　安全に通行ができるよう森林管理道の改良・舗装を推進するとともに、橋梁やトンネルなどの施設を定期的に点検・補修して長寿命化を図ります。

❹　機械の大型化に対応するため、森林管理道と作業道の改良を進めます。

目指す方向3　高性能林業機械システムの普及

高性能林業機械の導入による低コストな伐採・搬出システムを普及拡大し、林業生産性の向上を図ることにより、外国産木材と価格競争ができる効率的な木材生産体制の整備を促進します。

取組の内容

❶　現地の地形に応じた低コスト伐採・搬出システムの普及を推進します。

❷　林業事業体による高性能林業機械の導入を支援し、機械化による生産性の向上を図ります。

❸　高性能林業機械を扱う技術者の育成を推進し、伐採・搬出を行う作業班の能力向上を図ります。

高性能林業機械による主な作業

スイングヤーダにより伐採された木を集める

プロセッサーにより木の枝を払い、一定の長さの丸太に切りそろえる

フォワーダにより丸太を運搬する

3 担い手の育成

目指す方向　**林業事業体の育成と技術力の向上**

森林の循環利用推進の中核となる担い手を確保するため、収益性の向上など経営改善に取り組む森林組合などの林業事業体を支援するとともに、低コストで採算の合う林業を実践できる優れた人材を育成します。

取組の内容

❶　林業事業体において職員が常に経営改善の意識を持ち、森林所有者の収益還元に取り組む体制づくりを支援します。

❷　森林所有者に代わって森林を育てる森林整備法人が行う分収林事業を支援します。

❸　採算のとれる林業経営を実践できる経営能力の高い人材の育成を図ります。

❹　林業事業体による作業員の雇用を支援するとともに、労働安全の確保や労働環境の改善、社会保険の充実を促進します。

❺　森林施業を提案して集約化・団地化を推進する人材や作業道を計画・施工できる技術者、高性能林業機械を使って効率的な木材生産ができる技術者の育成を支援するとともに、架線集材など、これまで培われてきた技術の継承を促進します。

❻　自力で伐採・搬出を行うなど林業に積極的に取り組む森林所有者の活動を支援します。

❼　女性の林業研究グループや地域のリーダーとなる林業グループなど、林業の振興に取り組む団体の活動を支援します。

作業道整備の現場研修

森林整備計画の作成研修

7 県産木材の利用を促進する

県産木材の利用を促進するため、木材需要の多くを占める住宅分野での利用拡大やPR効果の高い公共施設等の木造化・木質化を推進するとともに、林地残材などの木質バイオマスの利活用を促進します。

また、こうした県産木材の利用拡大を支える安定的な供給体制の整備を促進します。

指 標

Ⅰ 県産木材の供給量

現状値 83,000㎥／年間（平成26年度）	→	目標値 111,000㎥／年間（平成32年度）

Ⅱ 県産木材を利用した公共施設数

現状値 748施設（平成26年度末）	→	目標値 1,100施設（平成32年度末）

伐り出され市場への出荷を待つ丸太

1　安定的な供給体制の整備

需要に応じた質の高い製品を安定的に供給するため、県産木材の生産・加工・流通体制の整備を促進します。

また、付加価値の高い製品を生み出す木材産業を支援します。

目指す方向1　需要者のニーズに対応した生産・加工・流通体制の整備

県産木材の販路を拡大するため需要と供給のマッチングを図るとともに、消費者が「必要とする規格・品質の木材」を「必要な時」に「必要な量」を提供できる県産木材の供給体制をつくります。

取組の内容

❶　製材業者による生産性の高い木材加工施設の整備を支援します。

❷　素材生産業者等による中間土場等を活用した工場直送などの流通体制づくりや施設整備を支援します。

❸　木材業者による県産木材の流通の見える化や製品市場等での県産木材コーナー等の設置を促進します。

❹　違法に伐採された木材は使用しないという基本的な考え方に基づきながら、需要者のニーズに応じたきめ細やかな供給ができる素材生産、製材、流通体制を構築するとともに、県産木材の供給量を補完するための柔軟かつ広域的な供給体制づくりを促進します。

木材市場での県産木材展示コーナー

目指す方向2　付加価値の高い製品を生み出す木材産業の支援

県産木材の付加価値を高めるため、直交集成板（CLT）など新たな資材の活用を検討するなど、新たな県産木材製品の供給を促進します。

また、プレカットや高次加工等による生産体制整備を支援します。

取組の内容

❶　CLTなど新たな資材の活用を検討します。

❷　乾燥材やJAS材等、品質・性能の確保された製品やプレカットなどによる付加価値の高い製品の供給を促進します。

❸　さいたま県産木材認証制度による産地の見える木材の供給を促進します。

❹　林業事業体の森林認証取得を支援し、生産される素材や製品の付加価値を高めます。

新たな資材の活用

直交集成板（CLT）

Wood-ALC（木質外壁材）

木質断熱材

2 住宅での利用拡大

目指す方向　住宅での利用拡大

住宅における県産木材の利用を進めるため、県産木材を取り扱う工務店や建築士等を増やすとともに、木材を利用することが地球温暖化防止に貢献するなど、消費者に対し県産木材を使う意義等の浸透を図ります。また、これまで活用されてこなかった部材等の活用や、今後需要の増加が見込まれる中古住宅のリフォーム等への県産木材の活用を図ります。

取組の内容

❶　住宅の建築やリフォーム等において、県産木材を利用する意義や活用方法の提案ができる人材を養成するとともに、住宅の建築等において県産木材を選択してもらうよう利用の奨励を図ります。

❷　製材業者や工務店などによる「埼玉の木づかい運動」の展開を支援し、県民に対する県産木材の利用の意義や木の良さのPR活動を推進します。

❸　「顔の見える家づくり」など県産木材の利用に取り組む工務店等に対し、県産木材の流通状況に関する情報提供や利用量拡大のための活動支援を行います。

❹　製材業者等が行う県産木材を使用した新たな部材等の開発及び供給体制の整備を支援します。

県産木材を活用した民間住宅

3 公共施設等での利用拡大

目指す方向 **公共施設等における木造化・木質化の推進**

木材と接する機会を増やし、利用者に快適な空間を提供するとともに県産木材の良さをPRするため、人目に触れる機会の多い公共施設等の木造化・木質化を進めます。

取組の内容

❶ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく市町村方針の策定を支援し、市町村の公共施設等の木造化・木質化を促進します。

❷ 行政担当者や林業・木材産業関係者、建築士等で構成される協議会等を通じて、計画・設計段階から材料の供給まで一体となった、県産木材を使いやすい体制づくりを推進します。

❸ 木造建築に精通した専門家やNPO等と連携し、市町村等に木造化・木質化を提案できる技術者を育成します。

県産木材を活用した公共施設

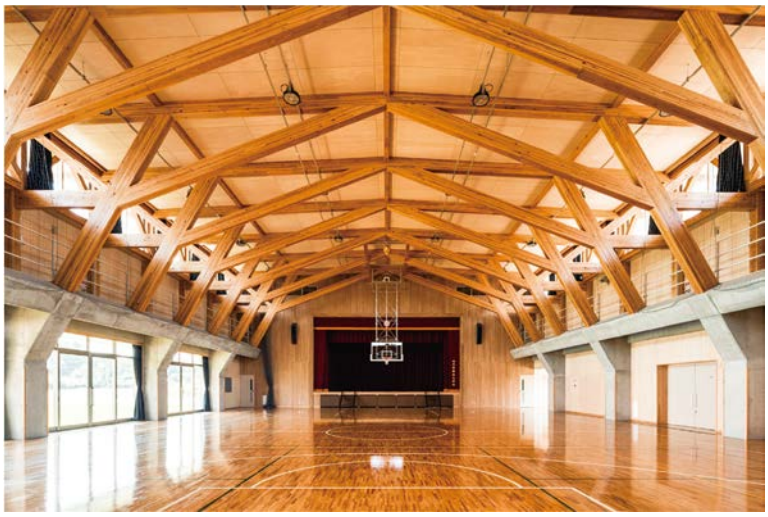

埼玉県農業大学校

秩父消防署北分署

4 未利用木質資源の利用促進

目指す方向　**未利用木質資源の利用促進**

これまで利用されず放置されてきた曲り材や小径材及び製材端材を有効に活用するため、木材の形状に応じて有効利用する仕組みを構築するなど、一層の利活用を促進します。

取組の内容

❶　未利用材を効率的に搬出する素材生産システムの普及を図ります。

❷　合板、集成材など新たな用途の開拓を行う企業等と県産木材供給業者との連携を支援するとともに、伐採事業者・森林組合と需要者との情報交換を促進します。

❸　木質バイオマスを利活用しようとする事業者が行う取組や施設の整備を支援します。

チップにされた木質資源

8 森林を整備・保全する

水源涵養、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止など県民生活を支える森林の様々な機能を持続的に発揮させるため、間伐、針広混交林化、獣害対策などを適切に実施し、100年先を見据えた多様で健全な森づくりを進めます。

指 標

Ⅰ　森林の整備面積

目標値　12,500ha

（平成28年度～平成32年度）

間伐などの手入れを行った森林

手入れ前

1 公益的機能を持続的に発揮できる森林の整備

森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、水源涵養や二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など、それぞれの機能に応じた森づくりを進めます。

目指す方向1　水源涵養機能の発揮

清らかな水を安定的に供給するため、豊かな下層植生を維持し雨水等による森林土壌の表面浸食や土砂流出を防ぐことにより、水源涵養機能を持続的に発揮できる森づくりを推進します。

取組の内容

❶　間伐や枝打ちなどの適正な森林整備により土壌の表面浸食や流出を防ぐ下層植生を豊かにし、雨水の浸透・保水機能を持続的に発揮させます。

❷　スギやヒノキの人工林において、間伐作業と合わせて広葉樹を育成する針広混交林の造成を推進します。

❸　人工林の伐採後の再造林を促進し、伐採跡地を早期に森林の状態に回復させます。

❹　埼玉県水源地域保全条例を適切に運用し、水源林を保全します。

水源を涵養している森林

目指す方向2　二酸化炭素の吸収・貯蔵機能の向上

二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵する機能を持続的に発揮させるため、森林を適正な状態に維持するとともに、炭素を長期間貯蔵し続けることができる木材の利用を促進します。これらの取組を通じて国の地球温暖化防止対策に貢献します。

取組の内容

❶　間伐や伐採跡地の再造林、里山や平地林等の森林整備を着実に実施し、健全で活力ある森林を維持します。

❷　高齢林を伐採して再造林を行い、森の若返りを図ります。

❸　県産木材の利用促進を図るとともに、県民や企業等による森林整備や県産木材による二酸化炭素の吸収量・貯蔵量の認証（環境への貢献度の「見える化」）を行います。

❹　国の森林吸収源対策に応じ、間伐などの取組を促進します。

人工林の伐採と再造林による森の若返り

目指す方向3　生物多様性の保全と快適な環境の形成

生物多様性を保全するため、原生的な森林を保全するとともに、多様な生物が生息できる環境に配慮した森林の整備・保全を推進します。

また、快適な生活環境を形成・維持するため、都市及び近郊の森林を良好な状態に維持します。

取組の内容

❶　広葉樹を植栽するなど、樹種、林齢構成の異なるタイプの森林を配置する整備を進め、多様な生物の生息・生育地を確保します。

❷　奥秩父の原生林をはじめ重要な生態系を有する森林の保存を図ります。

❸　都市及び近郊に残された里山や平地林を整備し適切な状態に維持することにより、多様な生態系の確保や快適な生活環境を形成します。

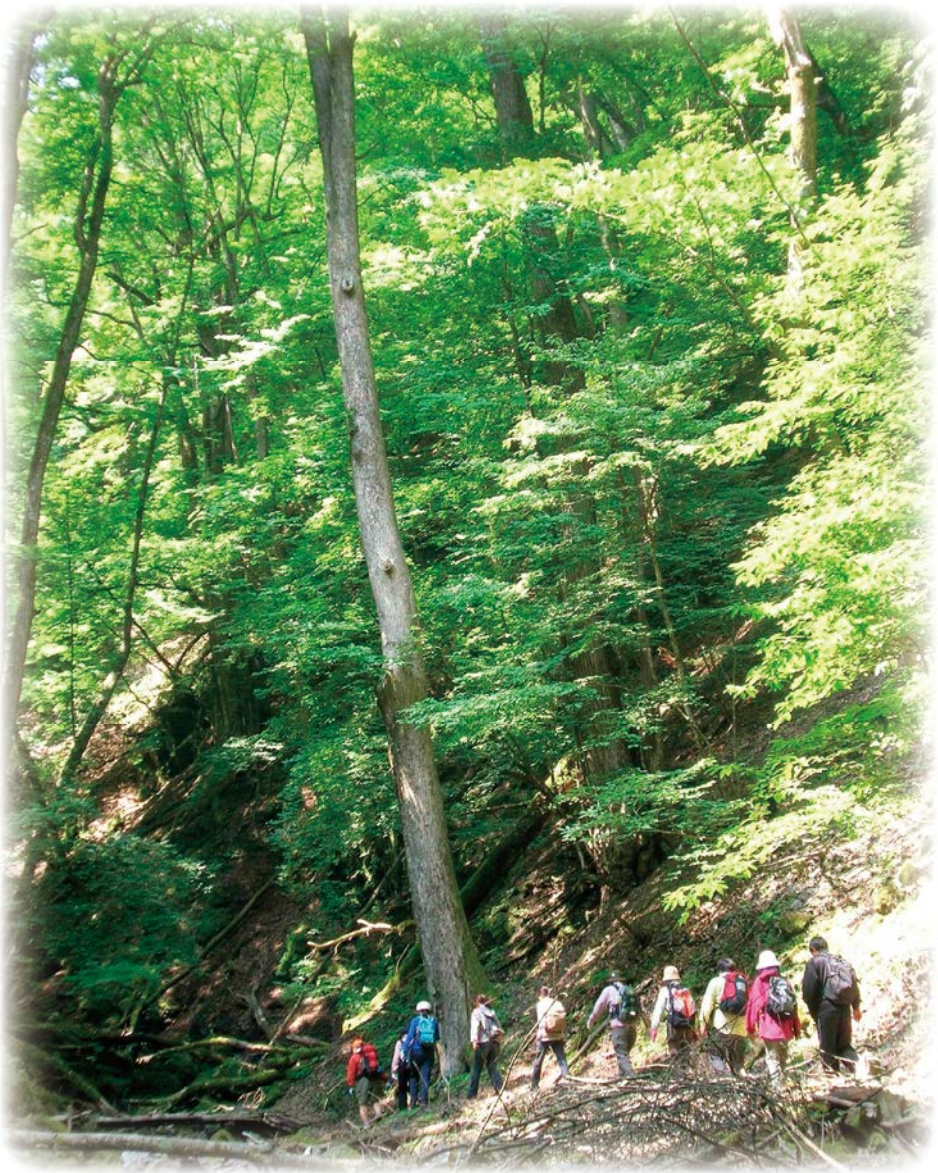

重要な生態系を有する奥秩父の原生林

2 森林保全対策の推進

県民の生命や財産を保全するとともに、森林の荒廃を防ぐため、山地災害防止・復旧対策や病虫獣害対策を推進します。

目指す方向1 山地災害防止及び復旧対策の推進

山地に起因する土砂災害等から県民の生命や財産を保全し、安全・安心な生活環境を確保します。

取組の内容

❶ 新たな崩壊等のおそれのある森林において、治山施設を整備します。
❷ 台風や豪雨などによる崩壊地や荒廃した渓流において、速やかに復旧対策を行います。
❸ 伐採等を制限する保安林の適切な管理や整備を推進し、森林が持つ公益的機能の発揮を図ります。
❹ 定期的な点検や修繕を行い、既存の治山施設の長寿命化を図ります。

土砂災害を防止する治山施設

●整備前●

●整備後●

目指す方向2　病虫獣害対策の推進

森林の持つ公益的機能を維持・回復させるため、食害等のおそれのある森林に獣害防止対策を実施するとともに、森林病害虫の発生状況を調査して被害拡大を防止します。

取組の内容

❶　シカによる食害やクマによる剥皮被害を防止するための獣害防止柵や樹皮ガードなどを設置します。

❷　松くい虫やナラ枯れなどの森林病害虫の被害について、必要に応じて防除対策を実施します。

部材コストを削減したシカ防除ネット

目指す方向3　試験研究の推進

森林・林業における様々な課題に技術面で的確に対応するため、試験研究の重点化や長期的な視点に立った研究を効果的に行うとともに、研究成果の普及を図ります。

取組の内容

❶　シカによる食害やクマによる剥皮被害を防止できる低コストで効果的な獣害対策の手法について研究します。

❷　松くい虫やナラ枯れ被害などの森林病害虫の発生状況について、県内のみならず近隣都県の状況を把握して、被害の蔓延を防ぎます。

❸　植栽コストの低減や作業の省力化が期待できるコンテナ苗などの技術開発を行います。

❹　きのこなど特用林産物の収益向上に向けた生産技術の研究、普及拡大を図ります。

農山村

農業生産活動の維持や地域の住民が快適に暮らせる環境づくりを進めるとともに、農山村が有する多様な資源を維持し活用することにより、都市部の人との交流、移住等を進め、農山村の地域力を高めます。

また、都市と農山村の交流や農業体験などを通じて農林業・農山村に触れ合う機会を創出するなど、農林業・農山村を大切にする意識の醸成を図ります。

9 活力ある農山村を創る

農山村における生活環境を整備し、地域資源を有効に活用することにより農山村と都市部の交流や移住などの人の流れを作ります。

また、本県の農業は中山間地域から都市地域まで幅広く展開されているため、その地域の特性を生かした農業を支援します。

さらに、農業の持つ多面的機能の維持と発揮、鳥獣害防止対策などにより農業生産活動の維持を支援し、活力ある農山村を創出します。

指 標

Ⅰ　農業・農村の多面的機能を発揮する共同活動の実施面積

現状値　7,398ha　→　目標値 22,000ha

（平成26年度末）　（平成32年度末）

Ⅱ　農山村へつないだ都市住民の延べ人数

目標値　5,000人

（平成28年度～平成32年度）

都市住民との交流で賑わう農山村

1　農林業を核とした活力ある農山村の創生

生活環境整備や地域資源及び農山村バイオマスの利活用、都市部からの移住の促進などを通じて、農林業を核とした活力ある農山村を創生します。

目指す方向1　農山村における快適な暮らしの創出

生活排水処理施設の整備や大学等との連携による地域活動などにより、農山村における快適な暮らしを創出します。

取組の内容

❶　農業集落排水施設について、市町村の公共下水道や合併浄化槽の整備との調和や調整を図りながら、効率的な整備を促進します。

❷　既に整備が完了した農業集落排水施設について、適時適切な補修・更新を促進します。

❸　地域住民の協働による地域コミュニティを維持するための取組を支援します。

❹　県産木材などの自然素材を利用し、自然と調和した農林公園や集落道等の整備を促進するとともに、農業施設や公共施設等への県産木材の利用を図り、温かみのある木の空間づくりを促進します。

❺　大学等との連携により農山村の集落活性化に資する取組を促進するとともに、取組に参加する学生や県民等が地域で活動しやすい仕組みづくりについて検討します。

❻　災害時の迂回路となる森林管理道や山地災害を防ぐ治山施設を適切に設置し、山村の安全・安心な生活を確保します。

大学生によるふるさと支援隊活動

目指す方向2　里山・平地林の整備

景観の向上や生物多様性の保全を図り、魅力ある農山村を創生するため、手入れが行き届かず荒廃した里山や平地林の整備を促進します。

取組の内容

❶　市町村や地域住民、ボランティア団体と協力して里山・平地林整備の担い手を育成します。

❷　里山・平地林の若返りを図るための伐採と植栽を進めます。

❸　里山・平地林を維持管理するための竹やササの刈払いやツル切りなどの整備活動を支援します。

❹　整備した里山・平地林については、憩いの場や子供の自然体験の場としての活用を促進します。

豊かな里山

整備された平地林

目指す方向3　農山村地域への移住等の促進

本県の農山村に関心のある移住希望者や農山村地域において地域貢献活動や福利厚生等を実施したい企業等のニーズと農山村地域のニーズをマッチングさせることで農山村での交流活動や移住等を促進し、その活性化を図ります。

取組の内容

❶　ウェブサイト等を活用して、本県の農山村の魅力や移住等に関する情報を広く発信します。

❷　農作業体験ツアーや農山村お試し移住の実施により、本県の農山村に興味がある方へ体験の場を提供します。

❸　移住希望者や農業に関心のある方、農山村で活動したい企業などからの相談にワンストップで対応する支援体制を整備し、市町村とのマッチングを行います。

❹　市町村の移住支援の情報を発信するなど、移住希望者の受け入れに積極的な市町村を支援します。

目指す方向4　農山村バイオマスの利活用の促進

農山村に豊富に存在する各種バイオマスが一層利活用される仕組みの構築支援などを行います。

取組の内容

❶　農山村バイオマスの相談窓口において、バイオマスの幅広い相談に対応します。
❷　農山村バイオマスに係る研修会を開催し、県民や農業者、関係事業者等を対象に情報提供を行います。
❸　家畜排せつ物について、たい肥生産施設などの整備を支援するとともに、良質なたい肥の生産のための技術支援を行います。
❹　畜産農家と耕種農家の連携や市民農園での活用等、地域の実情に即した取組を促進します。
❺　たい肥等を活用した土づくりを通じて、化学肥料や化学農薬の使用低減など環境に配慮した取組を支援します。
❻　食品残さについては、たい肥化等の利活用を促進し、食品リサイクル・ループの構築を支援します。
❼　耕畜連携により、稲わら・麦わら等の飼料化やたい肥化を促進します。
❽　農業集落排水施設の管理者やその利用者に対し、汚泥リサイクルの理解促進を図ります。
❾　木質ペレット・チップ等の製造及びペレットボイラー等の導入を支援します。

2 農業・農山村の多面的機能の向上・発揮

地域の共同活動による農業用用排水路等の維持管理や景観形成等の取組を通じて、農業・農山村が有する多面的機能の向上・発揮を図ります。

目指す方向1 農業・農山村の多面的機能の発揮

日本型直接支払制度を活用した地域の共同活動による農道、農業用用排水路等の維持管理・保全を通じて、農業・農山村の多面的機能の向上・発揮を図ります。

取組の内容

❶ 地域の共同活動による農道・水路法面の草刈りや水路の泥上げ、農業用用排水路施設の軽微な補修や植栽活動、生態系保全活動などを促進するとともに、先進地事例やモデル地区の活動の紹介を通じて、地域の共同活動が農地集積に有効な手段であることをPRします。

❷ 中山間地域では、中山間地域等直接支払制度を活用した地域の共同活動を促進します。

❸ 環境保全型農業に取り組む地域では、環境保全型農業直接支援対策の活用を促進するとともに、環境保全型農業の技術向上や理解促進に関わる活動を行います。

❹ 農業用用排水施設の整備に当たっては、環境への配慮を検討するとともに、地域の共同活動による水辺施設の維持保全・活用の取組を支援します。

目指す方向2 魚影の濃い水辺づくり

自然環境の保全や釣りなどのレクリエーションの場の提供など、河川漁業が有する多面的機能について、将来に渡り県民がその恵みを享受できるよう、魚影の濃い川づくりを進めます。

取組の内容

❶ 魚道の整備や産卵床造成など在来の魚を活用した増殖技術の開発と普及を図ります。

❷ 捕獲や巣落としなどによるカワウの個体数調整、産卵床破壊等による外来魚の駆除を進め生息域拡大の防止を図ります。

❸ 漁業協同組合の活動を通して行う生態系の維持・保全活動、体験活動への支援や各種情報の提供を行います。

❹ 遊漁情報や釣りマナー情報の発信を関係団体と連携して進めます。

3 地域特性を生かした地域農林業の振興

都市と農山村それぞれの地域の特性や資源を生かした農林業の展開を通じて、都市農業、中山間地域の農林業の振興を図ります。

目指す方向1　地域と調和した都市農業の振興

体験農園や観光農園の魅力アップを図るなど、地域の特徴を生かした農業の振興を図るとともに、地域での地場産農産物の利用促進を通じて、都市農業の必要性の理解を醸成します。

取組の内容

❶　農業振興地域を有しない市において、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想の策定を支援し、認定農業者制度等を活用できる環境を整備するなど、高付加価値型の集約農業に取り組む農業者を支援します。

❷　都市住民にとって憩いの場となる体験農園や観光農園等の運営を支援し、収益性の高い農業経営の確立を促進します。

❸　見沼田圃ではその治水機能を保ちつつ、地域の主要な作物である花・植木や野菜などの産地づくりや観光農園、市民農園の整備を促進し、都市と調和した特色ある農業の振興を図ります。

❹　文化的景観や貴重な緑地空間を有する三富（さんとめ）地域では、地域の農業者やNPO等と連携しながら地域の特徴を生かした農業の振興を図ります。

❺　都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画の策定について検討を進めます。

❻　都市農業の理解醸成や地産地消の一層の推進に向け、学校給食や地元レストラン等での地場産農産物の利用を促進します。

❼　都市地域にある農地について、防災農地協定等の締結を促進します。

都市部での農業体験

目指す方向2　地域資源を活用した中山間地域農業の振興

農業と商・工業、大学等との多様な連携を促進することでビジネスチャンスを開拓し、中山間地域ならではの多彩な地域資源を活用した収益性の高い観光農業の展開や地域性が豊かで付加価値の高い特産品づくりを促進します。

また、企業等と連携した多様な活動や農業に関心のある都市住民等の定住支援を行うことなどにより、中山間地域農業の活性化を図ります。

取組の内容

❶　中山間地域等直接支払制度を活用し、傾斜地などの条件不利地の耕作放棄地の発生を防ぎつつ、地域ぐるみによる農業生産活動を支援します。

❷　採りたての作物や収穫体験を提供する観光農業について、多彩な品目・品種の導入や品質の向上、体験型メニューの充実など、ホスピタリティを向上するための取組を支援します。

❸　地域の農林業団体と商工・観光協会等との連携による都市部に向けた情報発信を支援し、多彩な観光資源を活用した観光農業の展開を促進します。

❹　大学や企業等と中山間地域とのマッチングを進め、協働活動を通じて農山村の活性化を支援します。

❺　企業と連携し、地域特産物を用いて、地域性が豊かで付加価値の高いオンリーワン商品の開発・販売を促進します。

❻　遊休農地が増加している市町村では、農業に関心のある移住希望者の定住を促進します。

目指す方向3　地域資源を活用した森林産業の展開

きのこなど特用林産物の生産振興を図るため、安全・安心な食品の生産・流通体制を構築します。

また、森林所有者の経営強化や地域の活性化を図るため、他産業と連携し、森林資源の新たな利活用を支援します。

取組の内容

❶　新鮮でおいしく、安全・安心な状態で消費者に届けることができるよう、きのこなどの生産手法や流通体制の整備を支援します。

❷　森林資源を利用した製品づくり、森林体験ツアーなど、食品産業や観光業等、他産業と連携した新たな森林産業の取組を支援します。

❸　里山・平地林の大きく育った広葉樹などを利用して、箸や食器、家具や薪などをつくる森林産業を支援します。

4 鳥獣被害防止対策の推進

目指す方向　**地域ぐるみの鳥獣被害防止対策の推進**

地域ぐるみの鳥獣被害対策への支援や県境を越えた対策などの推進により、鳥獣被害の防止を図ります。

取組の内容

❶　市町村や関係機関と連携し、野生鳥獣による農作物被害状況や被害対策、個体数調整等の情報の共有化を図ります。

❷　市町村に対し、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の策定や「鳥獣被害対策実施隊」の設置を促進するとともに、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進する指導者を育成します。

❸　捕獲した野生鳥獣の処理については、市町村等と連携するとともに、関係部局と調整し、食肉への利活用を含め幅広い活用を促進します。

❹　森林の獣被害を防ぐ獣害防止柵や樹皮ガードなどを設置するとともに、低コストの獣害防止対策の開発を推進します。また、人と獣との緩衝帯となる里山の整備を行い、容易に獣が人里に近づけない環境をつくります。

❺　都県と連携し、広域的な個体数調整を促進するとともに、被害状況や被害防止対策等の情報共有、被害防止技術等の研究開発・普及を推進します。

安全で効果的な電気柵の設置実習

10 県民の農林業・農山村を大切にする意識を醸成する

農林業・農山村の重要性を理解してもらうため、グリーン・ツーリズムや市民農園での活動、花育、木育といった体験・学習・交流など、県民が農林業・農山村に触れ合う機会をつくります。また、健全な森林を次世代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森づくりを促進します。

指 標

Ⅰ　市民農園整備促進法等に基づき民間企業等が開設する市民農園数

現状値		目標値
8農園	→	58農園
(平成26年度末)		(平成32年度末)

Ⅱ　森林ボランティア活動に参加する延べ人数

現状値		目標値
25,000人/年間	→	28,000人/年間
(平成26年度)		(平成32年度)

森林ボランティアによる森づくり活動

1　体験・学習・交流機会の充実

グリーン・ツーリズムの推進や市民農園での活動促進、花育や木育の推進などを通じ、埼玉県の農林業・農山村について、体験・学習・交流機会の充実を図ります。

目指す方向1　グリーン・ツーリズムの推進

観光農園や食文化など地域の特色を生かしたグリーン・ツーリズムのメニュー開発や、企業等との連携による情報発信などにより、都市と農山村の交流を一層促進します。

取組の内容

❶　鉄道会社、旅行会社、雑誌社等の民間事業者と連携し、観光農園や体験交流施設、直売所等の情報を幅広く発信します。

❷　埼玉県グリーン・ツーリズム推進協議会と協働してフォーラムや研修会等を開催し、グリーン・ツーリズムの担い手や施設の質的向上を図ります。

❸　地域全体で農と観光など様々な連携を図り、幅広いグリーン・ツーリズムのメニューを提供する体制整備を支援します。

❹　東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、外国人の受入が可能となる観光農園等の体制整備を支援します。

❺　市町村やNPOなど多様な主体が実施する地域資源の再発見や都市と農山村との交流を促進する取組を支援します。

目指す方向2　花と緑のある暮らしの推進

暮らしに潤いや安らぎを与えるなどの花植木の多様な効用について県民の理解を深めるため、花植木の魅力発信や花と緑に触れ合う機会の創出を推進します。

取組の内容

❶　花植木に関する展示会などを通じて、生活様式に合わせた花の楽しみ方の提案をするとともに、花植木の魅力を発信します。

❷　幼少期から、花育など花や緑に触れ合う機会創出を推進します。

❸　商店街など地域における花飾りを促進します。

❹　壁面緑化や屋上緑化等、都市緑化を促進します。

目指す方向3　学校ファームの充実

校外型学校ファームの設置を促進するなど、複合的な効果の発揮を目指した学校ファームの取組を充実させます。

取組の内容

❶　市町村に設置されている学校ファーム推進協議会と連携し、新たに校外型学校ファームに取り組もうとする重点支援校の設置を支援します。

❷　JAグループさいたまと連携し、学校ファーム実施に必要な資材等を提供します。

❸　県推進会議を中心に優良事例を紹介するなど、学校ファームの更なる充実を図ります。

学校ファームでの活動

目指す方向4　農林公園、森林ふれあい施設等の利用促進

多くの県民が楽しみながら農林業や森林などについて学ぶ機会を提供するため、健康増進にも役立つ魅力ある体験学習やイベントを企画するとともに広報を工夫し、利用促進を図ります。

取組の内容

❶　広く県民に利用されるよう指定管理者や森林ボランティア等との協働により、体験学習やイベントの充実を図ります。

❷　ホームページや広報誌など様々な広報媒体を活用したPR活動を強化します。

❸　来訪者が安全で安心して利用でき、農林業や森林に親しむことができるよう、施設の老朽化や利便性の向上に配慮した整備を計画的に行います。

目指す方向5　市民農園での活動促進

多くの県民が野菜や花などを栽培することができる場を拡充するため、地域農業との調和を図りながら、多様な主体による市民農園の開設を促進するとともに、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう市民農園の質的向上を図ります。

取組の内容

❶　野菜や花づくりを通じ自然と親しむことにより、高齢者の生きがいづくりや健康増進などにつながる市民農園の整備を促進します。
❷　市民農園を開設しようとする企業やNPO法人等に対して、開設準備に必要な手続き等を支援します。
❸　農業経営の一形態として開園し、農家の指導のもと農作業を体験できる農園利用方式による市民農園の設置を促進します。
❹　地域での話合い等を通じて、担い手への農地集積が困難な農地については市民農園などの利用を検討し、農地の有効利用を図ります。

目指す方向6　森林環境教育及び木育の推進

森林が持つ多面的機能や、森林整備、木材利用の必要性等の理解を深めるため、森林環境教育の場の充実や木育の機会の創出を図ります。

取組の内容

❶　県内5箇所（県民の森、みどりの村、彩の国ふれあいの森、100年の森、越生ふれあいの里山）の森林資源を生かした施設を森林環境教育の場として充実を図ります。
❷　森林環境教育に対応できる森林インストラクターや県産木材の理解を深めるための体験プログラムを提案できる人材を育成します。
❸　森林環境教育や木育の推進体制を整備し、教育機関との連携やイベントにより次世代を担う子供たちへの森林環境教育や木育の機会の創出を図ります。

子供たちへの森林環境教育

木育機会の創出

2 県民参加の森づくりの推進

目指す方向 **県民参加の森づくりの推進**

健全な森林を次世代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森づくりを推進します。

取組の内容

❶ 広く県民が森林の大切さを理解し、森林活動を体験する機会の充実を図ります。

❷ 森林ボランティア活動を希望する県民に対して、森林における安全作業を学習できる機会の充実を図ります。

❸ 森林ボランティア団体の活動を支援します。

❹ 県内の森林において、社会貢献を目的とした森づくりを希望する企業が活動しやすい環境の整備を進めます。

企業による森づくり活動

第 Ⅴ 章

ビジョンの推進に当たって

1 県民参加の取組の必要性と役割分担

ビジョンで示した将来像は、意欲ある担い手により農林業が展開されているとともに、農山村や森林が持つ多面的機能が発揮され、農林業・農山村が県民生活を支えている姿を描いています。

これらの実現には、農林業者はもとより、農林業団体や市町村、県などがそれぞれの役割を認識し、積極的な取組を展開することが必要です。

県は将来像の実現に向け、率先して取り組むとともに、関係者の意欲的な取組を支援します。

1 県の役割

県は本ビジョンで示した将来像の実現に向けて、市町村、農林業団体、農林業者、県民等と連携・協働しながら、担い手や農山村地域の自立・自走を促進する施策をはじめ、本県の特性と実情に即した施策を講じるとともに、その効果を検証し、必要に応じて新たな取組を検討・実施していきます。

また、県が持つノウハウや情報、信用力を最大限に発揮し、食品製造業など他分野の事業者との連携した取組を促進するためのコーディネート機能を発揮するとともに、効率的でスピーディーな取組が展開できるよう利便性の高いワンストップ型の行政サービスの充実を図ります。

さらに、広域的な観点からあらゆる機会を捉えて、市町村、農林業団体、農林業者、県民等と情報を共有できるよう情報の発信・収集に努めます。

2 市町村の役割

市町村は地域の農林業者にとって身近な行政機関であることから、地域での主導的な役割を発揮し、担い手や農山村地域の自立・自走を促進するなどの農林業・農山村に関する施策を推進することが重要です。

また、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、地域の関係機関や団体、地域住民等と密接に連携し、地域の特性を生かすことができる取組を展開することが重要です。

3 農林業団体の役割

農林業団体は各団体の役割を最大限発揮し、地域の農林業者や住民との密接な連携を図りながら、そのニーズに対応したサービスの向上や事業活動に努めることが重要です。

また、市町村等と連携しながら、産地が将来にわたって持続的に発展していく戦略を描き、その実現に向け担い手の育成から生産・販売対策などの取組を展開していくことが重要です。

さらに、農山村地域の実情を踏まえ、農地や森林をはじめとする地域資源の保全活動に主体的に取り組むことが重要です。

4 農林業者の主体的な取組

農林業の持続的な発展を実現するためには、農林業者自らが主体的に創意工夫して経営改善に取り組むなど、自立・自走を基本に活動することが重要です。

また、地域の合意形成により作成した人・農地プランなどに基づき、意欲ある担い手を中心とした地域農林業の体制づくりに主体的に取り組むとともに、地域住民との連携や都市との交流活動に積極的に取り組んでいくことが重要です。

5 県民全体の理解と協働

県民は自らの命や豊かな暮らしを支える「食と農」の大切さや、県土や自然環境の保全、安らぎや潤いの場を提供する農林業・農山村の多様な役割やその意義をはじめ、世界における食料事情や本県の農林業の現状を認識することが重要です。

また、県民は農林業・農山村を共有の財産として認識し、食育や地産地消などの活動、農山村との触れ合いの場などに参加するなど、多様な取組に主体的に参加することが重要です。

2 ビジョンの実効性の確保

本ビジョンの実効性を確保するため、県民の視点からニーズを的確にとらえ、時代の潮流を踏まえた取組、農林業者・地域の主体性と創意工夫を発揮させる取組などの施策体系の構築を進めます。

また、施策ごとに取組状況や指標の進捗状況を確認するなどの評価を実施するとともに、評価を踏まえた効果的な取組への見直しを進めるなど、ビジョンの実現を確実なものとしていきます。

推 進 体 制

●ビジョンが描く将来像●

意欲ある担い手による農林業が展開されているとともに、農山村や森林がもつ多面的機能が発揮され、農林業・農山村が県民生活を支えています。

実　現

農林業者

- 主体的に創意工夫して経営改善に取り組むなど、自立・自走を基本に活動
- 意欲ある担い手を中心とした地域農林業の体制づくりに主体的に取り組む
- 地域住民との連携や都市との交流活動に積極的に取り組む

県　　民

- 県土・自然環境の保全などの農林業・農山村の多様な役割や本県の農林業の現状を認識
- 食育や地産地消などの活動、農山村との触れ合いなど、多様な取組に主体的に参加

支　援

農林業団体

- 農林業者や住民のニーズに応じたサービス向上や事業活動を実施
- 市町村等と連携して産地が持続的に発展していく戦略を描き、担い手育成、生産・販売対策などの取組を展開
- 地域資源の保全活動に主体的に取り組む

県

- 本県の特性と実情に即した施策を推進
- コーディネート機能の発揮、ワンストップ型の行政サービスの充実
- 広域的な観点から情報の発信・収集

市町村

- 地域での主導的な役割を発揮して農林業・農山村に関する施策の推進
- 地域の特性を生かす取組の展開

参考資料

1 策定の経緯

時　　期	事　　項
平成27年4月	埼玉農林業・農山村振興ビジョンの目標年度の到来に伴い、 埼玉農林業・農山村に関する新たな振興ビジョンの策定方針を決定。
	埼玉農林業・農山村振興ビジョン検討調書の作成
6月	埼玉農林業・農山村振興ビジョン骨子案の作成
	部内横断によるビジョン検討作業チームによる検討
7月	埼玉農林業・農山村振興ビジョン素案の作成
9月	第1回埼玉県森林審議会の開催(9月18日)
	第1回埼玉農林業・農山村振興ビジョン策定懇話会の開催(9月28日)
10月	埼玉農林業・農山村振興ビジョン原案の作成
	県民コメントの実施(10月17日～11月16日)
	県域団体との検討会議(10月22日)
11月	地域団体との検討会議(11月6・9日)
	第2回埼玉県森林審議会の開催(11月18日)
	第2回埼玉農林業・農山村振興ビジョン策定懇話会の開催(11月24日)
12月	埼玉県議会12月定例会で行政報告
平成28年1月	埼玉農林業・農山村振興ビジョン最終案の作成
2月	埼玉県議会2月定例会で議案提案・承認
3月	埼玉農林業・農山村振興ビジョンの策定・公表

埼玉農林業・農山村振興ビジョン策定に係る懇話会委員名簿

氏　名	所属団体等
小　島　　進	深谷市長
塩　原　淳　男	(株)ヤオコー生鮮部副部長
澁　澤　　栄	東京農工大学大学院農学研究院教授
関　口　定　男	ときがわ町長
田　口　和　子	(有)加須畜産
都　築　冨士男	全日本農商工連携推進協議会会長
根　岸　茂　文	埼玉県経営者協会専務理事
馬　場　三　恵	(有)馬場ファミリー農園
船　川　由　孝	(有)神扇農業機械化センター代表
増　田　　篤	時事通信社デジタル農業誌Agrio編集長
町　田　　裕	(有)小松沢レジャー農園専務取締役
森　　和　江	埼玉県地域婦人会連合会副会長
山　口　由　美	山口農園代表
吉　田　　誠	(有)吉田園芸代表取締役
若　谷　茂　夫	(有)若谷農園代表取締役

＊敬称略、五十音順

埼玉県森林審議会委員名簿

氏　名	所属団体等
浅　野　友　子	東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林講師
石木戸　道　也	皆野町長
井　上　淳　治	NPO法人西川・森の市場代表理事
大　村　雅　恵	結木の会代表
川野邊　達　也	林野庁関東森林管理局埼玉森林管理事務所長
小　林　篤　子	(株)小林建設取締役
白　石　則　彦	東京大学大学院農学生命科学研究科森林科学専攻教授
瀬　戸　眞　弓	日本工業大学工学部教授
利根川　幸　代	NPO法人埼玉森林サポータークラブ事務局長
西　垣　京　子	医療生協さいたま生活協同組合常務理事
原　田　信　次	美里町長
三ツ木　雅　秋	公募委員
吉　田　廣　文	埼玉県森林組合連合会会長
吉　田　征　人	公募委員

＊敬称略、五十音順

2 用語集

用　語	【用語解説】
CSR活動	Corporate Social Responsibilityの略称。自社の利益だけでなく、社会全体に与える影響や企業が行うべき社会貢献にも配慮した企業活動。
DNAマーカー	生物が持つDNAの塩基配列上の特定の位置に存在する個体の違いを表す目印(マーカー)。
eコマース	Electronic Commerceの略称。WEBサイト上で商品を販売するオンラインショップ。
EPA(自由貿易協定)・FTA(経済連携協定)	EPAはEconomic Partnership Agreement、FTAはFree Trade Agreementの略称。 物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的として特定国・地域の間で締結される協定をFTAという。FTAの内容に加え、投資ルールや知的財産の保護等も盛り込み、より幅広い経済関係の強化を目指す協定をEPAという。
ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略称。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。IT(情報技術)のほぼ同義語。
S-GAP	埼玉スマートGAP(Good Agricultural Practice)の略称。県内農家に農業に関連する法令・指針等を遵守してもらうために、平成26年度に策定した埼玉県における農業規範。S-GAPに取り組むことで、食品安全・環境保全・労働安全に配慮した、持続的な農業経営を実践することが可能となる。
TPP	Trans-Pacific Partnership(環太平洋パートナーシップ協定)の略称。関税だけでなく知的財産の保護や投資ルールの整備なども含めた多国間の経済連携協定であり、参加国は12か国である。
アシストスーツ(ロボットスーツ)	コンテナの積み下ろしや長時間腕を上げての収穫作業など、重労働の負担軽減を図るために装着する機械。
明日の農業担い手育成塾	農業外から新たに農業に参入を希望する者を確実に希望地での就農に導くため、関係機関が連携して概ね2年間の実践研修の実施、農地の確保等を行う支援体制。
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境にやさしい農業に取り組む計画を知事から認定され、実践する農業者。認定期間は5年間。
枝打ち	節のない木材を生産するため、樹木の育成過程において不要な枝を切り落とす作業。
オーダーメイド型産地	食品・医薬品メーカーなどからの需要に応じた原材料となる農産物の生産・提供を行う産地。
おくはるか	平成27年に品種登録された県が育成した茶の品種。寒さに強く、お茶にすると桜の葉のような香りが特徴。
卸売市場	卸売市場法に基づき、生鮮食料品等の卸売のために開設されている市場。県民に生鮮食料品等を安定的に供給する役割を担っている。青果市場、水産物市場、食肉市場、花き市場、これらの複数を扱う総合市場がある。
皆伐	一定のまとまりのある森林内の樹木を全部または大部分伐採すること。
架線集材	主に空中に架設したワイヤーロープに取り付けた機具により移動させて集材する方法。
下層植生	森林内において地表付近に生育している低木及び草本類からなる植物集団。
家族経営協定	家族で営農を行っている農業経営において、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族が働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めた文書。 この協定により、女性や後継者などの役割が明確化するとともに、農業者年金の保険料への助成や認定農業者制度の共同申請等が可能となる。
学校ファーム	児童・生徒が農作業体験を行うために、小・中学校単位に設置する農園。生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操を養い、生きる力を育むことをねらいとしている。
環境保全型農業	国の「環境保全型農業の基本的考え方」に基づく、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
間伐	森林の育成過程で樹木の混み具合に応じて伐採し、目的とする樹種の本数を調整する作業。樹木の成長を助長して木材としての利用価値を高めるとともに、林床に太陽光線が届くことによって下層植生が発達し、水源涵養機能などの公益的機能の向上が図られる。
基幹水利施設修繕・更新計画マスタープラン	基幹的な農業水利施設について、適切な補修等により長寿命化を図るとともに、補修・更新費用の平準化を実現するために策定した計画。県営事業により造成した農業水利施設の内、主なものについて各施設の耐用年数を勘案し、各施設ごとに今後40年間の対策必要時期、対策内容、所要額等が記載されている。
基幹的農業従事者	自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、普段の主な状態が「主に仕事(農業)」である者。
機能性成分	食事をすることで摂取するさまざまな成分の中で、老化防止、高血圧の予防、免疫力の向上等に効果が期待される成分。

用　語	【用語解説】
牛群検定	酪農家の飼養する全ての搾乳牛について、定期的に1頭ごとの泌乳量、乳成分、繁殖成績などを測定・記録・分析し、その結果を基に能力の低い牛を更新したり、飼養管理の改善に活用する改善手法。
魚道	魚類等が堰等の河川横断構造物を越えて行き来できるようにするための構造物。
グリーン・ツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
グローバルGAP	農産物生産における安全管理を向上させることにより、円滑な農産物取引環境の構築を図るとともに、農産物事故の低減をもたらすことを目的として、欧州小売業組合が創設した認証制度。
経営所得安定対策	麦や大豆など諸外国との生産条件の格差から生ずる不利の補正や、農業経営のセーフティネット対策、食料自給率の向上に向けた水田のフル活用を進めるために実施される対策。麦、大豆等の畑作物や、水田で飼料用米、米粉用米等を生産する農業者に対して、交付金が国から直接交付される。
景観形成作物	景観形成を目的として栽培される作物。ヒマワリ、コスモスなどが挙げられる。
畦畔除去	効率的に利用できる大区画水田とするために、耕地の仕切りとなっている畦畔を取り除くこと。
契約栽培取引	生産者と実需者(食品メーカーなど農産物を必要とする者)などが直接契約を結んで栽培及び販売される取引。
県産農産物サポート店	県が登録した県産農産物を購入しやすくするため、県産農産物を積極的に取り扱う小売店、食品製造業者、飲食店及び卸売業者等。
原生林	自然のままで人手の加えられていない森林。
公益的機能	森林が持つ機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止・土壌保全機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能をいう。
校外型学校ファーム	学校ファームのうち学校敷地外に設置する農園。
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	遊休農地(耕作放棄地)の再生作業に要する費用や再生した農地を活用するための費用を助成対象とする国の交付金。
高次加工	製材された木材の付加価値などを高めるため、人工乾燥や集成材への加工などの処理を施すこと。
高性能林業機械	伐採、玉伐り(3～4mに木材を切る作業)、枝払い、積込、運搬等のうち、複数の工程を処理できる林業機械の総称。
耕畜連携	耕種農家が畜産農家に稲わらや飼料作物等を提供し、畜産農家が耕種農家に堆肥を提供するなど、耕種農家と畜産農家が連携して資源循環に取り組むこと。
口蹄疫	口蹄疫ウイルスの感染により口、蹄、乳頭周辺の皮膚に水泡が形成される牛、豚、羊等の伝染病。伝播力が極めて強く、発病後の発育障害、採食や歩行困難、泌乳障害などにより、畜産業に対して大きな打撃になることから、国際的に最も警戒すべき家畜伝染病の一つ。発生した場合には、家畜伝染病予防法に基づき、発生農場の家畜は全頭殺処分。
高病原性鳥インフルエンザ	国際獣疫事務局(OIE)の診断基準により高病原性と判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、七面鳥等の伝染病。病原性の強いウイルスが感染した場合にはほとんどの鳥が死亡するなど、養鶏産業に及ぼす影響が甚大であることから、国際的に最も警戒すべき家畜伝染病の一つ。発生した場合には、家畜伝染病予防法に基づき、発生農場の鳥は全て殺処分。
コールドチェーン	生鮮食料品等を冷凍、冷蔵、低温の状態で、出荷・輸送・市場・販売・消費まで流通させる方式。低温流通体系とも呼ばれる。
国有林	国が所有する森林の総称。国有林は日本の森林面積の約3割を占める。
米トレーサビリティ法	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の通称。米及び米加工品に問題が発生した際に流通ルートを速やかに特定するため、米穀事業者に対する米穀等の取引記録の作成と産地情報の伝達の義務について規定。
コンテナ苗	特殊な形のコンテナ容器を使って育てたスギなどの根鉢付きの苗。小型軽量で育成、保管・運搬、植栽の効率がよく、真夏や土が凍結する時期を除けば常時植えることができる。
コントラクター	畜産農家の飼料生産の一部または全ての作業の請負契約をするサービス事業体。飼養規模の拡大や担い手の高齢化などを背景に必要性が高まっている。
再造林	人工林を伐採した跡地に、再度、苗木の植栽などの人為的な方法により森林を造成すること。
埼玉型ほ場整備	耕地整理等で10アール区画に整備された水田地域を対象として、畦畔除去による区画拡大や既存道路の拡幅など、現況区画を最大限に生かしながら再ほ場整備を行うこと。最低限の整備を行うことにより、事業費を抑えるとともに、事業期間を短くすることができる。
埼玉県エコ農業	本県において実施される、有機農業をはじめとした環境にやさしい農業全般のこと。
さいたま県産木材認証制度	認証制度に加盟した事業者が、立木の伐採から製材、流通まで、木材と共に伝票を受け渡すことにより、埼玉県産木材であることを証明できるようにした制度。
埼玉県農林公社	農林業を振興することにより、地域社会の健全な発展と農地・森林の持つ公益的機能の維持発展を図ることを目的とする公益社団法人。 主な事業として、農地中間管理事業や土地改良事業、青年農業者育成事業、森林整備事業などに取り組んでいる。
埼玉県優良生産管理農場	ハサップ方式に基づく衛生管理手順「彩の国畜産物生産ガイドライン」による衛生管理手法を導入している農場のうち、県が作成した「優良生産管理農場認証基準」に適合し、認証された農場。

用　　語	【用語解説】
埼玉の木づかい運動	県産木材利用の意義について県民の理解をさらに深め、社会全体で県産木材の一層の利用促進を図るため、木材関係団体や県等が連携して展開する県民運動。
彩のきずな	県農林総合研究センター水田農業研究所（現:県農業技術研究センター）が育成した米の中生品種。「コシヒカリ」並の良食味で暑さに強く、縞葉枯病やいもち病、ツマグロヨコバイに抵抗性を持つ。
彩の国黒豚	彩の国黒豚倶楽部の会員農家により、サツマイモや麦類を配合した専用飼料を給与され肥育された英国系「バークシャー」純粋種の豚。筋繊維が細い肉は、歯切れが良く、柔らかく、まろやかな黒豚独自の風味と甘さがある。
彩の国地鶏タマシャモ	県養鶏試験場（現:県農業技術研究センター）が大和シャモ、ニューハンプシャー種、大シャモ、ロードライランドレッド種をかけ合せて作出した、本県唯一の地鶏。シャモの血を濃く受け継いでいるため、その鶏肉は歯ごたえが良く、うま味が豊かであることが大きなセールスポイントとなっている。
在来大豆	各地域で昔から作られてきた大豆の在来種で、県農業技術研究センターが収集・保存してきた。近年、特徴ある地域特産品として、生産者と加工業者の連携による豆腐等の製品開発が進められている。
作業道	立木の伐採や搬出などを行うために森林内に作られる簡易な構造の道。主に高性能林業機械の走行を想定して作られているもの。
里のほほえみ	（独）東北農業研究センターが育成した大豆の中生品種で、耐倒伏性に優れ、莢がはじけにくいなど、機械収穫適性が高い。
里山	人里近くにある生活に結びついた山や森林。かつては薪（たきぎ）や落葉の採取などに多く利用されてきた。山林に隣接する農地と集落を含めていうこともある。
三富地域	平地林の落ち葉を堆肥として畑に還元する農法が継続されている川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町にまたがる野菜生産が盛んな畑作地帯。 緑豊かで、都市近郊の緑地空間としても貴重である。
産卵床造成	魚類が産卵する場所を人工的に造ること。ウグイやオイカワでは河床の掘り起し、コイやフナでは水草に模したビニール片を水面に設置する。
施業の集約化・団地化	隣接する複数の所有者の森林をとりまとめて、作業道の整備や間伐等の森林施業を一体的に実施すること。
地拵（じごしらえ）	伐採木の枝葉を整理したり、雑草木を刈払いなどの植栽前に行う準備作業。
次世代施設園芸のモデル拠点	情報通信技術（ICT）を活用した高度な環境制御など、最先端の施設園芸技術を実証するための大規模園芸施設。低コストな周年・計画生産を実現し、所得向上と地域の雇用創出のモデルとなる。
下刈	植栽した苗木の成長を妨げる雑草木を刈払う作業。
実需者	食品製造業者や食品量販店、飲食店など加工・業務向けに農産物を必要とする者。
脂肪交雑	筋肉の結合組織間の脂肪細胞に蓄積された脂肪が、冷却されることによって白く見えるようになったもの。サシ、霜降りまたはマーブリングとも呼ばれる。牛枝肉の肉質評価で重要視されている項目であるが、特に和牛の場合、脂肪交雑の度合いが枝肉の価格決定の要素として最も強く影響している。
就職就農	農業法人などの会社に入社し、その会社の従業員として農業に従事する就農スタイル。
集約農業	資本、労働力の多量投下によって単位面積から高い収益をあげる農業。
集落営農	集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
植栽	山地に苗木を植えること。
食品表示調査員	食品表示の適正化及び食品表示制度の普及を推進するため、県民から公募し委嘱された調査員。任期は1年間。定期的に食品販売店における食品表示の状況を確認し県に報告する。
食品リサイクル・ループ	食品関連事業者が再生利用事業者や農業者と連携し、食品残さを資源として循環させる仕組み。
自立就農	自らが使用収益権を有する農地で、農業に従事する就農スタイル。
飼料用米	トウモロコシなどの代わりに豚や鶏などの飼料となる米。配合飼料の15 %程度までであれば、家畜の生理や生産物に影響を与えることなく置き換えることができる。国は主食用米からの作付転換を進めており、全国的に作付面積は拡大している。
新規就農者	新たに農業に従事する者のこと。埼玉県では、64歳以下で新たに年間150日以上農作業を行う者を新規就農者としている。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。
人工林	植栽やさし木など、人為的な方法により造成した森林。
森林インストラクター	森林の案内や森林内での活動を指導する専門家として（一社）全国森林レクリエーション協会が行う資格試験に合格し、登録された者。
森林環境教育	森林での様々な体験活動などを通じ、自然や森林のしくみ、林業や山村文化等を学ぶこと。
森林管理道	木材を搬出したり、森林の管理や施業のために森林内につくられた道で、自動車の走行を想定して作られている道。林道ともいう。
森林認証	独立した第三者機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮等がされているか、一定の基準に基づいて森林を認証するとともに、認証された森林から産出される木材及び木材製品が分別され、表示管理されているか認証すること。林産物に対して認証マークを付すことにより、消費者の選択的な購入を促し、森林保護を図ろうとする仕組み。

用　語	【用語解説】
森林ボランティア	森林をフィールドにして、植栽、下刈、間伐などをボランティア活動として行う者。
水源涵養	樹木・地表植生及び土壌などにより雨水、融雪水を一度貯留し、徐々に渓流に放出させて、洪水を緩和したり、水質の浄化をする機能。
ストックマネジメント	既存の農業水利施設が深刻な機能低下を招く前に、日常の管理段階から施設の状態を把握するとともに、定期的な機能診断調査等から機能保全対策を検討、実施することで、農業水利施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図る技術及び管理方法。
生産農業所得	農業産出額から物的経費(減価償却費及び間接税を含む)を控除し、経常補助金等を加算した農業純生産(付加価値額)のこと。
生殖細胞操作	生殖細胞(精子・卵子・初期受精卵等)を体内から取り出して保存、または体外受精を行い、その後体内に移植すること。
青年就農給付金	就農前後の所得確保を目的とした給付金。45歳未満の人を対象に、就農前の研修期間(2年以内)と、経営が不安定な就農直後(5年以内)に、1人当たり年間最大で150万円が給付されている。
性判別精液	乳牛や肉牛で雌を生産するため、フローサイトメーター(光学的分離装置)を用いて、X　染色体を持つ精子(雌)とY染色体を持つ精子(雄)を区別し、分離した精液。およそ85～90%の確率で雌が生まれる。
生物多様性保全	野生の動植物が人間の生活や生産活動の影響を受けて絶滅することがないよう、遺伝子、生物種、生態系の多様性を保存すること。
セーフティネット対策	主要な農産物の価格が著しく下落した場合に、生産者に補給金を交付するなどして、価格下落の影響を緩和する対策。
総合的病害虫・雑草管理(IPM)	病害虫の発生増加を抑えるため、利用可能なすべての防除技術の経済性を考慮し、適切な手段を総合的に講じる管理手法。
素材生産	森林内などで丸太を生産すること。立木の伐倒から枝払い、玉伐り、集材までの過程をいう。
多面的機能	国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など農産物の供給以外の多面にわたる機能。
治山施設	山地の荒廃を復旧したり、山地の荒廃を未然に防ぐために治山事業により設置された施設や構造物。
地産地消	地域で生産された農林産物を地域で消費すること。
中間土場	伐採地から製材工場等までの輸送経路の途中に設置する木材の集積場所。
中山間地域	平野の外縁部から山間地までの地域で、自然的、社会・経済的条件が不利な地域。本県では、農林統計上の山間農業地域と中間農業地域である市町村域及び「山村振興法」「特定農山村法」「過疎法」の適用を受ける地域としている。
鳥獣被害対策実施隊	鳥獣被害防止特措法に基づき、被害防止計画に定めた捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を行う非常勤の市町村職員。 実施隊の設置に当たっては、①隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めること、②市町村長が隊員を任命又は指名することの手続が必要である。
直交集成板(CLT)	集成材の一種で、板の層を繊維方向が直交するように交互に積み重ねて接着した厚型パネル。鉄筋コンクリートなどと同様に「面」として建物を支える構造にできる。CLTとはCross Laminated Timberの略称。
地理的表示(GI)の保護制度	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称(地理的表示)が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度。GIとはGeographical Indicationの略称。
特別栽培農産物	「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準拠し、慣行基準(地域で慣行的に行われている栽培に使用される節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬(使用回数)と化学肥料(窒素成分量)の双方を5割以上削減して栽培されたものとして、県の認証を受けた農産物。
特用林産物	森林からの産物のうち、木材を除いたものをいう。主なものは、きのこや山菜、クルミ、ぎんなん、木炭等。
都市農業振興基本計画	都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本法に基づき国や地方公共団体が定める計画。
土地改良区	土地改良法に基づき、土地改良事業を施行することを目的として、同法に基づいて設立された法人。地域の農業基盤整備の中枢的な役割を担っている。
土地利用型農業	米や麦、大豆などを大規模な面積で経営する農業。
中食	レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手作り料理を食べる「内食」の中間にあって、市販の弁当や惣菜、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校等で、そのまま(調理加熱することなく)食べること。これら食品(日持ちをしない食品)の総称としても用いられる。
難防除害虫	防除が難しい害虫。
二番茶	一番茶を収穫した後、6月下旬から7月上旬にかけて収穫した茶。
日本型直接支払制度 (多面的機能支払、環境保全型農業直接支援、中山間地域等直接支払)	農業の多面的機能の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して支援を行う制度であり、次の3つに分かれている。 ①多面的機能支払:多面的機能を支える地域の共同活動や水路・農道等の長寿命化に関する活動を支援する制度 ②中山間地域等直接支払:農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結して農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度 ③環境保全型農業直接支援:地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む生産者に対し補助する制度

用　　語	【用語解説】
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。 認定農業者は、経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）の交付対象となるとともに、スーパーL資金等の低利融資制度、農業経営基盤強化準備金制度による税制の特例、農業者年金の保険料助成等の支援措置が受けられる。
農業委員会	農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行することを目的に市町村に設置される行政委員会。
農業共済制度	農業共済制度は、農業が自然条件の影響を最も受けやすいことから、その経営を安定させることを目的として、農業災害補償法に基づき実施されている国の災害対策のひとつ。 農家が共済掛金を出し合って共同準備財産を造り、災害時に国の助成金とともに被災農家に共済金が支払われる。
農業経営基盤強化促進法	効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積及びこれらの農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。 ①認定農業者制度、②認定新規就農者制度、③市町村による農用地利用集積計画の作成、③農地利用集積円滑化事業、④農用地利用改善事業等を内容とする。
農業産出額	農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したもの。
農業就業人口	自営農業のみに従事したものまたは自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数で自営農業が多い者。
農業集落排水施設	農業用水の水質を保全し、農山村における生活環境を改善するため、農山村地域における生活雑排水やし尿などの汚水を処理する施設。公共下水道計画区域外の農業振興地域や集落を対象とし、数集落単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。処理用水の農業用水としての再利用や、発生汚泥の農地への還元など、地域リサイクルが可能という特徴を有している。
農業振興地域	都道府県知事が指定する、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域。
農業信用保証制度	農協等の融資機関が、農業者等の農業経営などに必要な資金を円滑に融資できるように、農業信用基金協会が保証人となってその債務を保証する制度。 農業者等の返済が滞った場合、一定の要件で協会が融資機関に対し代位弁済を行う。
農業水利施設	農業用水に関係する水路護岸やパイプライン、水路トンネル、ポンプ場、農業用ため池などを指す。また、農業用排水路や排水機場なども農業水利施設に含まれる。
農業生産基盤	水田や畑、農業用の用水路や排水施設などを指しており、いずれも農業生産のために欠かせないものである。
農業生産工程管理（GAP）	農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。
農業制度資金	農業者が有利な条件で資金を調達できるように、農業者に融資を行う民間金融機関に対して、国や県、市町村等が利子の補給を行う各種資金。
農業大学校	本県において中核となり得る農業者の育成とともに、農業関連産業に携わる担い手を育成することを目的に、県が設置している学校教育法上の専修学校（高等教育機関）。 また、農業改良普及助長法では、農業者研修教育施設に位置付けられている。
農業の6次産業化	農業者が農産物の生産（1次産業）に加え、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）にも主体的にかかわり、農業経営に新たな付加価値を生み出す取組。1次×2次×3次=6次
農業法人	農業を営む法人格を有する経営体の総称。「農事組合法人」や「会社法人」等がある。
農業用ため池	主に農業用かんがいのための貯水池を指す。河川水の利用が困難な丘陵地域に多く分布し、本県では比企地域、児玉地域に多く造成されている。
農業用廃資材	使用済みのビニールなどの農業資材。「産業廃棄物」として位置づけられ、排出事業者による適正処理が義務付けられている。
農山村バイオマス	再生可能な生物由来の有機資源で化石資源を除いたもので、家畜排泄物、食品廃棄物、下水汚泥、稲わら、間伐材、飼料作物などがある。
農商工連携	農林業者と商工業者が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品・新サービスの開発、販路の拡大などの取組。
農地中間管理機構	農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手へ農地の集積・集約化を進めるために、各都道府県に一つ設置された農地の中間的受け皿となる組織。　埼玉県では、（公社）埼玉県農林公社を農地中間管理機構に指定している。
農地の集積・集約	農地の売買・貸借によって担い手が利用する農地面積が増加すること（集積）や担い手が利用する分散した農地を権利の交換によってまとまりのある農地にすること（集約）。

用　語	【用語解説】
農地法	農地について、権利移動や転用の規制、利用関係の調整等の措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と農業生産の増大を図り、食料の安定供給の確保に資することを目的とする法律。
農地利用集積円滑化事業	農地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、市町村の承認を受けた者(農協・市町村公社等)が、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付けを行うこと等を内容とする事業。
農薬適正使用アドバイザー	農薬の使用に関する助言者として一定の資質を有することを県が認定した者。
農用地区域	市町村が指定する、農業振興地域において農地等として利用すべき土地の区域。
農林漁業成長産業化ファンド	農業漁業者等が6次産業化に取り組むために、必要となる資本の供給などの支援を行うためのファンド。 農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)が運営主体となり、地域の金融機関を含む民間企業等が出資するサブファンドに対してA-FIVEが出資し、当該サブファンドを通じて事業者へ出資する。
花育	花や緑に親しみ、育てる機会をとおして、やさしさや美しさを感じる気持ちを育むこと。
販売農家	国の統計調査用語で経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家。
人・農地プラン	高齢化や後継者不足、遊休農地の増加などの地域における人と農地の問題を解決するために、市町村が地域の将来の担い手と農地利用のあり方を定めた計画。
被覆栽培	茶の新芽の生育中、茶園や茶樹を遮光資材で覆い、一定期間、光を遮って栽培する方法。緑色が鮮やかになり、渋みが和らぐなどの効果がある。
病害虫発生予察	農作物の病害虫防除を適時に経済的に行うため、その発生や気象、農作物の生育等を調査し、農作物への損害の発生を予察する。
フードマイレージ	生鮮食料品等の総重量と移送距離を乗じて数値化したもの。移送距離が短い食料品を食べることで、輸送によるCO_2などの排出を低減し、環境負荷を小さくするとした「フードマイルズ」という考え方に基づいている。
ふるさと認証食品	主原料に100%埼玉県産農産物を使用して製造され、県が定めた基準に適合したとして認定した加工食品。
ふるさとの味伝承士	地域の伝統的な料理に関する技術や知識を持ち、その技術等を様々な機会を通じて次世代に伝える活動を行う者。知事が認定している。
プレカット	木材の接合部の切断や加工等をあらかじめ工場で行うこと。これにより、現場での作業工程を省略できる。
平地林	平地部及び都市近郊に所在する森林。都市近郊林と呼ばれることもある。
保安林	水源の涵養や山地災害の防止など、森林法に基づいて指定した公益的機能の発揮が特に求められる森林。森林を伐採する際、許可が必要であるなどの制限がある。
保育	植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の成長を促すために行う下刈、つる切り、除伐、間伐などの作業の総称。
蜂群配置	蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を生産するためのみつばちの群(巣箱)を配置すること。日本みつばちや趣味養蜂が増加するなど、養蜂を取り巻く環境が変化したため、みつばちの適切な管理、蜂群配置の適正が重要となっている。
ホンモロコ	琵琶湖固有の魚。日本産コイ科の中でもっとも美味と言われている。体長8～15　cm。県水産試験場(現:県水産研究所)が全国で初めて水田を利用した養殖技術を確立し、普及した。
緑の雇用制度	森林組合などに採用された人に対し、林業で必要な技能を取得することができるよう、同組合などを通じて講習や研修を行うことでキャリアアップを支援する制度。
見沼田圃	さいたま市と川口市にまたがる総面積1,260haに及ぶ大規模緑地。江戸時代から主に農業生産の場として都市近郊における重要な食糧基地の役割を果たしてきた。現在では環境・治水・農業等様々な面で新たな土地利用のあり方が求められている。
民有林	国有林以外の森林をいい、個人、会社・寺社などが所有する私有林及び都道府県・市町村が所有する公有林などの総称。
木育	子供から大人までが木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるために、木材の良さやその利用の意義を学ぶ教育活動。
野菜価格安定対策	主要な野菜について価格の著しい下落があった場合に、生産者、県及び国が積み立てた資金を財源として、生産者に対して補給金を交付する制度。
野菜産地強化戦略	埼玉野菜の生産量、販売額、消費量の拡大につながる取組を取りまとめたプラン。
野菜ソムリエ	一般社団法人日本野菜ソムリエ協会が認定する資格。これを取得した野菜ソムリエは野菜・果物の魅力を伝えるため、様々な活動を行っている。
有機農業	有機農業推進法第2条に定める、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。
遊休農地	現在、耕作されておらず、今後とも耕作されないと見込まれる農地。病害虫の発生原因となるほか、農村景観を阻害するため、発生防止と解消・活用対策が早急な課題となっている。
立木	土地に生育する個々の樹木。
利用権設定等促進事業	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が規模縮小する農家の農地を担い手農家へ集積する農用地利用集積計画を作成し、権利設定を行う事業。
林家	国の統計調査用語で、10a以上の山林を所有する又は保有する世帯。
林地残材	樹木を伐採した際に、森林内に捨て置かれる枝葉や曲がり材のこと。
路網	森林内にある一般道路、森林管理道、作業道の総称。又はそれらを適切に組み合わせた道のつながり。

埼玉農林業・農山村振興ビジョン

平成28年6月発行
編集発行／埼玉県農林部農業政策課
〒330−9301　さいたま市浦和区高砂3−15−1
☎048−830−4031
http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/k01

埼玉県のマスコット「さいたまっち」